

最終指定親会社及び子法人等の 業務及び財産の状況に関する説明書類 【2014年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第57条の16の規定に基づき、
特別金融商品取引業者である野村証券株式会社及び
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社の
全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

I. 最終指定親会社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 最終指定親会社の指定を受けた日	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株式に係る議決権保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式に係る保有数及び総株主の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	4
5. 資本金の額	4
6. 役員の氏名又は名称	4
7. 事業の内容	5
8. 本店又は主たる事務所の名称及び所在地	5
9. 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日	6
II. 最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する事項	7
1. 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成	7
2. 最終指定親会社の子法人等に関する事項	8
III. 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する事項	10
1. 直近の事業年度における業務の概要	10
2. 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標	13
IV. 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項	14
1. 連結財務諸表	14
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	125
3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益	127
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益	127
5. 最終指定親会社及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産の額として算出したもの	127
6. 連結財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	127
7. 連結自己資本規制比率及び経営の健全性の状況	128
V. 報酬等に関する事項	177
1. 報酬の決定に関する主要な機関等	177
2. 報酬の体系	178
3. リスク管理との整合性及び業績との連動性	179
4. 当期の報酬の種類及び支払総額	180
5. その他	180

I. 最終指定親会社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

野村ホールディングス株式会社

2. 最終指定親会社の指定を受けた日

2011年4月22日（対象特別金融商品取引業者：野村證券株式会社）

2013年12月24日（対象特別金融商品取引業者：野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年月	沿革
1925年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、当社設立。
1926年1月	公社債専門業者として営業開始。（本店：大阪府大阪市）
1927年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
1938年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
1941年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
1946年12月	当社の本店を東京都に移転。
1948年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
1949年4月	東京証券取引所正会員となる。
1951年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
1960年4月	野村証券投資信託委託株式会社(1997年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に變更。2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名變更)の設立に伴い、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
1961年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
1961年10月	当社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
1964年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
1965年4月	当社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
1966年1月	当社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名變更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に變更)。
1968年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
1969年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.を証券業現地法人として設立。
1981年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(1989年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名變更)。
1981年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
1989年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc.を米州持株会社として設立。
1990年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.をアジア持株会社として設立。
1993年8月	野村信託銀行株式会社設立。
1997年4月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を当社に移管し、金融研究所設立。
1998年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
1998年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。

年月	沿革
2000年 3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
2000年 7月	野村パブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
2001年 2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。
2001年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴い、社名を野村ホールディングス株式会社に変更(同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に変更)。
2001年12月	当社がニューヨーク証券取引所に上場。
2001年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
2003年 6月	当社および国内子会社14社が委員会設置会社へ移行。
2004年 8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社(以下「野村土地建物」)からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
2006年 3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
2006年 4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社設立。
2007年 2月	インスティネット社を連結子会社とする。
2007年10月	株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ設立。
2008年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
2009年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
2011年 5月	野村土地建物を連結子会社とする。これに伴い、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となる。
2013年 3月	野村不動産ホールディングス株式会社を持分法適用会社とする。

(2) 経営の組織

2014年4月1日現在の組織図は以下のとおりであります。



4. 株式に係る議決権保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式に係る保有数及び総株主の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(2014年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	議決権割合
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	162,108	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	128,994	3.47
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	124,073	3.34
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	44,659	1.20
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ	43,994	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 6）	42,067	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 5）	42,022	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 1）	41,720	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 3）	41,440	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 2）	41,337	1.11

5. 資本金の額

594,493 百万円

6. 役員の名又は名称

取締役

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別
取締役会長	古 賀 信 行	常勤
取締役	永 井 浩 二	常勤
〃	吉 川 淳	常勤
〃	鈴 木 裕 之	常勤
〃	デイビッド・ベンソン	常勤
〃	坂 根 正 弘	非常勤
〃	草 刈 隆 郎	非常勤
〃	藤 沼 亜 起	非常勤
〃	兼 元 俊 徳	非常勤
〃	クララ・ファース	非常勤
〃	マイケル・リム	非常勤

(2014年7月1日現在)

注(1) 取締役のうち、坂根正弘、草刈隆郎、藤沼亜起、兼元俊徳、クララ・ファースおよびマイケル・リムは会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	古賀 信行
	委員	坂根 正弘
	委員	草刈 隆郎
監査委員会	委員長	藤沼 亜起
	委員	兼元 俊徳
	委員	鈴木 裕之
報酬委員会	委員長	古賀 信行
	委員	坂根 正弘
	委員	草刈 隆郎

執行役

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表執行役 グループ CEO	永井 浩二	有	常勤
代表執行役 グループ COO	吉川 淳	有	常勤
執行役 ホールセール部門CEO	尾崎 哲	無	常勤
執行役 営業部門CEO	森田 敏夫	無	常勤
執行役 アセット・マネジメント部門 CEO	渡邊 国夫	無	常勤
執行役 コーポレート 統括	永松 昌一	無	常勤
執行役 財務統括 責任者(CFO)	柏木 茂介	無	常勤

7. 事業の内容

当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、2014年3月末現在814社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は2014年3月末現在15社であります。

8. 本店又は主たる事務所の名称及び所在地

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村証券株式会社 本支店（計 159 店：東京都 34 店、関東地方（東京都を除く）38 店、北海道地方 5 店、東北地方 9 店、北陸地方 4 店、中部地方 16 店、近畿地方 28 店、中国地方 9 店、四国地方 4 店、九州・沖縄地方 12 店）

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京、大阪）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナル PLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポール LIMITED

インスティテット Inc.（アメリカ・ニューヨーク市）

9. 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

(1) 商号

①野村証券株式会社

②野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社

(2) 登録年月日及び登録番号

①2007年9月30日 関東財務局長（金商）第142号

②2012年10月10日 関東財務局長（金商）第2665号

(3) 届出日

①2011年5月13日

②2013年11月25日

II. 最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する事項

1. 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成

野村ホールディングス株式会社（最終指定親会社）	営業部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村証券(株)(対象特別金融商品取引業者)</p> <p style="text-align: right;">他</p>
	マネアセット・マネジメント部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村アセットマネジメント(株)</p> <p style="text-align: right;">他</p>
	ホールセール部門	<p><主要な関係会社> (国内) 野村証券(株)(対象特別金融商品取引業者) 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)(対象特別金融商品取引業者)</p> <p>(海外) ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンス LLC インステイネット Incorporated ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ノムラ・インターナショナル PLC ノムラ・バンク・インターナショナル PLC ノムラ・キャピタル・マーケットズ LTD ノムラ・アジア・ホールディング N.V. ノムラ・インターナショナル(ホンコン) LIMITED ノムラ・シンガポール LIMITED</p> <p style="text-align: right;">他</p>
	その他	<p><主要な関係会社> (国内) 野村信託銀行(株) 野村ファシリティーズ(株)</p> <p>(株)野村総合研究所 ※ (株)ジャフコ ※ 野村不動産ホールディングス(株) ※</p> <p style="text-align: right;">他</p>

※持分法適用関連会社

2. 最終指定親会社の子法人等に関する事項

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	※1	※2	関係内容
野村証券株式会社	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100	100	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の貸借借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100	100	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
野村ファシリティーズ株式会社	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸 および管理業	100	100	店舗等の賃貸借および管理 設備の貸借借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファイナンシャル・プロダク ツ・サービシズ株式会社	東京都千代田区	百万円 95,275	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・ホールディング・アメリ カ Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,939	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・イン ターナショナル Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 3,650	証券業	—	100	設備の貸借借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ ファイナンスLLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,671	持株会社	—	100	役員の兼任…無
インスティテット Incorporated	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,307	持株会社	—	100	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ホール ディングズ PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 7,523	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 増資の引受 役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 8,302	証券業	—	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・バンク・インターナシ ョナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 555	金融業	—	100	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・キャピタル・マーケツ LTD	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,123	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	オランダ、 アムステルダム市	百万円 122,122	持株会社	100	100	役員の兼任…有
ノムラ・インターナショナル(ホ ンコン)LIMITED	香港	百万円 142,711	証券業	—	100	設備の貸借借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガ ポールドル 239	証券業 金融業	—	100	債務保証 役員の兼任…有
野村キャピタル・インベストメ ント株式会社	東京都千代田区	百万円 7,500	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村バブコックアンドブラウン 株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100	100	金銭の貸借等の取引 設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ファンド・リサーチ・アン ド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、投 資助言・代理業	100	100	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村プライベート・エクイティ・ キャピタル株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	投資運用業、投 資助言・代理業	100	100	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
野村ヘルスケア・サポート&アド バイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100	100	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無
チャイエククス・ジャパン 株式会社	東京都港区	百万円 1,320	証券業	—	100	役員の兼任…無
高木証券株式会社	大阪府大阪市	百万円 11,070	証券業	—	29.1	役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100	100	設備の貸借借等の取引 役員の兼任…無

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100	100	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
NH I アクイジション・ホールディング Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100	100	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	6.6	38.0	情報システムに関する業務委託 役員の兼任…無
株式会社ジャフコ	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資 事業組合等管理 運営業	14.0	19.5	役員の兼任…無
野村不動産ホールディングス株式会社	東京都新宿区	百万円 116,024	持株会社	—	34.1	役員の兼任…無

※1：最終指定親会社の議決権保有割合 (%)

※2：最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合 (%)

Ⅲ. 最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概要

(1) 業績総括

当期の世界経済を振り返ると、米国においては、家計のバランスシート調整が概ね終了し、民間消費を中心に景気回復が見られました。欧州でも、一部の国においては構造調整を要するものの、一時期の最悪期は脱し、先進国経済は、総じて堅調に推移いたしました。一方で、中国においてはシャドー・バンキングに対する規制強化のほか、労働市場の逼迫や地方政府による公共投資の減少などもあり成長率が鈍化したこと、また昨年後半に生じたウクライナ問題など、新興国を中心に先行きが不透明な要素も生じております。

このような中、日本経済は、「アベノミクス」により、為替が円安に推移し、これによる企業業績の好転から株式市場は大きく上昇しました。さらに昨年9月には2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定もあり、企業や消費者の心理を通じて、実体経済にもプラス効果が波及し、民間消費の改善など、景気は回復基調を辿っております。これらの動きを受けて、東証株価指数(TOPIX)は、期初の1,000ポイントから、5月には1,276ポイントまで上昇しました。夏場には一時停滞する局面もありましたが、年末から年初にかけて1,306ポイントまで回復し、1,202ポイントで当期末を迎えました。また、円ドル相場は、期初の1ドル93円台から円安が進み、2013年12月末には105円台となった後、2014年3月末には103円台となっています。

また、金融規制に関しては、バーゼルⅢ(金融機関に対する自己資本等に関する規制)の導入がわが国においても開始されるなど、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革が段階的に実施されており、今後も引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このような環境下、当社では、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様にとって付加価値の高い商品・サービスを提供できるよう努め、地域間、ビジネス間での連携強化を図り、収益の拡大に向けて取り組んでまいりました。その結果、当期の収益合計(金融費用控除後)は、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となっていた前期と比較して14.1%減の1兆5,571億円、金融費用以外の費用は同24.1%減の1兆1,955億円となりました。税引前当期純利益は3,616億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,136億円となり、米国会計基準の適用を開始した2002年3月期以降、2006年3月期に次ぐ高水準となりました。株主資本利益率(ROE)は前期の4.9%から4ポイント改善し、8.9%となりました。また、当期のEPS(注)は55.8円となっております。なお、2014年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり9円とし、年間での配当は1株につき17円といたしました。

(注)希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

連結経営成績

	(単位：億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1～ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	18,136	15,571	△14.1
金融費用以外の費用	15,759	11,955	△24.1
税引前当期純利益(損失)	2,377	3,616	52.1
法人所得税等	1,320	1,452	9.9
当期純利益(損失)	1,057	2,164	104.8
差引：非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	△15	29	—
当社株主に帰属する当期純利益(損失)	1,072	2,136	99.2
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率(ROE)	4.9%	8.9%	—

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報(セグメント合計)

	(単位：億円)		(%)
	第109期	第110期	対前期 比較増減率
	(2012.4.1～ 2013.3.31)	(2013.4.1～ 2014.3.31)	
収益合計(金融費用控除後)	17,759	15,463	△ 12.9
金融費用以外の費用計	15,759	11,955	△ 24.1
税引前当期純利益(損失)	2,000	3,509	75.4

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報(セグメント合計)における当期の収益合計(金融費用控除後)は前期比12.9%減の1兆5,463億円、金融費用以外の費用は同24.1%減の1兆1,955億円、税引前当期純利益は同75.4%増の3,509億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第109期	第110期	対前期 比較増減率
	(2012.4.1～ 2013.3.31)	(2013.4.1～ 2014.3.31)	
収益合計(金融費用控除後)	3,979	5,119	28.6
金融費用以外の費用計	2,973	3,199	7.6
税引前当期純利益(損失)	1,006	1,920	90.8

収益合計(金融費用控除後)は、主として、株式委託手数料の増加により、前期比28.6%増の5,119億円となりました。また、金融費用以外の費用は同7.6%増の3,199億円、税引前当期純利益は同90.8%増の1,920億円と増収増益となりました。

営業部門では、お客様から信頼いただける証券会社を目指し、お客様一人ひとりの運用ニーズに的確にお応えするため、コンサルティングを中心とする営業活動を継続してまいりました。2014年からスタートした少額投資非課税制度(NISA)についても、制度開始前に約2,200回のセミナーを開催するなど、より多くのお客様にこの制度をご利用いただくための取り組みを行ってまいりました。その結果、お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の83.8兆円から91.7兆円に増加し、過去最高水準となりました。また、お客様の口座数も前期末比11.9万口座増の514万口座となり、営業基盤は着実に拡大しております。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第109期	第110期	対前期 比較増減率
	(2012.4.1～ 2013.3.31)	(2013.4.1～ 2014.3.31)	
収益合計(金融費用控除後)	689	805	16.7
金融費用以外の費用計	478	534	11.7
税引前当期純利益(損失)	212	271	28.1

収益合計(金融費用控除後)は、運用資産残高が増加したことなどにより、前期比16.7%増の805億円となりました。また、金融費用以外の費用は同11.7%増の534億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同28.1%増の271億円で、増収増益となりました。

投資信託ビジネスでは、株式投資信託を中心に資金が流入したことやマーケット環境の改善を受けて、運用資産残高が増加しました。特に、インフラ関連株式に着目したファンドや、日本株ファンドを中心とした商品が運用資産拡大に寄与しました。また、NISAについても、商品面での対応、セミナーの開催やWebコンテンツの拡充等を通じて、制度の普及促進に向け注力してまいりました。投資顧問ビジネスでは、日本株や海外債券を中心に海外顧客からの運用の受託が増加しました。その結果、2014年3月末の運用資産残高は前期末比2.9兆円増の30.8兆円となりました。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1～ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	6,449	7,651	18.6
金融費用以外の費用計	5,732	6,533	14.0
税引前当期純利益(損失)	717	1,118	56.0

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、投資銀行業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

収益合計(金融費用控除後)は、前期から18.6%増加し、7,651億円となりました。第1四半期は前期から引き続き市場が活況を呈し、日本が収益を牽引しました。第2四半期以降では日本の収益は相対的に低下したものの、海外地域の収益が貢献し、結果として、ホールセール部門全体で、前期比で増収となりました。また、金融費用以外の費用は、主として円安の影響を受け、同14.0%増の6,533億円となりましたが、これまでの損益分岐点の引下げ努力が奏功し、費用の増加幅を抑制することができました。税引前当期純利益は同56.0%増の1,118億円となり、二期連続で増収増益を達成いたしました。

グローバル・マーケット

グローバル・マーケットの収益は、前期比で増収となりました。フィクスト・インカム関連ビジネスは、米国における量的緩和の縮小観測、シリアやウクライナ情勢の緊迫化懸念など、不透明な市場環境による影響を受けましたが、エクイティ関連ビジネスは、世界的な景気回復および株式市場の上昇を受けて、大幅増収を達成いたしました。特に日本ではアベノミクスを追い風に、IPOや公募増資が増加し、収益の押し上げに寄与しています。なお、2012年12月に実施したフィクスト・インカムとエクイティの統合により、昨今の市場環境の変化に柔軟に対応することができるようになり、お客様のニーズに沿ったサービスや商品の提供を機動的に行うことによる収益の拡大と業務の効率化が進んでおります。

インベストメント・バンキング

インベストメント・バンキングでは、M&Aは市場全体がやや低調となったものの、株式市場の好調を受けた国内外での資金調達の活発化や大型のIPOなどがあり、全体での収益は拡大しました。また、過年度の費用削減による効果や生産性の改善に取り組んだ結果、海外を中心に収益性が大幅に改善しております。

さらに、国内外の各地域のお客様のニーズがグローバル化する中、地域間や部門間の連携を促進し、クロスボーダーの取引に付随する為替・金利取引等のソリューション・ビジネスやファイナンスを獲得するなど取引の複合化を一段と図っております。また、ライセンス・イシューなどの新商品の提供を通じて収益源の多様化を進めております。

その他

	(単位：億円)		(%)
	第109期 (2012.4.1～ 2013.3.31)	第110期 (2013.4.1～ 2014.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	6,642	1,888	△ 71.6
金融費用以外の費用計	6,576	1,689	△ 74.3
税引前当期純利益(損失)	66	200	203.1

収益合計(金融費用控除後)は前期比71.6%減の1,888億円、金融費用以外の費用は前期比74.3%減の1,689億円、税引前当期純利益は200億円となりました。ここには、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社から外れたことによる影響が含まれております。

2. 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

	第108期 (2011. 4～2012. 3)	第109期 (2012. 4～2013. 3)	第110期 (2013. 4～2014. 3)
収 益 合 計	1,851,760	2,079,943	1,831,844
税 引 前 当 期 純 利 益	84,957	237,730	361,614
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,583	107,234	213,591
当 社 株 主 に 帰 属 す る 包 括 利 益	△ 3,870	194,988	291,622
純 資 産 額	2,389,137	2,318,983	2,553,213
総 資 産 額	35,697,312	37,942,439	43,520,314

IV. 最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項

1. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

		2013年3月31日	2014年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		805,087	1,489,792
定期預金		577,921	363,682
取引所預託金およびその他の顧客分別金		269,744	335,836
計		1,652,752	2,189,310
貸付金および受取債権：	※9		
貸付金	※2	1,575,494	1,327,875
(2013年3月31日現在 524,049百万円、 2014年3月31日現在 303,956百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権	※2	63,792	64,070
(2014年3月31日現在 2,180百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客以外に対する受取債権		992,847	1,181,742
貸倒引当金		△ 2,258	△ 3,009
計		2,629,875	2,570,678
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※2	8,295,372	9,617,675
(2013年3月31日現在 997,788百万円、 2014年3月31日現在 1,087,138百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,819,885	7,729,326
計		14,115,257	17,347,001
トレーディング資産およびプライベート・ エクイティ投資：			
トレーディング資産	※2,3	17,037,191	18,672,318
(2013年3月31日現在 7,707,813百万円、 2014年3月31日現在 9,266,192百万円の 担保差入有価証券を含む。 2013年3月31日現在 19,970百万円、 2014年3月31日現在 9,156百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	※2,4	87,158	41,996
(2013年3月31日現在 44,134百万円、 2014年3月31日現在 3,476百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		17,124,349	18,714,314
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		428,241	408,917
(2013年3月31日現在 355,831百万円、 2014年3月31日現在 350,820百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※2,7	920,611	1,023,746
投資持分証券	※2	123,490	136,740
関連会社に対する投資および貸付金	※9,22	345,705	345,434
その他	※2,7, 12	602,159	784,174
(2013年3月31日現在 1,632百万円、 2014年3月31日現在 56,976百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			

		2013年3月31日	2014年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
計		2,420,206	2,699,011
資産合計		37,942,439	43,520,314

		2013年3月31日	2014年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (2013年3月31日現在 77,036百万円、 2014年3月31日現在 49,279百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	738,445	602,131
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務		476,705	492,516
顧客以外に対する支払債務		864,962	1,230,176
受入銀行預金		1,072,134	1,114,181
計		2,413,801	2,836,873
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (2013年3月31日現在 264,767百万円、 2014年3月31日現在 530,397百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2	12,444,317	13,937,690
貸付有価証券担保金		2,158,559	2,359,809
その他の担保付借入		806,507	814,500
計		15,409,383	17,111,999
トレーディング負債	※2, 3	8,491,296	11,047,285
その他の負債 (2013年3月31日現在 2,360百万円、 2014年3月31日現在 1,123百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 12	978,163	1,141,750
長期借入 (2013年3月31日現在 1,664,536百万円、 2014年3月31日現在 1,984,986百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	※2, 13	7,592,368	8,227,063
負債合計		35,623,456	40,967,101
コミットメントおよび偶発事象	※23		
資本：	※19		
資本金		594,493	594,493
無額面：			
授権株式数－ 2013年3月31日現在 6,000,000,000株 2014年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数－ 2013年3月31日現在 3,822,562,601株 2014年3月31日現在 3,822,562,601株			
発行済株式数（自己株式控除後）－ 2013年3月31日現在 3,710,960,252株 2014年3月31日現在 3,717,630,462株			
資本剰余金		691,264	683,638
利益剰余金		1,136,523	1,287,003
累積的その他の包括利益		△ 57,395	20,636
計		2,364,885	2,585,770
自己株式(取得価額)		△ 70,514	△ 72,090
自己株式数－ 2013年3月31日現在 111,602,349株 2014年3月31日現在 104,932,139株			
当社株主資本合計		2,294,371	2,513,680
非支配持分		24,612	39,533
資本合計		2,318,983	2,553,213
負債および資本合計		37,942,439	43,520,314

次の表は連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「[連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(単位：十億円)

	2013年3月31日	2014年3月31日
現金・預金	13	18
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	695	751
その他資産	93	114
資産合計	<u>801</u>	<u>883</u>
トレーディング負債	21	42
その他の負債	11	27
借入	458	424
負債合計	<u>490</u>	<u>493</u>

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 連結損益計算書

		2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		359,069	474,557
投資銀行業務手数料		62,353	91,301
アセットマネジメント業務手数料		141,029	167,247
トレーディング損益	※2,3	367,979	476,356
プライベート・エクイティ投資関連損益		8,053	11,392
金融収益		394,007	416,350
投資持分証券関連損益		38,686	15,156
その他	※11	708,767	179,485
収益合計		2,079,943	1,831,844
金融費用		266,312	274,774
収益合計(金融費用控除後)		1,813,631	1,557,070
金融費用以外の費用：			
人件費		547,591	570,058
支払手数料		91,388	111,849
情報・通信関連費用		179,904	192,168
不動産関係費		91,545	80,142
事業促進費用		49,010	38,485
その他	※11	616,463	202,754
金融費用以外の費用計		1,575,901	1,195,456
税引前当期純利益		237,730	361,614
法人所得税等	※18	132,039	145,165
当期純利益		105,691	216,449
差引：非支配持分に帰属する当期純利益(△損失)		△ 1,543	2,858
当社株主に帰属する当期純利益		107,234	213,591

		2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	※14		
基本一			
当社株主に帰属する当期純利益		29.04	57.57
希薄化後一			
当社株主に帰属する当期純利益		28.37	55.81

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 連結包括利益計算書

	2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益	105,691	216,449
その他の包括利益：		
為替換算調整額(税引後)：	74,301	68,090
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	8,702	15,093
繰延税額	△ 3,007	△ 5,384
計	5,695	9,709
トレーディング目的以外の有価証券：		
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	17,283	3,358
繰延税額	△ 4,650	△ 1,109
計	12,633	2,249
その他の包括利益合計	92,629	80,048
包括利益	198,320	296,497
差引：非支配持分に帰属する包括利益	3,332	4,875
当社株主に帰属する包括利益	194,988	291,622

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 連結資本勘定変動表

	2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	698,771	691,264
自己株式売却損益	△ 1,798	△ 7,647
新株予約権の付与および行使	△ 5,700	△ 210
子会社株式の購入・売却等	△ 9	231
期末残高	691,264	683,638
利益剰余金		
期首残高	1,058,945	1,136,523
当社株主に帰属する当期純利益	107,234	213,591
現金配当金	△ 29,656	△ 63,111
期末残高	1,136,523	1,287,003
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△ 110,652	△ 38,875
当期純変動額	71,777	66,579
期末残高	△ 38,875	27,704
確定給付年金制度		
期首残高	△ 35,132	△ 28,518
年金債務調整額	6,614	9,709
期末残高	△ 28,518	△ 18,809
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	635	9,998
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	9,363	1,743
期末残高	9,998	11,741
期末残高	△ 57,395	20,636
自己株式		
期首残高	△ 99,819	△ 70,514
取得	△ 7	△ 32,511
売却	1	9
従業員に対する発行株式	29,507	30,127
その他の増減(純額)	△ 196	799
期末残高	△ 70,514	△ 72,090
当社株主資本合計		
期末残高	2,294,371	2,513,680
非支配持分		
期首残高	281,896	24,612
現金配当金	△ 3,422	△ 40
非支配持分に帰属する当期純利益(△損失)	△ 1,543	2,858
非支配持分に帰属する累積的其他の包括利益		
為替換算調整額	2,524	1,511
年金債務調整額	△ 919	—
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	3,270	506
子会社株式の購入・売却等(純額)	△ 247,782	341
その他の増減(純額)	△ 9,412	9,745
期末残高	24,612	39,533
資本合計		
期末残高	2,318,983	2,553,213

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

区分	2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	105,691	216,449
当期純利益の営業活動から得た現金(純額) への調整		
減価償却費および償却費	91,493	79,468
ストック・オプション費用	21,955	21,091
投資持分証券関連損益	△ 38,686	△ 15,156
持分法投資損益(受取配当金控除後)	△ 13,003	△ 29,499
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	17,641	8,360
繰延税額	53,957	117,061
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	137,526	274,593
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△ 9,461	△ 42,403
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	△ 1,448,489	△ 485,673
トレーディング負債	248,019	2,007,807
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)	1,375,929	△ 183,884
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)	863,511	△ 1,604,469
その他の担保付借入	△ 84,444	7,992
貸付金および受取債権(貸倒引当金控除後)	△ 238,318	217,397
支払債務	△ 305,672	278,325
賞与引当金	31,415	16,356
未払法人所得税(純額)	50,019	△ 87,933
その他(純額)	△ 309,582	△ 338,456
営業活動から得た現金(純額)	549,501	457,426

	2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△ 271,975	△ 214,336
建物、土地、器具備品および設備の売却	147,653	176,680
投資持分証券の購入	△ 319	△ 4,799
投資持分証券の売却	3,741	6,945
銀行業務貸付金の減少(△増加)(純額)	22,189	△ 10,972
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)	△ 54,237	△ 103,187
事業の取得および売却(純額)	△ 5,919	—
関連会社に対する投資の減少(△増加)(純額)	△ 1,391	43,298
その他投資およびその他資産の 減少(△増加)(純額)	△ 228	3,176
投資活動に使用された現金(純額)	△ 160,486	△ 103,195
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	1,930,357	2,140,351
長期借入の減少	△ 2,330,509	△ 1,594,148
短期借入の減少(純額)	△ 416,174	△ 149,437
受入銀行預金の増加(△減少)(純額)	129,384	△ 23,605
自己株式の売却に伴う収入	56	682
自己株式の取得に伴う支払	△ 7	△ 32,511
配当金の支払	△ 14,730	△ 51,947
財務活動から得た(△財務活動に 使用された)現金(純額)	△ 701,623	289,385
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	47,175	41,089
現金および現金同等物の増加(△減少)額	△ 265,433	684,705
現金および現金同等物の期首残高	1,070,520	805,087
現金および現金同等物の期末残高	805,087	1,489,792

	2013年3月期 自 2012年4月1日 至 2013年3月31日	2014年3月期 自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額－		
利息の支払額	296,643	303,331
法人所得税等支払額（純額）	28,063	116,037
現金支出を伴わない取引－		
事業の売却		
2013年3月期、事業の売却により減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き1,488,853百万円、減少した負債の合計金額は1,166,556百万円であります。		

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

1 会計処理の原則および会計方針の要旨：

2001年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社および当社が財務上の支配を保持する事業体（合わせて以下「野村」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、2014年3月期において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が上回る場合には当該影響額の後に「(利益)」と記載し、下回る場合には「(損失)」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。2013年3月期および2014年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、37,685百万円（利益）および10,728百万円（利益）であります。

・営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。日本会計原則に基づいた場合の2013年3月期および2014年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、5,765百万円（利益）および4,373百万円（利益）であります。営業目的以外の投資持分証券は連結貸借対照表上、その他の資産—その他に含まれております。

トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。2013年3月期および2014年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、8,573百万円（利益）および3,995百万円（損失）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。2013年3月期および2014年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ1,815百万円（損失）および3,843百万円（利益）であります。

- ・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益もしくはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。

- ・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、この様な公正価値オプションは容認されておられません。2013年3月期および2014年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ16,175百万円(利益)および11,574百万円(利益)であります。なお、連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

- ・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、この様な相殺処理は容認されておられません。

- ・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされております。

- ・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

事業の概況

当社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

野村の事業は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上区分された部門に基づいて行われております。野村の業務運営ならびに経営成績の報告は営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。ホールセール部門は、さまざまな投資家向けに債券や株式、デリバティブ、為替のセールスおよびトレーディングのグローバルな展開、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務などの多様な投資銀行サービスの提供、投資先企業の価値向上を目指すプライベート・エクイティ投資を行っております。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。当社はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、米国財務会計審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」（以下「編纂書810」）の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合には業務を遂行することができる十分なリスク資本を確保していない事業体であります。野村は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。編纂書946「金融サービス—投資会社」（以下「編纂書946」）において投資会社と判定される一定の変動持分事業体、あるいは業界の慣行として編纂書946と同様の判定基準のガイダンスが適用される変動持分事業体については、野村が期待損失の過半を負担、あるいは期待残存利益の過半を享受、またはそのいずれにも該当する場合には、野村が主たる受益者となります。

野村は、変動持分事業体に該当しない事業体については野村が議決権の過半を所有する場合には通常野村が財務上の支配を保持しているものと判定しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産—関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、トレーディング資産、プライベート・エクイティ投資またはその他の資産—その他の勘定に計上しております。それ以外の投資はトレーディング資産に計上されております。野村が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書または連結包括利益計算書で認識されます。

野村の投資先には編纂書946に基づく投資会社があります。これら投資会社における全ての投資については連結や持分法の適用を行わず公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

当社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル PLCなどがあります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替えを行っております。

連結財務諸表作成上の見積もり

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟および税務調査の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに連結財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っております。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。従いまして、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

野村の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書もしくは連結包括利益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に公正価値オプションを選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など当初認識以降の限定的な状況で使用されます。

いずれの場合にも、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。野村が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

すべてのプライベート・エクイティ投資は公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。詳細については「注記4 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

金融資産の譲渡

野村は金融資産の譲渡について、次の条件を満たすことにより野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフバランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。野村が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。

外貨換算

当社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務

諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、当社株主資本に累積その他の包括利益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

手数料収入

収益一委託・投信募集手数料には証券仲介手数料が含まれ、約定日に認識し、当期の損益に計上しております。収益一投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は関連するサービスが履行された時に認識されます。収益一アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき、または特定の業務執行の要件が満たされたときに計上されております。

トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産および負債は主に負債および持分証券、デリバティブ、ならびに貸付金です。これらは、おおむね連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益一トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付有価証券買入取引および借入有価証券担保金に計上される担保付有価証券借入取引からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券に計上される買戻条件付有価証券売却取引、貸付有価証券担保金に計上される担保付有価証券貸付取引およびその他の担保付借入からなっております。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引（以下「レポ取引」）は、主に有価証券を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります。当該取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上しておりますが、公正価値オプションを適用し公正価値で計上しているものもあります。担保請求が厳密に行われているため、売戻条件付有価証券買入取引については、通常貸倒引当金の計上はしていません。

担保として差し入れた有価証券の満期がレポ取引の満期と一致する取引（以下「満期レポ取引」）は、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の金融資産の消滅の要件を満たした場合、担保付資金調達取引ではなく売却として会計処理しております。連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引は、2013年3月31日および2014年3月31日において、それぞれ該当ありませんでした。

2014年6月、米国財務会計審議会は、満期レポ取引の会計処理を変更する新しい指針を公表しました。当該指針の詳細については、下記「新しい会計基準の進展」をご参照ください。

野村は日本の金融市場において一般的な、日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）を行っております。現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。

連結貸借対照表上では、マスター・ネットリング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20「貸借対照表一相殺」（以下「編纂書210-20」）に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決めおよびマスター・ネットリング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。当該取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。担保請求が厳密に行われているため、有価証券貸借取引については、通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっており、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記8 証券化および変動持分事業体」および「注記13 借入」をご参照ください。

野村が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レポ取引に係る差入担保を含む）、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

野村はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引はそれぞれ、その公正価値が正の価値か負の価値かにより、連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。一部の組込債券などの複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、社債や譲渡性預金といった主契約から区分され公正価値で評価されています。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されています。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書あるいは連結包括利益計算書に計上されます。

連結貸借対照表上では、マスター・ネットリング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債は、編纂書210-20および編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。これらの条件には、マスター・ネットリング契約による取引の一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれております。さらに、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返済義務（債務）の公正価値も、一定の追加要件を満たした場合、純額処理されたデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上しております。

トレーディング目的以外のデリバティブ取引

野村は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じるリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。一部のトレーディング目的以外のデリバティブ取引については編纂書815における公正価値ヘッジや純投資ヘッジとしてヘッジ指定しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性は、スポット・レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分で判定されます。有効と判定された部分は当社株主資本に累積的その他の包括利益として計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。詳細については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値あるいは償却原価により計上されております。貸付金の利息収入は原則として連結損益計算書上、収益—金融収益に計上されております。

公正価値により計上されている貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値での測定が選択されております。野村は、貸付金および当該貸付金のリスク軽減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益に計上されております。

償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、貸付金については繰延収益および費用、購入した貸付金に関しては未償却プレミアムもしくはディスカウントで原価を調整し、貸倒引当金等を控除した価額であります。

ローン貸出手数料収入は貸出に関連する費用を控除後償却され利息の調整としてローン期間に渡り収益—金融収益に計上されております。繰延貸出手数料の純額は2013年3月31日においては406百万円、2014年3月31日においては808百万円であります。詳細については「注記9 金融債権」をご参照ください。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、有価証券の引渡未了（フェイル）に係る受取債権、信用預託金、デリバティブ取引に係る現金担保の受取債権、手数料、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。純額表示される約定見返勘定資産残高は2013年3月31日においては258,604百万円、2014年3月31日においては349,573百万円が顧客以外に対する受取債権に含まれております。

これらの受取債権については、個別に減損が認識されている受取債権については、経営者の最善の見積もりに基づく損失発生額を反映したクレジット損失の引当てを差し引いた金額で計上されております。クレジット損失の引当ては連結貸借対照表上、貸倒引当金に計上されております。

貸出コミットメント

未実行貸出コミットメントは簿外債務として認識されるか、トレーディング商品または公正価値オプションの選択により公正価値で計上されております。

貸出コミットメントは通常貸出しが実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産あるいは公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として収益認識されております。

貸付金が予見できる将来に渡って保有される場合の貸出コミットメントについて、野村はクレジット損失の引当てを連結貸借対照表上その他の負債—その他に計上しており、引当ては経営者の最善の見積もりにより減損していると認められた貸出コミットメントから発生すると見込まれる損失を反映しております。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、利息の調整として貸出日から契約期間に渡り認識されます。貸出コミットメントから貸出がおこる可能性がほとんどないと考えられる場合には、貸出コミットメント・フィーはコミットメント期間に渡って認識されます。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、有価証券の受入未了（フェイル）に係る支払債務、デリバティブ取引に係る現金担保の支払債務、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。

受入銀行預金は、銀行子会社において保有する銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

建物、土地、器具備品および設備

野村が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

2013年3月31日および2014年3月31日の建物、土地、器具備品および設備の内訳は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
土地	93,800	94,991
建物	104,320	109,052
器具備品および設備	52,644	48,101
ソフトウェア	161,469	156,717
建設仮勘定	16,008	56
合計	428,241	408,917

これらの資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年から50年
器具備品および設備	2年から20年
ソフトウェア	5年以内

有形資産の減価償却費および無形資産の償却費は、金融費用以外の費用—情報・通信関連費用に2013年3月期は55,992

百万円、2014年3月期は57,173百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用—不動産関係費に2013年3月期は35,501百万円、2014年3月期は22,295百万円がそれぞれ含まれております。

不動産に係わるリース契約については編纂書840「リース」（以下「編纂書840」）によりオペレーティング・リースあるいはキャピタル・リースに分類されます。オペレーティング・リースの賃料はリース期間にわたり定額法で認識されます。キャピタル・リースの場合には、野村はリース物件を認識するとともにリース負債を認識します。リース物件は公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い額をもって認識され、その後定額法により見積耐用年数に渡り減価償却されます。リース対象物件の建設に野村が一定の関与をする場合には、野村が建設工事の所有者であるとみなされ、建設が完了するまでの間、連結貸借対照表上リース物件を認識します。建設完了時にリース物件は、編纂書840により野村の当該物件への関与の度合いにより売却処理あるいは野村の連結貸借対照表で引き続き認識されます。

のれんおよびその他の非償却無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が公正価値を上回っている金額の損失を認識しております。

野村はソフトウェア、建物、土地、器具備品および設備の評価減による減損費用を、2013年3月期は5,455百万円、2014年3月期は1,246百万円計上しております。当期の減損は主に特定の建物の用途変更によるものです。それらは連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上され、セグメント上はその他にて計上されております。これらの資産の評価減後の帳簿価額は見積公正価値によっております。

投資持分証券

野村は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同時に、これらの企業が野村のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

野村はこれらの投資を事業上の目的で保有しており、連結貸借対照表上、公正価値で評価し、その他の資産—投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益—投資持分証券関連損益で認識しております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券によって構成され、2013年3月期には、連結貸借対照表上それぞれ84,739百万円および38,751百万円、2014年3月期には、それぞれ98,736百万円および38,004百万円が含まれております。

その他のトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券

一部のトレーディング活動を行っていない子会社および2012年3月期において取得した保険子会社はトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券を保有しております。トレーディング活動を行っていない子会社によって保有されるトレーディング目的以外の証券は連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益—その他で認識されております。保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券は同様に連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産—その他に計上され、未実現の公正価値変動は連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に計上されております。トレーディング目的以外の証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益—その他で計上されております。

保険子会社の保有するトレーディング目的以外の証券の公正価値が償却原価を下回った場合、それらについて公正価値の下落が一時的であるか否かの判定を行っております。公正価値の下落が一時的か否かの判断は投資持分証券については公正価値が帳簿価額を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来見通し、予測される公正価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。投資持分証券について一時的ではない公正価値の下落があると判定された場合、帳簿価額は公正価値まで減じられ、当該差額は連結損益計算書上収益—その他に計上されます。一方、負債証券の公正価値の下落については売却する意思、または償却原価まで回復する前に売却が必要とされる可能性、公正価値の下落が回復する可能性等を勘案して一時的な下落か否かを判断しております。負債証券についても、保険子会社に売却の意思がある、あるいは売却を余儀なくされる可能性が高い場合は、一時的ではない減損損失は連結損益計算書上収益—その他に計上されます。野村に負債証券の売却の意思がない、あるいは売却を余儀なくされる可能性が低い場合には、減損額は信用リスク低下に起因する部分は損益に、その他の要因に起因する部分はその他の包括利益に計上されます。詳細については「注記7 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。

短期および長期借入

短期借入は要求払、借入日に契約満期が1年以下あるいは契約満期は1年超であるが借入日より1年以内に野村のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求できる場合と定義されております。短期および長期借入は、主にコマース・ペーパー、銀行借入、野村および野村により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されております。これら金融負債のうち、一部の仕組債および譲渡取消による担保付借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期ならびに長期借入は償却原価で計上されております。

仕組債

仕組債とは、投資家に対し、単純な固定または変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付け、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴（多くの場合、会計上はデリバティブの定義に該当します。）が組み込まれた負債証券です。

2008年4月1日以降に野村が発行したすべての仕組債には、公正価値オプションが適用され経常的に公正価値で評価されております。このように仕組債に包括的な公正価値オプションの適用を選択した趣旨は、仕組債とリスク管理に使用するデリバティブの測定基準が異なることにより発生する連結損益計算書の変動を軽減し、かつ、これらの金融商品に適用する会計処理を全般的に簡素化するためです。

2008年3月31日時点での発行済仕組債の中には、既に公正価値オプションが選択され公正価値で計上されている債券もありましたが、それ以外については、組込デリバティブを仕組債から区分処理して計上しております。区分処理されたデリバティブは公正価値評価され、仕組債に組み込まれている債券は償却原価で計上されております。

公正価値オプションが選択された仕組債および区分処理された組込デリバティブの公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—トレーディング損益で計上されております。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

野村は、野村の税務上の見解が税務調査において是認される確率を、関連する事実関係および状況ならびに期末日時点において利用可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。野村は、追加情報が入手できた場合もしくは変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式報酬制度

野村により役員もしくは従業員に付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されます。

ストック・オプションのように当社株式の交付により決済される予定のある株式報酬は資本型と区分されます。この報酬費用については通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払う義務を負う金額ならびに見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

ファントム・ストックやカラー付ファントム・ストックプランのように現金で決済される株式報酬は負債型と区分されます。株式報酬以外の報酬制度としてファントム・インデックスプランがあります。これは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動し、現金で決済されるため負債型の報酬に区分されます。負債型の報酬は貸借対照表日ごとに権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は決済額に一致します。

業績連動繰延報酬で業績の条件が付されており、将来ストック・オプションの付与が見込まれるものは、資本型と区分されます。業績連動繰延報酬で将来ファントム・ストックプランの付与が見込まれるものは、負債型と区分されます。

資本型および負債型の報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデル、当社株式の市場価額もしくは第三者機関の株価指数に基づいて適切に測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（受給権の確定までの期間と通常一致する）にわたって連結損益計算書に認識されております。業績連動繰延報酬で業績の条件が付されているものについても、業績の条件が充足される可能性が非常に高い場合には、必要とされる勤務期間に渡って報酬費用が認識されます。報酬が段階的に確定する場合には、各段階ごとに費用計算が行われます。

2013年5月以降、新たに付与された特定の繰延報酬には、野村での職位と勤務期間に係る一定の条件を満たした場合、自己都合退職時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。これらの繰延報酬における必要勤務期間は、対象者がフル・キャリア・リタイアメントの条件を満たした日に終了します。

これらの報酬制度について、詳細は「注記16 繰延報酬制度」をご参照ください。

1株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づいた、全ての希薄化効果のある転換証券等の転換および転換仮定方式に基づき転換負債が転換されるものとして計算しております。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

企業結合の完了時に買収価額と純資産の公正価値との差額がのれんとして認識されます。当初認識以降、のれんは償却されず、減損の判定がレポーティング・ユニットのレベルで毎年第4四半期、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で第4四半期以前にも行われます。野村のレポーティング・ユニットはビジネスセグメントのひとつ下のレベルになります。

野村は、それぞれのレポーティング・ユニットにつき、まず定性的に事象を検証し、レポーティング・ユニットの公正価値が簿価を下回っている可能性が高い(50%超)かどうかを判断します。もし公正価値が簿価を下回っていないという判断の場合には、それ以上の分析は必要とされません。もし公正価値が簿価を下回る可能性が高い場合には定量的な2段階のテストを行います。

まず第1段階ではのれんを含めたレポーティング・ユニットの簿価を現時点での見積公正価値と比較します。ここでもし公正価値が簿価を下回る場合には、第2段階に進みます。第2段階では、レポーティング・ユニットののれんの暗示的な現時点での公正価値を、あたかもレポーティング・ユニットを企業結合により買収したかのように、レポーティング・ユニットの純資産の公正価値とレポーティング・ユニットの公正価値を比較して決定します。のれんの簿価が暗示的な現時点での公正価値を上回る場合、減損損失が認識されます。

償却されない無形資産(以下「非償却性無形資産」)についても毎年第4四半期、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で第4四半期以前にも減損の判定が行われます。のれんと同様、野村は非償却性無形資産について、まず当該無形資産の公正価値が簿価を下回っている可能性が高い(50%超)か否かを定性的に判断します。この定性的テストで公正価値が簿価を下回っていないと判断された場合、それ以上の分析は不要となります。もし公正価値が簿価を下回る可能性が高いと判断された場合、無形資産の簿価は現時点での公正価値と比較されます。簿価が現時点の公正価値を上回る場合には減損費用を認識します。耐用年数に限りがある無形資産は、見積もり耐用年数をもって償却します。

耐用年数に限りのある無形資産(以下「償却性無形資産」)は見積耐用年数にわたって償却され、個別単位または他の資産と合わせた単位(以下「資産グループ」)で当該無形資産(または資産グループ)の簿価が回収できない可能性がある場合に減損テストが行われます。

償却性無形資産は、その簿価または資産グループの簿価が公正価値を上回る場合に減損されます。減損損失は、無形資産(または資産グループ)の簿価が回収不可能で、かつ公正価値を上回る場合にのみ計上されます。

のれんと無形資産の両方について、減損損失が計上された場合は新たな取得原価が構築されるため、その後における当該損失の戻入は認められません。

のれんおよび無形資産の詳細については「注記12 その他の資産—その他およびその他の負債」をご参照ください。

野村の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損であるかが判定されます。持分法適用投資先ののれん等の資産について個別減損判定はされません。

リストラクチャリング費用

事業の撤収活動に関する費用は負債が発生した期に公正価値で認識されます。そのような費用には従業員に提供される一時的な退職手当、一定の契約を終了させるための費用および従業員の移転費用などが含まれます。従業員に対して継続給付制度の一部として提供される退職給付は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定した日、あるいは影響する従業員に対して退職勧告がされた日のどちらか早い日から負債が発生すると見込まれる期間にわたり負債として認識されます。従業員との雇用契約に記載されている契約上の退職給付のうち特定の事象の発生により給付されるものについては、負債が発生すると見込まれる期間に金額を合理的に見積もることが可能な場合には負債として認識されます。特定の事象に関する退職一時金は、地域の経営陣がある程度詳細なリストラクチャリングのプランを採用することを決定し、かつ退職勧告の条件が影響する従業員に対して提示された場合に認識されます。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

以下の野村に関連する新しい会計基準を、2014年3月期から適用しております。

資産と負債の相殺についての開示

2011年12月、米国財務会計基準審議会は編纂書210-20「貸借対照表—相殺」(以下「編纂書210-20」)を改訂するASU第2011-11号「資産と負債の相殺についての開示」(以下「ASU2011-11」)を公表し、また2013年1月に関連する修正をASU第2013-01号「資産と負債の相殺についての開示範囲の明確化」(以下「ASU2013-01」)にて公表しました。この改訂は企業

に相殺する権利およびその権利に関する取り決めについて、それらが財政状態に与える影響あるいは潜在的な影響を財務諸表の利用者が理解できるようにするための開示を要求するものです。

ASU2011-11およびASU2013-01は2013年1月1日以降に開始する事業年度およびその四半期に適用され、提示される比較開示期間すべてに遡及して開示が必要となります。

野村は、ASU2011-11およびASU2013-01を2013年4月1日より適用しましたが、この改訂はいつ資産と負債が相殺できるかを変更するものではなく、開示を強化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。該当する開示内容につきましては「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」および「注記6 担保付取引」をご参照ください。

非償却性無形資産の減損テスト

2012年7月、米国財務会計基準審議会は編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」(以下「編纂書350」)を改訂するASU第2012-02号「非償却性無形資産の減損テスト」(以下「ASU2012-02」)を公表しました。この改訂は企業が編纂書350により要求されている現行の定量的なテストを行う必要があるかどうかの判定について、まず定性的に行う事を許容することにより非償却性無形資産の減損テストを簡略化するものです。もし企業が非償却性無形資産が減損している可能性が高い(50%超)とはいえないと判定する場合には定量的なテストは要求されません。

ASU2012-02は2012年9月16日以降に開始する事業年度およびその四半期に行われる減損テストから適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2012-02を2013年4月1日より適用しましたが、この改訂は定量的なテストの方法を変更するものではなく、定量的なテストがいつ要求されるかを明確化するだけのものであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

累積的その他の包括利益から再分類される金額の報告

2013年2月、米国財務会計基準審議会は編纂書220-10「包括利益—全般」を改訂するASU第2013-02号「累積的その他の包括利益から再分類される金額の報告」(以下「ASU2013-02」)を公表しました。この改訂は企業に累積的その他の包括利益から再分類された金額に関して、累積的その他の包括利益の内訳残高や累積的その他の包括利益から再分類された重要な項目を含む、追加的な情報を開示することを要求するものです。

ASU2013-02は累積的その他の包括利益からの再分類に関するASU第2011-05号「包括利益の表示」およびASU第2011-12号「ASU第2011-05号のその他の包括利益から再分類される項目の表記方法の改訂の適用日繰り延べ」の開示規定を無効にするものです。ASU2013-02は2012年12月16日以降に開始する事業年度およびその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-02を2013年4月1日より適用しましたが、この改訂は累積的その他の包括利益から再分類する金額の認識のガイダンスを変更するものではなく、累積的その他の包括利益から再分類された金額に関する開示を強化するのみであるため、この改訂の適用は野村の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。該当する開示内容につきましては「注記19 その他の包括利益」をご参照ください。

新しい会計基準の進展

将来において適用を予定する、野村に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

為替換算調整額のリリース

2013年3月、米国財務会計基準審議会は編纂書810-10「連結—全般」(以下「編纂書810-10」)と編纂書830-30「外貨関連事項—財務諸表の換算」(以下「編纂書830-30」)を改訂するASU第2013-05号「連結外国企業内の特定の子会社もしくは資産グループ、または外国企業に対する投資の認識の中止時の為替換算調整額に関する親会社の会計処理」(以下「ASU2013-05」)を公表しました。この改訂は親会社が海外の子会社への投資の全てあるいは一部を売却する、あるいは子会社の支配的財務持分を失う際に、為替換算調整額を損益にリリースするかどうかの決定に、編纂書810-10あるいは編纂書830-30のどちらかを適用すべきかについて実務の統一を図るものです。

ASU2013-05は2013年12月16日以降に開始する事業年度およびその四半期より将来にわたって適用され、早期適用が許容されています。

野村は、ASU2013-05を2014年4月1日より適用する予定ですが、連結財務諸表への重要な影響はないと見込んでおります。

投資会社会計に関する会計処理の決定

2013年6月、米国財務会計基準審議会は、編纂書946を改訂するASU第2013-08号「投資会社の範囲、測定、開示に関する規定の修正」(以下「ASU2013-08」)を公表しました。これらの改訂は、非投資会社への支配持分を含めすべての投資を

公正価値評価することが求められる投資会社の範囲を変更するものです。ASU2013-08は他の投資会社への非支配持分を持つ分法ではなく、公正価値で評価すること、また、投資会社が投資先に提供した財務上の支援または提供することが契約上要求される財務上の支援に関する情報を含む、一定の追加開示を要請しています。

ASU2013-08は2013年12月16日以降に開始する事業年度およびその四半期より適用され、早期適用は認められません。

野村は、ASU2013-08を2014年4月1日より適用する予定ですが、連結財務諸表への重要な影響はないと見込んでおります。

非継続事業の報告

2014年4月、米国財務会計基準審議会は、編纂書205「財務諸表の表示」（以下「編纂書205」）および編纂書360「有形固定資産」（以下「編纂書360」）を改訂するASU第2014-08号「非継続事業の報告および企業の構成単位の処分に関する開示」（以下「ASU2014-08」）を公表しました。ASU2014-08は非継続事業に該当する処分が少なくなるよう非継続事業の要件を変更するとともに、新しい表示および開示を要請しています。

ASU2014-08は2014年12月15日以降に開始する事業年度およびその四半期より将来にわたって適用されます。早期適用が許容されていますが、過去に公表された（または公表できる状態にあった）財務諸表で報告されていない処分（または売却目的に区分された予定処分）のみが対象となります。

野村は、ASU2014-08を2015年4月1日より適用する予定ですが、連結財務諸表への重要な影響はないと見込んでおります。

収益認識

2014年5月、米国財務会計基準審議会は、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）とともに、編纂書350「無形資産—のれんおよびその他」、編纂書360「有形固定資産」および編纂書605-35「収益認識—建設型契約及び生産型契約」を含むその他の基準書を改訂するASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」（以下「ASU2014-09」）を公表しました。ASU2014-09は編纂書605「収益認識」に規定される既存の収益認識基準およびその他の業種特有の収益認識基準を置き換えるとともに、顧客との契約の獲得または履行のためのコストに係る会計処理および非金融資産の売却に係る認識および測定基準を定めています。ASU2014-09の基本原則は、顧客への財貨またはサービスの提供を、当該財貨またはサービスと引き換えに企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で描写することにあります。ASU2014-09は、この基本原則を達成するため、顧客との契約および契約に含まれる別個の履行義務の識別方法、取引価格の算定および別個の履行義務への配分方法ならびに履行義務の充足時における収益の認識方法等に関する指針を提供しています。

ASU2014-09は2016年12月16日以降に開始する事業年度およびその四半期より適用されます。早期適用は認められません。

野村は、ASU2014-09を2017年4月1日より適用する予定であり、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

買戻契約および類似の取引

2014年6月、米国財務会計審議会は、編纂書860「譲渡とサービシング」を改訂するASU第2014-11号「満期レポ取引、買戻条件付資金調達および開示」（以下「ASU2014-11」）を公表しました。これらの改訂は、担保として差し入れた有価証券の満期がレポ取引の満期と一致する買戻契約である満期レポ取引の会計処理を変更するものです。ASU2014-11により、すべての満期レポ取引は、金融資産の売却と買戻しの先渡契約としてではなく、他のレポ取引と同様に担保付借入として会計処理されます。これらの改訂はまた、金融資産の譲渡と同一相手先とのリバースレポ取引が同時に結ばれる買戻条件付資金調達取引の会計処理を変更します。ASU2014-11により、すべての買戻条件付資金調達取引は個別に会計処理され、その結果リバースレポ取引による担保付貸付として会計処理されます。ASU2014-11はさらに、レポ取引および有価証券貸借取引ならびにその他特定の取引（金融資産の譲渡が売却として処理されたが、当該資産の経済的リターンに対するほぼすべてのエクスポージャーを譲渡人が保持しているもの）について、新たな開示を要求しています。

ASU2014-11は、2014年12月16日以降に開始する四半期または事業年度から適用され、早期適用は認められません。適用日時点に存在するすべての満期レポ取引および買戻条件付資金調達取引は、貸借対照表および利益剰余金への累積的影響の修正として会計処理されます。

野村は、ASU2014-11を2015年1月1日より適用する予定であり、現在連結財務諸表に与える影響を分析中です。

株式報酬

2014年6月、米国財務会計審議会は、編纂書718「報酬—株式報酬」（以下「編纂書718」）を改訂するASU第2014-12号「必要勤務期間後に達成される可能性のある業績目標を含む株式報酬の会計処理」（以下「ASU2014-12」）を公表しました。ASU2014-12は受給権確定に影響し必要勤務期間後に達成される可能性のある業績目標を、当該報酬付与日の公正価値に影響する非権利確定条件としてではなく、編纂書718の現行規定における業績条件として会計処理することを要求しています。

ASU2014-12は2015年12月16日以降に開始する事業年度およびその四半期より適用され、早期適用が許容されています。ASU2014-12は将来的または遡及的のいずれかの方法で適用されます。

野村は、ASU2014-12を2016年4月1日より適用する予定ですが、連結財務諸表への重要な影響はないと見込んでおります。

2 公正価値測定：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

全ての公正価値は、編纂書820の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しております。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。その他の商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々々の市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットイング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーション・グループ(以下「MVG」)が、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品(公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む)はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、野村が取引可能な活発な市場における同一の金融商品の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいております。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために、当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2013年3月31日および2014年3月31日現在のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

2013年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	2013年 3月31日 残高	
資産：					
トレーディング資産および					
プライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	1,008	720	129	—	1,857
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	87	—	87
日本国債	3,331	—	—	—	3,331
日本地方債・政府系機関債	—	72	0	—	72
外国国債・地方債・政府系機関債	3,574	1,466	91	—	5,131
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,375	69	—	1,444
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	161	6	—	167
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,720	4	—	2,724
不動産担保証券	—	—	68	—	68
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	138	12	—	150
受益証券等	144	45	13	—	202
トレーディング資産および	8,057	6,697	479	—	15,233
プライベート・エクイティ投資合計					
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	723	1,058	76	—	1,857
金利デリバティブ	4	21,621	148	—	21,773
信用デリバティブ	0	1,706	133	—	1,839
為替取引	—	2,094	11	—	2,105
商品デリバティブ	1	0	0	—	1
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,684	△ 25,684
デリバティブ資産合計	728	26,479	368	△ 25,684	1,891
小計	8,785	33,176	847	△ 25,684	17,124
貸付金および受取債権 (6)	—	521	3	—	524
担保付契約 (7)	—	998	—	—	998
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	409	508	4	—	921
その他 (3)	172	15	60	—	247
合計	9,366	35,218	914	△ 25,684	19,814
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	922	87	0	—	1,009
日本国債	2,151	—	—	—	2,151
日本地方債・政府系機関債	—	0	—	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	2,627	477	—	—	3,104
銀行および事業会社の負債証券	—	288	0	—	288
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	1	—	—	1
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1	—	—	1
受益証券等	40	12	—	—	52
トレーディング負債合計	5,740	866	0	—	6,606
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	827	1,118	71	—	2,016
金利デリバティブ	2	21,312	202	—	21,516
信用デリバティブ	0	1,871	108	—	1,979
為替取引	0	1,994	14	—	2,008
商品デリバティブ	1	1	0	—	2
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 25,636	△ 25,636
デリバティブ負債合計	830	26,296	395	△ 25,636	1,885
小計	6,570	27,162	395	△ 25,636	8,491
短期借入 (8)	—	73	4	—	77
支払債務および受入預金 (9)	—	0	1	—	1
担保付調達 (7)	—	265	—	—	265
長期借入 (8) (10) (11)	114	1,263	222	—	1,599
その他の負債 (12)	39	11	0	—	50
合計	6,723	28,774	622	△ 25,636	10,483

(単位：十億円)

2014年3月31日					
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	2014年 3月31日 残高	
資産:					
トレーディング資産および					
プライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	2,176	655	68	—	2,899
プライベート・エクイティ投資 (3)	—	—	42	—	42
日本国債	2,587	—	—	—	2,587
日本地方債・政府系機関債	—	192	—	—	192
外国国債・地方債・政府系機関債	4,615	1,378	26	—	6,019
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,735	116	—	1,851
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	156	3	—	159
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	2,221	3	—	2,224
不動産担保証券	—	—	0	—	0
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	170	13	—	183
受益証券等	136	87	30	—	253
トレーディング資産および					
プライベート・エクイティ投資合計	9,514	6,594	301	—	16,409
デリバティブ資産 (5)					
エクイティ・デリバティブ	750	1,102	70	—	1,922
金利デリバティブ	11	19,398	112	—	19,521
信用デリバティブ	4	1,268	42	—	1,314
為替取引	—	3,293	19	—	3,312
商品デリバティブ	0	0	0	—	0
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 23,764	△ 23,764
デリバティブ資産合計	765	25,061	243	△ 23,764	2,305
小計	10,279	31,655	544	△ 23,764	18,714
貸付金および受取債権 (6)	—	280	26	—	306
担保付契約 (7)	—	1,087	—	—	1,087
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	406	615	3	—	1,024
その他 (3)	358	94	56	—	508
合計	11,043	33,731	629	△ 23,764	21,639
負債:					
トレーディング負債					
エクイティ	774	132	1	—	907
日本国債	3,046	—	—	—	3,046
外国国債・地方債・政府系機関債	3,831	688	—	—	4,519
銀行および事業会社の負債証券	—	396	0	—	396
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	1	—	—	1
債務担保証券 (CDO) 等 (4)	—	0	—	—	0
受益証券等	76	12	—	—	88
トレーディング負債合計	7,727	1,229	1	—	8,957
デリバティブ負債 (5)					
エクイティ・デリバティブ	827	1,368	59	—	2,254
金利デリバティブ	10	19,142	151	—	19,303
信用デリバティブ	4	1,582	37	—	1,623
為替取引	—	2,926	14	—	2,940
商品デリバティブ	0	0	0	—	0
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△ 24,030	△ 24,030
デリバティブ負債合計	841	25,018	261	△ 24,030	2,090
小計	8,568	26,247	262	△ 24,030	11,047
短期借入 (8)	—	46	3	—	49
支払債務および受入預金 (9)	—	0	0	—	0
担保付調達 (7)	—	530	—	—	530
長期借入 (8) (10) (11)	134	1,439	394	—	1,967
その他の負債 (12)	152	86	—	—	238
合計	8,854	28,348	659	△ 24,030	13,831

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) ローン担保証券(CLO)、資産担保証券(ABS)(クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。
- (5) デリバティブ資産および負債の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップの他、債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (6) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (7) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (8) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (9) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (10) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (11) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (12) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定に当たり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならない、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に取引所価格にて評価され、通常レベル2に分類されます。非常に稀ながら実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、2013年3月31日現在および2014年3月31日現在に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券は後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、利回りや流動性ディスカウントのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については、実務上の簡便法として、1株当たり純資産価額が取得可能な場合は通常それを用いて評価されます。日々公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている上場投資信託はレベル1に分類されています。野村が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2に分類されています。野村が相当の期間内で解約することができない場合、あるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。不動産ファンドへのエクイティ投資の評価手法には財務成績を算するために純営業収益を使用する直接還元法(Direct Capitalization Method(以下「DCM」))を用いており、参照する不動産の属性に応じた還元利回りを適用いたします。DCMを評価に用いるエクイティ投資は、評価する不動産ファンドが保有する不動産ないしは類似した不動産に対する観察可能な還元利回りが通常入手できないため、一般的にレベル3に分類されます。なお、野村は2013年3月期にその他の資産に含まれる一部の非上場の投資持分証券に対し、公正価値の評価をより精緻化いたしました。

プライベート・エクイティ投資：非上場プライベート・エクイティへの投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いいため、こうした投資の評価には当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法(Discounted Cash Flow(以下「DCF」))またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital(以下「WACC」))により割り引く内部評価モデルになります。マルチプル法とはEV/EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法になります。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件(例えば転換条項や残余財産分配優先権)と比較されます。プライベート・エクイティ投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府が発行する国債は取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されています。G7以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されていますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル2に分類されています。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル3に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されています。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどです。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドまたは回収率が観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)および住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されています。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などです。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される一つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値評価はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されています。有意なデータが全て観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券は、DCF法やDCMを用いて評価されており、評価には利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、還元利回りなどの有意な観察不能データが含まれるため、レベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラーの気配、直近の取引事例を用いて決定されています。ブローカーやディーラーの気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されています。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などです。CDO等はこうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCDO等についてはDCF法に使用される一つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル3に分類されることがあります。

受益証券等：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。非上場投資信託について、野村が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当の期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。野村が相当の期間内に解約できないあるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル3に分類されます。受益証券等に計上される特定の投資の公正価値はDCF法を用いて決定されています。こうした投資は、発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データで評価されているため、レベル3に分類されます。

デリバティブ(エクイティ・デリバティブ)：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されています。こうしたデリバティブは通常取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されています。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合は、レベル2に分類されています。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されています。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれて

おります。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについて先物為替、金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブ、エキゾチック・デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場デリバティブの公正価値は、通常未調整の取引所価格を用いて評価されております。こうしたデリバティブは取引が活発な市場で取引されており、従って公正価値階層ではレベル1に分類されております。時差により上場デリバティブが取引所価格により評価されない場合はレベル2に分類されております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは全ての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の長期デリバティブについて先物為替、ボラティリティなどの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（商品デリバティブ）：野村はコモディティ・スワップ、商品先物、コモディティ・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには商品価格、金利、ボラティリティ、相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブは通常こうした評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。

野村は2012年3月期より、主要な市場における市場参加者が公正価値を算定するために使用するであろう手法に合致させるため、特定の店頭デリバティブ取引の公正価値を見積もる際にファンディングコストに基づく評価の調整を行っております。導入当初の調整では、担保を受け渡しする特定のデリバティブの公正価値を見積もるためのカーブを、LIBORに基づくカーブからオーバーナイト・インデックス・スワップに基づくカーブに移行いたしました。続く2013年3月期に、野村は担保の受け渡しをするデリバティブ取引について、担保の特徴を追加的に組み込むために評価手法を変更しております。この変更が2013年3月期に与えた影響は11十億円（損失）でした。また、2014年3月期より、担保を受け渡さない特定のデリバティブ取引について、評価を見積もるためにより適切なデータを使用しております。この変更が2014年3月期に与えた影響は10十億円（損失）でした。この変更は、市場参加者がファンディングコストをデリバティブ取引の評価に織り込む手法、すなわち、どのように公正価値を見積もるかに関して透明性が増したことに対応したものであります。市場参加者による継続的な評価手法の見直しの一環として、野村は将来デリバティブの評価手法の更なる変更を行う可能性があります。

貸付金：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により評価されております。評価データには銀行および事業会社の負債証

券と同様のデータが用いられております。貸付金は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金については取引が散発的であり、当該貸付金と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドが有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、主にDCF法で評価されています。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法で公正価値評価され、公正価値階層に分類されます。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがいない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれており、調整の結果、2013年3月31日現在の公正価値は8十億円減少、2014年3月31日現在の公正価値は1十億円増加いたしました。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられるボラティリティおよび関係係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入(担保付金融取引)：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

評価プロセス

野村では、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、連結財務諸表上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有するガバナンス・フレームワークを運営しております。評価方針および手続の定義、実行、管理に対して直接責任を有する野村内の部署は、以下のとおりです。

・財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ(以下「PCVG」)が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有しております。特に当該グループが、米国会計原則に基づき、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当しております。トレーディング業務の中でマーケットメーカーやディーラー等のトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負います。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積りに判断が必要な場合には、連結財務諸表に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価されます。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に財務統括責任者(以下「CFO」)に報告を行います。

・財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループ(以下「APG」)は、公正価値の決定に関連した編纂書820およびその他の関連する意見書を含めた米国会計原則に基づいて、野村の会計方針および手続を定めております。APGはアカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的にCFOに報告を行います。

・リスク・マネジメント部門内のMVGは、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認しております。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行います。

特にレベル3を中心とした金融商品に対する野村の評価プロセスにおいては、独立した価格評価の検証、プライシング・モデルの認証および収益の検証における手続が基本的なガバナンス・フレームワークの構成要素となります。

独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス(Independent Price Verification Processes(以下「IPVプロセス」))における主要な目的は、野村のすべての金融商品に適用されている公正価値測定の実正性を検証することです。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性、整合性の確保を行っております。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものです。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含みます。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査いたします。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行います。そのような取引や価格の情報が無い場合、当該金融商品は通常レベル3に分類されます。

観察可能な市場情報が公正価値測定のためのデータの中に欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価します。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われます。

評価モデルのレビューおよび認証

公正価値測定を検証するためには、より複合的な金融商品のプライシング・モデルが使用されます。MVGは多様なパラメータの組合せを考慮した推計モデルのレビューを含め、モデル承認プロセスを独立した立場で行っております。当該プロセスにおいて考慮される事項は次のとおりです。

- ・評価モデルの領域（異なる金融商品にも一貫した評価方法が適用されます）
- ・数学的かつ金融的な仮定
- ・バウンダリーとスタビリティ・テスト、ニューメリカル・コンバージェンスおよびカリブレーション・クオリティとスタビリティに従った全部もしくは一部の独立したベンチマークの開発
- ・野村のトレーディングおよびリスクシステム内の評価モデルの統合
- ・リスク数値の計算およびリスクレポート
- ・評価モデルの適用、ヘッジ戦略

新しい評価モデルはMVGによってレビューおよび承認されます。その後は最低年1回の頻度でMVGレビュー（モデルの再承認）が行われます。

収益の検証

プロダクト・コントロール機能は、純収益の日次および定期的な分析・レビューを通じて、野村の評価方針の堅持を行っております。このプロセスには金利、クレジット・スプレッド、ボラティリティ、為替レートなど参照商品を踏まえた要因分析を通じて、収益金額の検証を行うことを含んでおります。IPVプロセスとあわせて行われる日次、週次、月次および四半期毎に実行される収益検証のためのレビューは、記帳、価値評価もしくはリスク計測の潜在的な問題の特定と解決に結びついております。

レベル3金融商品

前述のとおり、レベル3金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新でない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続に沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータおよび仮定に関する定量的情報

次の表は、2013年3月31日および2014年3月31日現在のレベル3金融商品に使用される有意な観察不能なデータおよび仮定に関する情報を示しております。レベル3金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

2013年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
資産： トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資					
エクイティ	129	DCF	利回り	7.6 %	7.6 %
			流動性ディスカウント	25.0 - 38.0 %	35.4 %
		DCM	還元利回り	5.2 - 6.7 %	6.3 %
プライベート・エクイティ 投資	87	DCF	WACC	6.8 %	6.8 %
			成長率	0.0 %	0.0 %
			流動性ディスカウント	25.0 %	25.0 %
		マルチプル	EV/EBITDA	3.7 - 11.3 倍	11.0 倍
			株価収益率	7.7 倍	7.7 倍
			株価純資産倍率	0.4 倍	0.4 倍
			株価潜在価値比率	0.4 倍	0.4 倍
			流動性ディスカウント	0.0 - 33.0 %	25.8 %
外国国債・地方債・ 政府系機関債	91	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.7 %
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の 貸付金	69	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 24.2 %	2.6 %
			回収率	0.1 - 36.4 %	28.1 %
商業用不動産ローン 担保証券 (CMBS)	6	DCF	利回り	0.0 - 25.0 %	8.0 %
			デフォルト確率	100.0 %	100.0 %
			損失率	0.0 - 80.0 %	0.3 %
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	4	DCF	利回り	0.0 - 40.0 %	3.3 %
			期中償還率	0.0 - 8.2 %	4.5 %
			デフォルト確率	0.3 - 17.0 %	14.7 %
			損失率	22.0 - 90.0 %	64.2 %
不動産担保証券	68	DCF	利回り	1.8 - 15.0 %	1.9 %
			デフォルト確率	24.0 - 65.0 %	42.6 %
			損失率	80.0 - 100.0 %	88.0 %
		DCM	還元利回り	6.8 %	6.8 %
債務担保証券 (CDO) 等	12	DCF	利回り	0.0 - 58.6 %	17.1 %
			期中償還率	0.0 - 15.0 %	13.8 %
			デフォルト確率	2.0 - 5.0 %	2.1 %
			損失率	30.0 - 75.0 %	45.6 %
受益証券等	13	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 6.5 %	0.6 %
			相関係数	0.50 - 0.70	0.60

2013年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
デリバティブ(純額) :					
エクイティ・デリバティブ	5	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.0 - 11.0 % 5.7 - 92.4 % △ 0.77 - 0.99	— — —
金利デリバティブ	△ 54	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	先物為替 金利 ボラティリティ 相関係数	62.9 - 121.7 0.6 - 4.2 % 13.5 - 118.1 % △ 0.70 - 0.99	— — — —
信用デリバティブ	25	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	0.0 - 7.5 % 15.0 - 40.0 % 10.0 - 70.0 % 0.33 - 0.90	— — — —
為替取引	△ 3	オプション・モデル DCF	ボラティリティ 先物為替	1.4 - 20.7 % 2.7 - 12,484.0	— —
貸付金および受取債権	3	DCF	クレジット・スプレッド	3.0 %	3.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の 負債証券	4	DCF	クレジット・スプレッド	0.2 - 2.5 %	1.7 %
その他 (3)	60	DCF	WACC 成長率 利回り 流動性ディスカウント マルチプル EV/EBITDA 株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	6.8 - 6.8 % 0.0 - 1.0 % 7.6 % 0.0 - 30.0 % 6.9 - 12.5 倍 7.7 - 44.4 倍 0.0 - 5.6 倍 25.0 - 30.0 %	6.8 % 0.9 % 7.6 % 8.0 % 9.9 倍 25.8 倍 1.7 倍 29.8 %
負債 :					
長期借入	222	DCF	ボラティリティ 相関係数	13.5 - 118.1 % △ 0.77 - 0.99	— —

2014年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
資産： トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資					
エクイティ	68	DCF	流動性ディスカウント	11.0 - 50.0 %	18.1 %
			DCM	還元利回り	6.8 - 6.9 %
プライベート・エクイティ 投資	42	マルチプル	EV/EBITDA	4.5 - 11.6 倍	10.0 倍
			株価潜在価値比率	0.4 倍	0.4 倍
			流動性ディスカウント	0.0 - 33.0 %	30.5 %
外国国債・地方債・ 政府系機関債	26	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 5.9 %	0.5 %
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の 貸付金	116	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 26.6 %	4.7 %
			回収率	0.0 - 74.0 %	57.1 %
商業用不動産ローン 担保証券 (CMBS)	3	DCF	利回り	6.2 - 30.4 %	10.1 %
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	3	DCF	利回り	0.3 - 10.7 %	3.7 %
			期中償還率	3.8 - 50.0 %	12.8 %
			デフォルト確率	0.0 - 2.0 %	2.0 %
			損失率	0.1 - 87.2 %	51.2 %
債務担保証券 (CDO) 等	13	DCF	利回り	0.0 - 90.9 %	11.1 %
			期中償還率	0.0 - 20.0 %	18.5 %
			デフォルト確率	1.0 - 65.0 %	3.2 %
			損失率	30.0 - 100.0 %	47.9 %
受益証券等	30	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 - 3.5 %	0.1 %
			相関係数	0.50 - 0.71	0.61

2014年3月31日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2)
デリバティブ(純額) :					
エクイティ・デリバティブ	11	オプション・モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数	0.0 - 8.2 % 6.9 - 59.9 % △ 0.96 - 0.95	— — —
金利デリバティブ	△ 39	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	金利 ボラティリティ 相関係数	0.7 - 5.2 % 10.6 - 23.5 % △ 0.45 - 0.99	— — —
信用デリバティブ	5	DCF/ オプション・モデル オプション・モデル	クレジット・スプレッド 回収率 ボラティリティ 相関係数	0.0 - 20.9 % 20.0 - 90.0 % 1.0 - 70.0 % 0.26 - 0.95	— — — —
為替取引	5	オプション・モデル	ボラティリティ	11.2 - 19.1 %	—
貸付金および受取債権	26	DCF	クレジット・スプレッド	0.0 %	0.0 %
その他の資産 トレーディング目的以外の 負債証券	3	DCF	クレジット・スプレッド	0.1 - 2.5 %	0.8 %
その他 (3)	56	DCF	WACC 成長率 流動性ディスカウント マルチプル EV/EBITDA 株価収益率 株価純資産倍率 流動性ディスカウント	6.1 % 1.0 % 0.0 - 30.0 % 3.6 - 8.3 倍 9.6 - 60.1 倍 0.0 - 5.3 倍 30.0 %	6.1 % 1.0 % 12.7 % 4.9 倍 24.0 倍 1.0 倍 30.0 %
負債 :					
短期借入	3	DCF	ボラティリティ 相関係数	15.3 - 55.5 % △ 0.78 - 0.94	— —
長期借入	394	DCF	ボラティリティ 相関係数	10.6 - 55.5 % △ 0.78 - 0.99	— —

(1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範である事は必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。

(2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。

(3) その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

レベル3金融商品に使用される有意な観察不能なデータ範囲に関する定性的情報は以下のとおりです。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短いエクイティ・デリバティブの方がボラティリティが高いために、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは先物為替、金利、ボラティリティおよび相関係数です。先物為替は、主に対円貨の長期の為替レートが通貨によって異なるため、データの範囲が広範となります。金利は、国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドは、デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限に、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になります。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。動きと相関係数は密接に関係しており、強い正の相関係数は、関係が弱くなる場合下落します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは、ボラティリティおよび先物為替です。ボラティリティは、米ドルに対し狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり、相対的に低くなります。先物為替は、主に米ドルに対する他通貨の長期の為替レートが要因となり、データの範囲が広範となります。全ての有意な観察不能のデータは、当該範囲の中に偏りなく分布しています。

短期借入および長期借入：有意な観察不能のデータは、ボラティリティおよび相関係数です。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長い金融商品よりも短いものの方が高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。ボラティリティを除き、データの大部分は範囲の上限からは離れており、その他の有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

観察不能なデータの変動に対する公正価値の感応度

野村が使用する有意な観察不能のデータおよび仮定の変動は、上記の表で記載されているそれぞれの分類の金融商品に対する公正価値測定に決定に影響を与えます。観察不能なデータの変動や連動するデータの変動に対するレベル3金融商品の公正価値測定の感応度は次のとおりです。

エクイティ、プライベート・エクイティ投資、その他の資産に含まれる投資持分証券：公正価値の決定にDCF法を用いている場合、利回り、WACCあるいは流動性ディスカウントの著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。逆に、成長率の著しい上昇（もしくは低下）は、結果として対応する公正価値評価を著しく増加（あるいは減少）させます。この測定の間相互関係はほとんどありません。公正価値の決定にマルチプル法を使用している場合、株価収益率、EV/EBITDA、株価純資産倍率、株価潜在価値比率等の関連する指標の著しい上昇（もしくは低下）は、それぞれ公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。逆に、流動性ディスカウントの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。収益水準が一定とした場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・外国国債・地方債・政府系機関債、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金、貸付金および受取債権、トレーディング目的以外の負債証券：DCF法を使用している場合、クレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一方で、回収率の著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)、住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)、不動産担保証券、債務担保証券 (CDO) 等：DCF法に使用されている利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率の著しい増加（もしくは減少）はそれぞれ公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動します。DCMを使用している場合、還元利回りの著しい上昇（もしくは低下）は公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。

・受益証券等：DCF法に使用されているクレジット・スプレッドの著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく減少（もしくは増加）させます。また、相関係数の著しい増加（もしくは減少）は、公正価値評価を著しく増加（もしくは減少）させます。

・デリバティブ：デリバティブの参照リスクがロング・ポジションの場合、金利、クレジット・スプレッドもしくは先物為替などのデリバティブの参照する資産の著しい増加（もしくは減少）、もしくは配当利回りの著しい低下（もしくは上昇）は、公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。デリバティブの参照リスクがショート・ポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。また、オプションリスク、回収率や相関係数がロングとなるポジションの場合、ボラティリティ、回収率や相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（もしくは減少）させます。一方、オプションリスク、回収率や相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

・短期借入および長期借入：DCF法を使用している場合、オプションリスクや相関係数がロングとなるポジションに対するボラティリティや相関係数の著しい上昇（もしくは低下）は、一般的に公正価値を著しく増加（減少）させます。オプションリスクや相関係数がショートとなるポジションの場合、公正価値の変動は反対の方向になります。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の2013年3月期および2014年3月期の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

2014年3月期において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

(単位：十億円)

2013年3月期										
2013年 3月期 期首残高	当期 純利益に 含まれる 額(1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の変 動による 影響	レベル 3 への 移動 (3)	レベル 3 からの 移動 (3)	2013年 3月期 期末残高	
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資										
エクイティ プライベート・エクイティ 投資	125	2	—	38	△ 22	—	5	6	△ 25	129
日本地方債・政府系機関債	202	9	—	4	△ 137	—	9	—	—	87
外国国債・地方債・ 政府系機関債	10	0	—	1	△ 11	—	—	0	△ 0	0
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	37	39	—	728	△ 731	—	0	62	△ 44	91
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	62	7	—	245	△ 286	—	7	69	△ 35	69
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	8	3	—	11	△ 15	—	1	4	△ 6	6
不動産担保証券	5	1	—	19	△ 20	—	0	2	△ 3	4
債務担保証券(CDO)等 受益証券等	91	2	—	1	△ 26	—	0	—	—	68
	20	△ 1	—	11	△ 17	—	1	3	△ 5	12
	9	2	—	2	△ 0	—	0	0	△ 0	13
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資合計										
	569	64	—	1,060	△ 1,265	—	23	146	△ 118	479
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	14	△ 9	—	—	—	△ 11	4	△ 1	8	5
金利デリバティブ	△ 39	△ 15	—	—	—	△ 1	△ 1	△ 0	2	△ 54
信用デリバティブ	△ 11	△ 16	—	—	—	12	6	15	19	25
為替取引	18	△ 1	—	—	—	1	△ 1	△ 6	△ 14	△ 3
商品デリバティブ	△ 0	0	—	—	—	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 18	△ 41	—	—	—	1	8	8	15	△ 27
小計	551	23	—	1,060	△ 1,265	1	31	154	△ 103	452
貸付金および受取債権 その他の資産										
トレーディング目的以外の 負債証券	11	△ 0	—	0	△ 3	—	1	—	△ 6	3
その他 (5)	6	0	0	0	△ 2	—	0	—	—	4
合計	72	21	0	1	△ 32	—	0	0	△ 2	60
合計	640	44	0	1,061	△ 1,302	1	32	154	△ 111	519
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ 銀行および事業会社の 負債証券	0	△ 0	—	0	△ 0	—	0	0	—	0
トレーディング負債合計	1	△ 0	—	0	△ 1	—	0	—	△ 0	0
短期借入	0	△ 0	—	6	△ 1	—	—	1	△ 2	4
支払債務および受入預金	△ 0	△ 1	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—	1
長期借入	△ 13	△ 155	—	108	△ 82	—	3	110	△ 59	222
その他の負債	—	0	—	0	△ 0	—	0	—	△ 0	0
合計	△ 12	△ 156	—	114	△ 84	—	3	111	△ 61	227

(単位：十億円)

2014年3月期										
2014年 3月期 期首残高	当期 純利益に 含まれる 額 (1)	その他の 包括利益 に含まれ る額	購入/ 発行 (2)	売却/ 償還 (2)	現金 の 授受	為替の変 動による 影響	レベル 3 への 移動 (3)	レベル 3 からの 移動 (3)	2014年 3月期 期末残高	
資産：										
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資										
エクイティ プライベート・エクイティ 投資	129	11	—	21	△ 105	—	6	7	△ 1	68
日本地方債・政府系機関債	87	△ 1	—	1	△ 11	—	6	—	△ 40	42
外国国債・地方債・ 政府系機関債	0	—	—	—	—	—	—	—	△ 0	—
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	91	21	—	516	△ 540	—	—	8	△ 70	26
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	69	5	—	221	△ 167	—	3	32	△ 47	116
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	6	△ 0	—	7	△ 11	—	0	2	△ 1	3
不動産担保証券 債務担保証券(CDO)等 受益証券等	4	△ 0	—	1	△ 3	—	0	3	△ 2	3
	68	1	—	0	△ 69	—	0	—	—	0
	12	△ 1	—	23	△ 21	—	1	6	△ 7	13
	13	0	—	24	△ 6	—	0	—	△ 1	30
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資合計										
	479	36	—	814	△ 933	—	16	58	△ 169	301
デリバティブ取引(純額) (4)										
エクイティ・デリバティブ	5	△ 8	—	—	—	△ 2	2	7	7	11
金利デリバティブ	△ 54	△ 1	—	—	—	19	△ 1	△ 6	4	△ 39
信用デリバティブ	25	△ 5	—	—	—	△ 16	3	0	△ 2	5
為替取引	△ 3	△ 1	—	—	—	13	0	△ 4	△ 0	5
商品デリバティブ	△ 0	0	—	—	—	0	△ 0	0	—	0
デリバティブ取引(純額)合計	△ 27	△ 15	—	—	—	14	4	△ 3	9	△ 18
小計	452	21	—	814	△ 933	14	20	55	△ 160	283
貸付金および受取債権	3	△ 0	—	13	△ 2	—	1	20	△ 9	26
その他の資産										
トレーディング目的以外の 負債証券	4	△ 1	△ 0	—	△ 0	—	0	—	—	3
その他	60	4	△ 0	3	△ 9	—	0	—	△ 2	56
合計	519	24	△ 0	830	△ 944	14	21	75	△ 171	368
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ 銀行および事業会社の 負債証券	0	△ 0	—	1	△ 0	—	0	0	△ 0	1
トレーディング負債合計	0	△ 0	—	1	△ 0	—	0	0	△ 0	1
短期借入	4	△ 0	—	3	△ 3	—	—	1	△ 2	3
支払債務および受入預金	1	0	—	△ 0	△ 1	—	—	—	△ 0	0
長期借入	222	△ 29	—	424	△ 259	—	3	42	△ 67	394
その他の負債	0	—	—	1	△ 1	—	△ 0	—	—	—
合計	227	△ 29	—	429	△ 264	—	3	43	△ 69	398

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) 「購入/発行」にはトレーディング負債の増加、「売却/償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 「レベル3への移動」および「レベル3からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されています。従って金融商品が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。
- (4) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (5) 非上場の投資持分証券の公正価値評価の精緻化の影響を含みます。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する2013年3月期および2014年3月期の未実現損益を示しております。

	(単位：十億円)	
	2013年3月期	2014年3月期
	未実現損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資		
エクイティ	1	7
プライベート・エクイティ投資	△ 10	△ 6
日本地方債・政府系機関債	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	2	△ 1
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△ 0	△ 0
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)	1	1
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)	0	△ 0
不動産担保証券	△ 0	△ 0
債務担保証券(CDO)等	△ 0	△ 0
受益証券等	2	0
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資合計	△ 4	1
デリバティブ取引(純額) (2)		
エクイティ・デリバティブ	7	22
金利デリバティブ	24	△ 1
信用デリバティブ	12	2
為替取引	△ 4	△ 0
商品デリバティブ	0	△ 0
デリバティブ取引(純額)合計	39	23
小計	35	24
貸付金および受取債権	△ 0	△ 1
その他の資産		
トレーディング目的以外の負債証券	0	△ 0
その他 (3)	24	1
合計	59	24
負債：		
トレーディング負債		
エクイティ	0	—
銀行および事業会社の負債証券	—	△ 0
トレーディング負債合計	0	△ 0
短期借入	△ 1	△ 0
支払債務および受入預金	△ 1	0
長期借入	△ 162	△ 33
その他の負債	△ 0	—
合計	△ 164	△ 33

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) 非上場の投資持分証券の公正価値評価の精緻化の影響を含みます。

階層間の移動について

野村では金融商品があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。したがって、下記で述べている金額は、移動が生じた四半期の期首の金融商品の公正価値となります。

レベル1とレベル2間の移動

2013年3月期において、合計631十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち361十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。また、249十億円はその他の資産のうちトレーディング目的以外の負債証券によるもの、15十億円は受益証券等のうち上場投資信託によるもの、6十億円はその他の資産のうちその他に含まれる投資持分証券によるものであり、これらは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。同期間において、合計80十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち72十億円はトレーディング負債のうち、主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。また、8十億円は受益証券等のうち、主に上場投資信託のショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

2014年3月期において、合計492十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち479十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。また、5十億円はその他の資産のうちその他に含まれる投資持分証券によるものであり、観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。一方で同時期において、合計38十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル1からレベル2へ移動いたしました。このうち36十億円はトレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発ではなくなったためであります。

2013年3月期において、合計455十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち441十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。また、5十億円は受益証券等のうち上場投資信託によるもの、7十億円はその他の資産のうちその他に含まれる投資持分証券によるものであり、これらは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。同期間において、合計391十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち388十億円はトレーディング負債のうち、主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

2014年3月期において、合計856十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち832十億円はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資のうち主にエクイティによるものであり、観察可能な市場における取引が活発になったためであります。また、19十億円は受益証券等のうち上場投資信託によるもの、5十億円はその他の資産に含まれる投資持分証券によるものであり、これらは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。一方で同時期において、合計92十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル2からレベル1へ移動いたしました。このうち90十億円はトレーディング負債のうち主にエクイティのショート・ポジションによるものであり、これは観察可能な市場における取引が活発になったためであります。

レベル3からの移動

2013年3月期において、合計126十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち25十億円はエクイティによるものであり、関連する利回りおよび流動性ディスカウントが観察可能になったため、44十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったため、35十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち、主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドと回収率が観察可能になったためであります。また、6十億円は商業用不動産ローン担保証券(CMBS)によるものであり、関連する利回り、デフォルト確率および損失率が観察可能になったため、5十億円は債務担保証券(CDO)等によるものであり、関連する利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率が観察可能になったため、6十億円は貸付金および受取債権のうち、主に貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。同期間において、合計61十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち59十億円は長期借入金のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

2013年3月期において、合計15十億円のデリバティブ負債（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち8十億円はエクイティ・デリバティブ負債（純額）が関連する配当利回り、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったため、19十億円は信用デリバティブ負債（純額）が関連するクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったため、14十億円は為替取引資産（純額）が関連するボラティリティおよび為替先物の評価データが観察可能になったためであります。

2014年3月期において、合計180十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち70十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったため、47十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドおよび回収率が観察可能になったためであります。また、7十億円は債務担保証券(CDO)等によるものであり、関連する利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率が観察可能になったため、40十億円はプライベート・エクイティ投資によるものであり、活発かつ観察可能な市場における取引が開始したため、9十億円は貸付金および受取債権のうち、主に貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察可能になったためであります。一方で、同期間において合計69十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3から移動いたしました。このうち67十億円は長期借入のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察可能になったためであります。

2014年3月期において、合計9十億円のデリバティブ負債（純額）がレベル3から移動いたしました。このうち7十億円はエクイティ・デリバティブ負債（純額）が関連する配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が観察可能になったためであります。

レベル3への移動

2013年3月期において、合計146十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち6十億円はエクイティによるものであり、関連する利回りおよび流動性ディスカウントが観察不能になったため、69十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち、主に負債証券と貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドおよび回収率の評価データが観察不能になったため、62十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において認識した損益は、エクイティ、銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金については重要な金額ではありませんでした。移動が生じた四半期において、外国国債・地方債・政府系機関債については9十億円の利益を認識しております。同期間において、合計111十億円の金融負債（デリバティブ負債を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち110十億円は長期借入金のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において、長期借入金については7十億円の損失を認識しております。

2013年3月期において、合計8十億円のデリバティブ資産（純額）がレベル3へ移動いたしました。このうち15十億円は信用デリバティブ資産（純額）によるものであり、関連するクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったため、6十億円は為替取引負債（純額）によるものであり、関連するボラティリティおよび為替先物の評価データが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期において認識した損益は、信用デリバティブおよび為替取引については重要な金額ではありませんでした。

2014年3月期において、合計78十億円の金融資産（デリバティブ資産を除く）がレベル3へ移動いたしました。このうち7十億円はエクイティが関連する流動性ディスカウントおよび還元利回りが観察不能になったため、32十億円は銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金のうち主に貸付金によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったため、8十億円は外国国債・地方債・政府系機関債によるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。また、6十億円は債務担保証券(CDO)等によるものであり、関連する利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率の評価データが観察不能になったため、20十億円は貸付金および受取債権のうち、主に貸付金と貸出コミットメントによるものであり、関連するクレジット・スプレッドが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期で認識した損益は、エクイティ、事業会社の負債証券・売買目的の貸付金、外国国債・地方債・政府

系機関債、債務担保証券(CDO)等、貸付金および受取債権のいずれも重要な金額ではありませんでした。一方で、同期間において合計43十億円の金融負債(デリバティブ負債を除く)がレベル3へ移動いたしました。このうち42十億円は長期借入のうち主に仕組債によるものであり、関連するボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったためであります。長期借入において、移動が生じた四半期で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

2014年3月期において、合計3十億円のデリバティブ負債(純額)がレベル3へ移動いたしました。このうち7十億円はエクイティ・デリバティブ資産(純額)が関連する配当利回り、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったため、6十億円は金利デリバティブ負債(純額)が関連する金利、ボラティリティおよび相関係数の評価データが観察不能になったためであります。移動が生じた四半期で認識した損益は、エクイティ・デリバティブにおいて7十億円の損失、金利デリバティブにおいては重要な金額ではありませんでした。

1 株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、2013年3月31日および2014年3月31日現在の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)

2013年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	68	16	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	63	7	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	3	—	—	—
合計	138	24		

(単位：十億円)

2014年3月31日				
公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)	
ヘッジファンド	66	0	月次	当日-95日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	1	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	42	17	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	3	—	—	—
合計	115	18		

(1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。

(2) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。

(3) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。

(4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

これらのファンドには、様々な資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。野村は、ヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスを行っており、こうしたケースではリスクの多くがパス・スルーされています。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて評価されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド:

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1

株当たり純資産価額を用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドについて償還時期を判断することはできません。これらのファンドは、第三者への譲渡に制限が設けられております。

プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものがあります。

リアル・エステート・ファンド:

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドは第三者への譲渡に制限が設けられております。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815および編纂書825で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資およびその他の資産に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

- ・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

- ・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

- ・短期借入および長期借入に計上されている、2008年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や2008年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

- ・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、2013年3月期および2014年3月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)	
	2013年3月期	2014年3月期
	損益 (1)	
資産:		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (2)		
トレーディング資産	2	0
プライベート・エクイティ投資	△ 10	△ 0
貸付金および受取債権	19	3
担保付契約 (3)	△ 0	4
その他の資産 (2)	1	17
合計	12	24
負債:		
短期借入 (4)	△ 4	0
担保付調達 (3)	△ 1	△ 3
長期借入 (4)(5)	△ 51	11
その他の負債 (6)	0	0
合計	△ 56	8

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベート・エクイティ投資関連損益に計上されております。なお、2014年3月において、その他の資産に含まれる損益のうち50億円が収益—その他に計上されております。
- (2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
- (4) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
- (5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。
- (6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は普通株式への出資比率が2013年3月31日47.0%、2014年3月31日37.1%である足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用しております。連結貸借対照表上、2013年3月31日はトレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資ならびにその他の資産—その他、2014年3月31日はその他の資産—その他に含めております。

日本会計原則に基づく足利ホールディングスの2013年3月期業績は、収益合計99十億円、費用合計80十億円、税引後当期純利益15十億円となりました。2013年3月31日の総資産および総負債は、それぞれ5,434十億円と5,155十億円となっております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの2014年3月期業績は、収益合計108十億円、費用合計80十億円、税引後当期純利益24十億円となりました。2014年3月31日の総資産および総負債は、それぞれ5,612十億円と5,371十億円となっております。

野村は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いたDCF法により計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する2013年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により31十億円の損失、2014年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により9十億円の損失となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

2013年3月31日において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して1十億円上回っております。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を20十億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

2014年3月31日において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して1十億円上回っております。また、公正価値オプションを選

択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を17十億円上回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものはありませんでした。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合(以下「EU」)加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、2013年3月期末に22%、2014年3月期末に20%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	2013年3月31日				合計 (1)
	日本	米国	EU	その他	
政府債・地方債および政府系機関債	3,403	1,313	3,262	556	8,534

(単位：十億円)

	2014年3月31日				合計 (1)
	日本	米国	EU	その他	
政府債・地方債および政府系機関債	2,779	1,666	3,968	385	8,798

- (1) 上記金額のほかに、その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が2013年3月期末に715十億円、2014年3月期末に756十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。こうした金融商品は、公正価値の階層において一般的にレベル1もしくはレベル2のどちらかに分類されます。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。公正価値オプションを選択しない貸付金の公正価値は、毎期経常的に公正価値評価される貸付金と同様の手法で推計されております。取引所価格が取得可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。公正価値オプションを選択しない長期借入の公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、またはDCF法により、毎期経常的に公正価値評価される長期借入と同様の手法で推計しております。金融資産と金融負債は、公正価値オプションを選択した場合に適用されるものと同様の手法に基づいて、公正価値階層において一般的にレベル2またはレベル3に分類されております。

次の表は、2013年3月31日および2014年3月31日現在における、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

	2013年3月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	805	805	805	—	—
定期預金	578	578	—	578	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	270	270	—	270	—
貸付金 (2)	1,575	1,576	—	1,352	224
売戻条件付買入有価証券	8,295	8,295	—	8,295	—
借入有価証券担保金	5,820	5,820	—	5,820	—
合計	17,343	17,344	805	16,315	224
負債：					
短期借入	738	738	—	734	4
受入銀行預金	1,072	1,072	—	1,071	1
買戻条件付売却有価証券	12,444	12,444	—	12,440	4
貸付有価証券担保金	2,159	2,159	—	2,159	—
長期借入	7,592	7,430	114	7,093	223
合計	24,005	23,843	114	23,497	232

(単位：十億円)

	2014年3月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	1,490	1,490	1,490	—	—
定期預金	364	364	—	364	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	336	336	—	336	—
貸付金 (2)	1,327	1,326	—	1,068	258
売戻条件付買入有価証券	9,618	9,618	—	9,618	—
借入有価証券担保金	7,729	7,729	—	7,729	—
合計	20,864	20,863	1,490	19,115	258
負債：					
短期借入	602	602	—	599	3
受入銀行預金	1,114	1,114	—	1,114	0
買戻条件付売却有価証券	13,938	13,938	—	13,938	0
貸付有価証券担保金	2,360	2,360	—	2,360	—
長期借入	8,227	8,202	134	7,674	394
合計	26,241	26,216	134	25,685	397

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

2013年3月期には、特定のレポーティング・ユニットにおけるのれんが非経常的に公正価値で評価されております。当該のれんは連結貸借対照表上のその他の資産—その他に計上されておりましたが、すべて減損いたしました。公正価値はDCF法を用いて評価されており、結果としてレベル3に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。

2014年3月期には、特定のレポーティング・ユニットにおけるのれんが非経常的に公正価値で評価されております。当該のれんは連結貸借対照表上のその他の資産—その他に計上されており、公正価値評価後の簿価は減損の結果、3十億円となっております。公正価値はDCF法を用いて評価されており、結果としてレベル3に区分されるデータによって公正価値評価がなされております。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っています。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っています。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの2つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債に係る金利の性質を変換し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬に係る株価変動リスクを削減することにあります。こうしたトレーディング目的以外で行うデリバ

ィブ取引に伴う信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引に伴う信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用として認識しております。

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分が判定されます。有効と判定された損益は当社株主資本の累積的その他の包括利益に計上されております。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

2013年3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットィング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	20,169	△ 18,415	△ 981	773

(単位：十億円)

2014年3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットィング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	20,355	△ 18,481	△ 936	938

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値により、野村のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	2013年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	14,130	1,857	14,550	2,017
金利デリバティブ	727,129	21,685	711,914	21,452
信用デリバティブ	44,582	1,839	42,889	1,979
為替取引	81,002	2,104	80,280	2,007
商品デリバティブ	29	1	39	2
合計	<u>866,872</u>	<u>27,486</u>	<u>849,672</u>	<u>27,457</u>
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,748	88	162	0
為替取引	92	1	24	1
合計	<u>1,840</u>	<u>89</u>	<u>186</u>	<u>1</u>
デリバティブ取引合計	<u><u>868,712</u></u>	<u><u>27,575</u></u>	<u><u>849,858</u></u>	<u><u>27,458</u></u>

(単位：十億円)

	2014年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (2) (3)				
エクイティ・デリバティブ	15,761	1,922	14,911	2,254
金利デリバティブ	1,132,306	19,459	1,098,406	19,249
信用デリバティブ	38,136	1,314	40,310	1,623
為替取引	108,595	3,312	113,915	2,938
商品デリバティブ	46	0	37	0
合計	<u>1,294,844</u>	<u>26,007</u>	<u>1,267,579</u>	<u>26,064</u>
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	2,143	62	296	2
為替取引	109	0	116	2
合計	<u>2,252</u>	<u>62</u>	<u>412</u>	<u>4</u>
デリバティブ取引合計	<u><u>1,297,096</u></u>	<u><u>26,069</u></u>	<u><u>1,267,991</u></u>	<u><u>26,068</u></u>

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。
- (3) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。2013年3月31日および2014年3月31日現在において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ関連の公正価値の変動はデリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。場合により、野村は、取引相手の債務不履行時に野村による担保管理を可能とする契約のもと、当該担保の外部カストディアンへの差入れに同意することがあります。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに店頭デリバティブについては通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しており、取引相手がデフォルトした場合は取引金額および担保金額の一括清算および相殺が認められるため、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される店頭デリバティブ取引および取引所で取引されるデリバティブ取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずにデリバティブ取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとのデリバティブ取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

連結貸借対照表上では、マスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債は、編纂書210-20および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。これらの条件には、マスター・ネットティング契約による取引の一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれております。さらに、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）も、一定の追加要件を満たした場合、純額処理されたデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

次の表は連結貸借対照表に計上されるリスク区分ごとのデリバティブ商品の相殺および関連する担保に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的にデリバティブと担保の相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引先、清算機関および取引所とのデリバティブ取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にあるデリバティブ取引は、下表の中で相殺されておられません。

(単位：十億円)

	2013年3月31日		2014年3月31日	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済される店頭デリバティブ取引	1,112	1,174	1,162	1,418
清算機関で清算される店頭デリバティブ取引	—	—	—	—
取引所で取引されるデリバティブ取引	745	843	760	836
金利デリバティブ				
相対で決済される店頭デリバティブ取引	12,887	12,609	10,485	10,281
清算機関で清算される店頭デリバティブ取引	8,873	8,839	9,025	8,961
取引所で取引されるデリバティブ取引	13	4	11	9
信用デリバティブ				
相対で決済される店頭デリバティブ取引	1,744	1,880	1,180	1,491
清算機関で清算される店頭デリバティブ取引	95	99	130	128
取引所で取引されるデリバティブ取引	0	0	4	4
為替取引				
相対で決済される店頭デリバティブ取引	2,097	2,002	3,296	2,923
清算機関で清算される店頭デリバティブ取引	8	6	12	13
取引所で取引されるデリバティブ取引	—	0	4	4
商品デリバティブ				
相対で決済される店頭デリバティブ取引	0	1	0	0
清算機関で清算される店頭デリバティブ取引	—	—	—	—
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	1	0	0
デリバティブ取引総額合計 (2)	27,575	27,458	26,069	26,068
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (3)	△ 25,684	△ 25,636	△ 23,764	△ 24,030
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (4)	1,891	1,822	2,305	2,038
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない金額 (5)				
非現金担保	△ 177	△ 138	△ 168	△ 44
現金担保 (6)	—	△ 2	△ 0	△ 0
純額合計	1,714	1,682	2,137	1,994

- (1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- (2) マスター・ネットィング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、全てのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。2013年3月31日において、マスター・ネットィング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットィング契約下にあるデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ660十億円および855十億円です。2014年3月31日において、同様のデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ744十億円および808十億円です。
- (3) 編纂書815に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットィング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブ取引純額と現金担保との相殺を表します。2013年3月31日において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を985十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,033十億円相殺いたしました。また2014年3月31日において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,283十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,017十億円相殺いたしました。
- (4) 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—トレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入ないしは長期借入に計上されております。
- (5) 編纂書210-20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手のデリバティブおよび担保契約に係る金額は含まれておりません。
- (6) 2013年3月31日において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ220十億円および497十億円です。2014年3月31日において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ203十億円および643十億円です。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益—トレーディング損益に計上されます。

次の表は、連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	2013年3月期	2014年3月期
トレーディング目的およびトレーディング目的以外の デリバティブ取引 (1) (2)		
エクイティ・デリバティブ	△ 69	△ 91
金利デリバティブ	65	102
信用デリバティブ	△ 18	△ 123
為替取引	△ 329	△ 30
商品デリバティブ	△ 0	1
合計	<u>△ 351</u>	<u>△ 141</u>

(1) デリバティブ取引の各区分には、複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブも含まれております。例えば金利デリバティブには、金利リスクや為替リスクの複合的なデリバティブや、期中償還率のようなその他のリスクも同時に参照するデリバティブが含まれております。信用デリバティブには、クレジット・デフォルト・スワップのほか債券を参照するデリバティブも含まれております。

(2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。2013年3月期および2014年3月期のこれらの損益は重要な金額ではありませんでした。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。野村は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しており、これにヘッジ会計を適用しております。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の公正価値の変動は、ヘッジ対象の負債の損益と共に連結損益計算書の金融費用に計上されています。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

	(単位：十億円)	
	2013年3月期	2014年3月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	33	2
合計	<u>33</u>	<u>2</u>
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△ 33	△ 2
合計	<u>△ 33</u>	<u>△ 2</u>

純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、為替先物取引ならびに外貨建長期負債を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、ヘッジが有効である部分につき、連結包括利益計算書のその他の包括利益—為替換算調整額（税引後）に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の損益を表しております。

(単位：十億円)

	2013年3月期	2014年3月期
ヘッジ手段		
為替取引	△ 14	△ 12
長期借入	△ 15	—
合計	△ 29	△ 12

(1) ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。2013年3月期および2014年3月期の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

2013年3月31日現在の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は960十億円となり、754十億円の担保を差し入れております。2013年3月31日時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は102十億円です。2014年3月31日現在の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は973十億円となり、747十億円の担保を差し入れております。2014年3月31日時点における長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は102十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約になっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有していませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したク

クレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産の全てについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

野村は、野村が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて野村が支払う金額の回収に充てられるものではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた野村への支払いに対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンターパーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

2013年3月31日および2014年3月31日現在の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

	2013年3月31日						
	帳簿価額(1) (△資産)/ 負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・プロテ クション買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ (個別)	210	24,659	4,575	7,961	9,877	2,246	22,431
クレジット・デフォルト・ スワップ (指数)	△ 16	12,722	1,482	3,555	6,815	870	11,592
その他のクレジット・リスク関 連ポートフォリオ商品	230	2,586	666	1,112	215	593	1,710
クレジット・リスク関連オプシ ョンおよびスワップション	0	51	—	—	27	24	42
合計	424	40,018	6,723	12,628	16,934	3,733	35,775

(単位：十億円)

	2014年3月31日						
	帳簿価額(1) (△資産)/ 負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・プロテ クション買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ (個別)	△ 235	21,070	4,167	8,306	6,610	1,987	18,689
クレジット・デフォルト・ スワップ (指数)	△ 32	9,082	1,215	3,552	3,582	733	7,704
その他のクレジット・リスク関 連ポートフォリオ商品	123	1,574	523	398	201	452	1,097
クレジット・リスク関連オプシ ョンおよびスワップション	△ 1	676	—	—	504	172	548
合計	△ 145	32,402	5,905	12,256	10,897	3,344	28,038

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。なお、資産残高は参照資産のクレジット・スプレッドが取引開始時よりタイトニングしたことによるものです。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd. または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

2013年3月31日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,400	1,594	5,945	8,208	4,073	2,439	24,659
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	14	589	6,360	3,516	1,910	333	12,722
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	77	17	9	127	243	2,113	2,586
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	18	—	33	—	51
合計	2,491	2,200	12,332	11,851	6,259	4,885	40,018

(単位：十億円)

2014年3月31日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	2,125	1,331	5,232	7,362	3,231	1,789	21,070
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	86	23	4,445	2,884	1,341	303	9,082
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	22	—	1	—	4	1,547	1,574
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	387	195	94	—	676
合計	2,233	1,354	10,065	10,441	4,670	3,639	32,402

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

4 プライベート・エクイティ事業：

野村のプライベート・エクイティ投資は主に日本国内および欧州で行われております。

野村が議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している特定の事業体で、編纂書946の規定に適合する投資会社(以下「投資子会社」)が行うプライベート・エクイティ投資は、公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。それぞれの投資子会社によって適用される投資会社会計は連結財務諸表に引き継がれております。

これらの事業体は、野村の戦略的な事業上の利益のためではなく、投資先企業価値の増加、金利配当収入あるいはその両方のためにプライベート・エクイティ投資を行っております。野村の投資方針に従って、グループ内の非投資会社はその投資が連結または持分法適用となる場合に、非中核事業を行っている事業体に投資を行うことはできません。そのような投資は通常投資子会社のみ認められています。非中核事業は、野村の事業セグメントで行う活動以外の事業と定義されます。

野村の連結子会社の中には、非投資会社であるが、野村の中核事業を行っている事業体に投資を行っているものがあります。これらの投資は、投資先企業価値の増加や金利配当収入あるいはその両方を目的として行われており、公正価値オプションの適用またはその他の米国会計原則の要請により、公正価値で評価されています。

日本国内のプライベート・エクイティ事業

野村は、100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社(以下「NFP」)においてプライベート・エクイティ事業を行っております。NFPは野村の中核事業を行う事業体に投資しているため、編纂書946の適用を受ける投資子会社ではありません。野村は足利ホールディングスの普通株式に対して37.1%投資しており、これらの投資について公正価

値オプションを適用しております。

2013年12月19日、投資先である株式会社足利ホールディングス（以下「足利ホールディングス」）は東京証券取引所第一部へ上場いたしました。野村では足利ホールディングスへの投資についてはこれまで、その大部分を連結貸借対照表上「トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資—プライベート・エクイティ投資」に含めて表示していましたが、当該上場を機に「その他の資産—その他」に含めて表示しております。当該投資に対しては公正価値オプションを適用しております。また、その損益の大部分は連結損益計算書上「収益—プライベート・エクイティ投資関連損益」に計上していましたが上場以降「収益—その他」に計上しております。この変更は、足利ホールディングスの上場を機に、インベストメント・バンキング部門における企業価値向上を目的とした保有からより全社的な目線での企業価値向上を重視していく保有としたことに起因しています。

欧州のプライベート・エクイティ事業

欧州において、野村のプライベート・エクイティ投資は主に、以前プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）により行われ、現在はテラ・ファーマにより管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）、テラ・ファーマにより管理されている他のファンドへの投資（以下「その他のテラ・ファーマ・ファンド」）およびその他の投資子会社を通じた投資（以下「その他の投資」）により構成されております。

テラ・ファーマ投資

野村は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、特定の投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）に、有限投資事業組合持分と引換えに拠出いたしました。TFCP Iの無限責任組合員であり、野村から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメント（GP）リミテッドは、当該投資に対する運営管理と支配を獲得しました。

テラ・ファーマ投資は投資子会社によって保有されており、したがって野村はこれらの投資を公正価値で評価し、その変動を連結損益計算書に認識しております。

2012年12月、野村はPFGの投資先のひとつであったアニントンをテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズが運用するファンドに譲渡いたしました。これに伴い、2012年3月31日時点で公正価値が102,649百万円あったテラ・ファーマ投資は、2013年3月31日時点では保有しておりません。

その他のテラ・ファーマ・ファンド

テラ・ファーマ投資に加え野村は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP II」）に274十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP III」）に731十億円の2%の拠出をすることになっております。

野村のTFCP IIに対する投資コミットメントは当初27,445百万円であり、再投資による調整を行った結果、51百万円に減額されております。このうち2014年3月期末における実行済残高はありません。

また野村のTFCP IIIに対する13,854百万円の投資コミットメントに対して、2014年3月期末における実行済残高は、13,536百万円となっております。

TFCP IIおよびTFCP IIIへの投資は公正価値で評価され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されております。

その他の投資

野村はまた100%子会社および第三者持分のある他の連結事業体を通じてプライベート・エクイティ投資を行っております。これらの事業体のいくつかは投資子会社であり、それらのすべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

5 投資会社会計：

野村の投資先には編纂書946に基づく投資会社がいくつかあり、それらのすべての投資を公正価値で評価し、その変動を損益に認識しております。

連結財務諸表上投資会社会計が適用されている野村のすべての投資子会社が保有している投資の公正価値および取得価額の合計は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
期末取得価額 (1)	24,393	28,394
未実現利益 (総額)	11,711	9,216
未実現損失 (総額)	△ 7,277	△ 5,047
期末公正価値	28,827	32,563

(1) 取得価額は各投資の取得原価（買付価額）に追加投資による調整を反映したものです。

以下の表は投資子会社により保有されている投資の前期および当期の実績を要約したものであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
期首公正価値	132,320	28,827
投資先の買付 (売却△) (1)	△ 127,396	56
実現損益 (2)	19,181	925
未実現損益変動額 (3)	4,722	2,755
期末公正価値	28,827	32,563

(1) 当期の新たな投資先の取得価額および追加出資または投資先の売却価額です。

(2) 実現損益は投資の売却価額と帳簿価額の差額として計算されております。

(3) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

6 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引は通常、業界標準のマスター・ネットリング契約を交わしており、取引相手がデフォルトした場合は取引および担保の一括清算および相殺が認められるため、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引についても、清算機関がデフォルトした場合に同様の権利を認める清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットリング契約を交わさずに売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引を行うことがあります。また、マスター・ネットリング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとの売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットリング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保証券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合野村は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することまたは売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大き

くなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて受け入れまたは差し入れている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に保全されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

連結貸借対照表上では、マスター・ネットィング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決めおよびマスター・ネットィング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネットィング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットィング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットィング契約下にある取引は、下表の中で相殺されておりません。

(単位：十億円)

	2013年3月31日			
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	22,183	6,064	26,332	2,462
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△ 13,888	△ 256	△ 13,888	△ 256
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	8,295	5,808	12,444	2,206
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
非現金担保	△ 6,588	△ 3,889	△ 10,201	△ 1,935
現金担保	△ 1	—	△ 0	—
純額合計	1,706	1,919	2,243	271

(単位：十億円)

	2014年3月31日			
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	20,244	7,729	24,564	2,602
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (2)	△ 10,626	△ 5	△ 10,626	△ 5
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (3)	9,618	7,724	13,938	2,597
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない額 (4)				
非現金担保	△ 7,930	△ 5,725	△ 9,867	△ 2,235
現金担保	△ 0	—	△ 0	—
純額合計	1,688	1,999	4,071	362

- (1) マスター・ネットィング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、全ての取引残高を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引および償却原価により計上されている取引を含んでおります。2013年3月31日において、マスター・ネットィング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットィング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ1,617十億円および2,083十億円です。2013年3月31日において、マスター・ネットィング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットィング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,679十億円および143十億円です。2014年3月31日において、マスター・ネットィング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットィング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ1,278十億円および3,918十億円です。2014年3月31日において、マスター・ネットィング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットィング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,751十億円および137十億円です。
- (2) 編纂書210-20に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットィング契約あるいは同等の契約により、取引相手ごとに相殺した金額を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引および償却原価により計上されている取引を含みます。

- (3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約—売戻条件付買入有価証券と担保付契約—借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達—買戻条件付売却有価証券と担保付調達—貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。
- (4) 編纂書210-20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手取引に係る金額は含まれておりません。

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	35,281	35,530
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	28,488	28,959

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	86,108	174,753
政府および政府系機関債	1,314,277	991,430
銀行および事業会社の負債証券	161,233	150,183
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	33,723	35,671
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	1,674,898	1,141,726
債務担保証券 (CDO) 等 (1)	84,065	82,237
受益証券等	16,335	18,503
合計	3,370,639	2,594,503

取引所預託金およびその他の顧客分別金	4,110	4,630
トレーディング目的以外の負債証券	49,811	42,087
関連会社に対する投資および貸付金	37,636	28,642

- (1) ローン担保証券 (CLO)、資産担保証券 (ABS) (クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等)を含みます。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
貸付金および受取債権	706	141
トレーディング資産	1,208,753	1,293,036
建物、土地、器具備品および設備	955	5,236
トレーディング目的以外の負債証券	315,781	370,239
その他	83	78
合計	1,526,278	1,668,730

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記13 借入」の記述をご参照ください。

7 トレーディング目的以外の有価証券：

2013年3月31日および2014年3月31日現在における、保険子会社が保有するトレーディング目的以外の有価証券の原価または償却原価、公正価値、未実現利益および未実現損失は以下のとおりです。

	(単位：百万円)			
	2013年3月31日			公正価値
	原価または償却原価	未実現損益		
	未実現利益	未実現損失		
政府債・地方債および政府系機関債(1)	177,374	5,294	126	182,542
その他負債証券(2)	54,032	726	86	54,672
投資持分証券	39,997	12,923	109	52,811
合計	271,403	18,943	321	290,025

	(単位：百万円)			
	2014年3月31日			公正価値
	原価または償却原価	未実現損益		
	未実現利益	未実現損失		
政府債・地方債および政府系機関債(1)	138,973	842	86	139,729
その他負債証券(2)	129,311	6,851	91	136,071
投資持分証券	38,157	14,508	43	52,622
合計	306,441	22,201	220	328,422

(1) 主に日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

(2) 主に事業債で構成されております。

2013年3月期においてトレーディング目的以外の有価証券を525,965百万円売却しており、実現利益は12,050百万円、実現損失は1,134百万円であり、売却に係る収入額は536,881百万円であります。2014年3月期においてトレーディング目的以外の有価証券を138,231百万円売却しており、実現利益は4,405百万円、実現損失は81百万円であり、売却に係る収入額は142,554百万円であります。なお、実現損益は移動平均法を用いて計算されております。

2014年3月期において、トレーディング目的以外の有価証券からトレーディング資産への振替はありませんでした。

下記の表は、2014年3月31日現在におけるトレーディング目的以外の負債証券の公正価値を満期年限別に表しております。実際の満期は、一部の負債証券が早期償還条項を有するため、契約上の満期と異なることがあります。

(単位：百万円)

	2014年3月31日				
	満期年限				
	合計	1年以内	1～5年	5～10年	10年超
トレーディング目的以外の負債証券	275,800	30,507	115,757	98,323	31,213

下記の表は、2013年3月31日および2014年3月31日現在で未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券について、その未実現損失の状況が継続している期間別に公正価値および未実現損失の金額を表しております。

(単位：百万円)

	2013年3月31日					
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系 機関債	56,400	80	2,903	46	59,303	126
その他負債証券	10,404	86	—	—	10,404	86
投資持分証券	1,517	109	—	—	1,517	109
合計	68,321	275	2,903	46	71,224	321

(単位：百万円)

	2014年3月31日					
	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
政府債・地方債および政府系 機関債	54,007	82	2,294	4	56,301	86
その他負債証券	8,106	91	—	—	8,106	91
投資持分証券	498	43	—	—	498	43
合計	62,611	216	2,294	4	64,905	220

2013年3月31日現在において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおよそ80銘柄であります。2014年3月31日現在において、未実現損失を有するトレーディング目的以外の有価証券の銘柄数はおよそ60銘柄であります。

2013年3月期において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は4,900百万円であります。2013年3月期において、信用リスクの低下による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は重要な金額ではありません。

2013年3月期において、信用リスクの低下には起因しないものの一時的ではないと判断される価値の下落により政府債・地方債および政府系機関債およびその他負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損およびその後の公正価値の変動額は7百万円であります。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

2014年3月期において、一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の投資持分証券に対して認識した減損は79百万円であります。2014年3月期において、信用リスクの低下による一時的ではないと判断される価値の下落により特定のトレーディング目的以外の負債証券に対して認識した減損は25百万円であります。

2014年3月期において、信用リスクの低下には起因しないものの一時的ではないと判断される価値の下落により政府債・地方債および政府系機関債およびその他負債証券に対してその他の包括利益で認識した減損およびその後の公正価値の変動額は△55百万円であります。その他のトレーディング目的以外の有価証券の未実現損失については、価値の下落は一時的と考えております。

8 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益—トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積りに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が2013年3月期および2014年3月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは407十億円、365十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は重要な金額ではありませんでした。さらに2013年3月期および2014年3月期において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は1,783十億円、1,423十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは951十億円、830十億円となっております。2013年3月31日現在および2014年3月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ4,109十億円、5,035十億円となっております。また、2013年3月31日現在および2014年3月31日現在において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ300十億円、215十億円の持分を当初から継続的に保有しております。2013年3月期および2014年3月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ26十億円、40十億円となっております。

野村は2013年3月31日現在および2014年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ18十億円、4十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

2013年3月31日						
レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外	
国債・地方債、および政府系機関債	—	296	—	296	296	—
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	2	2	4	2	2
合計	—	298	2	300	298	2

(単位：十億円)

2014年3月31日						
レベル1	レベル2	レベル3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外	
国債・地方債、および政府系機関債	—	195	—	195	195	—
事業債	—	—	0	0	—	0
モーゲージ関連商品	—	19	1	20	1	19
合計	—	214	1	215	196	19

次の表は、公正価値の測定に用いている主要な経済的仮定、およびそれら経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

重要な継続して保有している持分 (1)		
	2013年3月31日	2014年3月31日
継続して保有している持分の公正価値 (1)	288	201
加重平均残存期間 (年数)	6.0	7.5
期限前償還率	10.1%	6.2%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 2.6	△ 2.3
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 5.0	△ 4.0
割引率	3.6%	5.3%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 4.2	△ 1.5
20%不利な方向に変動した場合の影響額	△ 8.2	△ 2.6

(1)2013年3月31日現在において、継続して保有している持分300十億円のうち、重要な継続して保有している持分288十億円のみ感応度分析を行っております。2014年3月31日現在において、継続して保有している持分215十億円のうち、重要な継続して保有している持分201十億円のみ感応度分析を行っております。

野村は譲渡資産の性質上、上記の継続して保有している持分に対して予測される信用損失の発生確率およびその金額は軽微であると考えております。

表上では経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合を想定していますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額の計算が過大または過少になる場合があります。感応度分析はあくまでも仮設的条件に基づいた

ものであり、野村のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

	(単位:十億円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	72	99
債券関連商品	86	64
モーゲージ関連商品	24	23
長期貸付金	8	7
合計	190	193
負債		
長期借入	177	182

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。

野村が変動持分事業体の持分を保有し、その事業体にとって最も重要な活動に支配力を持ち、その事業体にとって重要な便益を享受する権利または損失を被る義務が生じる場合、且つ野村が他の投資家の受託者たる要件を満たせない場合、野村は主たる受益者でありその事業体を連結しなければなりません。野村の連結変動持分事業体には、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を、投資家に販売するために組成されたものが含まれます。航空機のリース事業や、その他のビジネスに関連する変動持分事業体も連結しております。野村はまた、投資ファンド等、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

最も重要な決断を下すパワーには、変動持分事業体のタイプにより様々な形態があります。証券化、投資ファンド、CDO等の取引においては、担保資産の管理やサービシングが最も重要な決断を下すパワーであると野村は考えます。従って、野村が担保資産の管理者やサービサーではなく、担保資産管理者やサービサーを交替させる権利や事業体を清算する権利を持たない限り、そのような変動持分事業体を連結いたしません。

再証券化、モーゲージ担保証券、その他の資産のリパッケージ債等多数の取引において、取引が終了するまでの期間に、重要な経済的決定がなされない場合や、どの投資家も信託を清算する一方的な力を持たない場合があります。そのような場合、野村は最初の取引が始まる前になされた決定を分析いたします。取引の仕組みに責任を持つ投資家が単一、もしくは複数いる場合、野村はその変動持分事業体を連結いたしません。野村はこれまで、数多くの再証券化、その他の資産のリパッケージ債に出資しており、そのうちの多くの場合、事業体にとって最も重要な活動への支配力を投資家と共有していることから、野村は主たる受益者ではないと判断してきました。しかしながら、投資家の当該証券の当初の購入が重要ではない等、投資家が取引の仕組みに責任を共有していないと判断される場合は、野村はそのような変動持分事業体を連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	(単位：十億円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	13	18
トレーディング資産		
株式関連商品	353	289
債券関連商品	200	393
モーゲージ関連商品	138	66
デリバティブ取引	3	2
プライベート・エクイティ投資	1	1
売戻条件付買入有価証券	12	32
建物、土地、器具備品および設備	17	12
その他 (1)	64	70
合計	801	883
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品	6	33
デリバティブ取引	15	9
買戻条件付売却有価証券	4	23
借入		
長期借入	458	424
その他	7	4
合計	490	493

(1) 航空機予約金を2013年3月31日現在16十億円、2014年3月31日現在50十億円それぞれ含んでおります。また、当該予約金に関連した航空機購入コミットメント契約の詳細は「注記23 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

野村は変動持分事業体と継続的な関与がある限り、最新の事実と状況を基に、野村が主たる受益者であるかどうか当初の判定を継続的に見直しております。この判断は、変動持分事業体の構造や活動を含む仕組みの分析、野村や他者が保有する重要な経済的決定を下すパワーや変動持分の分析に基づいております。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したのもでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したのもでもありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、およびデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、野村は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

(単位：十億円)

	2013年3月31日			2014年3月31日		
	連結貸借対照表上の 変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上の 変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	65	—	65	67	—	67
債券関連商品	173	—	173	211	—	211
モーゲージ関連商品	2,843	—	2,843	2,308	—	2,308
受益証券等	161	—	161	185	—	185
デリバティブ取引	0	—	18	0	—	4
プライベート・エクイティ投資	28	—	28	25	—	25
貸付金						
短期貸付金	7	—	7	11	—	11
長期貸付金	82	—	82	164	—	164
その他	4	—	4	4	—	4
貸出コミットメント、その他債務 保証	—	—	33	—	—	49
合計	3,363	—	3,414	2,975	—	3,028

9 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に売戻条件付買入有価証券取引や有価証券貸借取引等の担保付契約、および貸付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表上、資産として認識されており、要求払いもしくは将来の確定日または特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券貸借取引から構成されており、この中には現先レボ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または借入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求ないしは返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引は通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。有価証券貸借取引は、通常現金担保付の取引であり、差入担保の金額が連結貸借対照表に計上されております。担保請求が厳密に行われていることから、これらの取引については通常貸倒引当金の計上は行われておりません。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、野村信託銀行やノムラ・バンク・インターナショナルPLCといった野村の銀行子会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うこととなります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うこととなります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うこととなります。

有担保短期顧客貸付金は、野村の証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差し入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差し入れを徴求することができるため、野村が負うリスクは限定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日決済および日計り）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、野村が負うリスクは軽微と考えております。

企業向貸付金は、野村の銀行子会社以外によって実行される、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

上記の貸付金に加え、野村は関連会社に対する貸付金を有しております。これらの貸付金は原則無担保であるため、野村は相手先による債務不履行のリスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)			
2013年3月31日			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	263,608	153	263,761
有担保短期顧客貸付金	288,574	—	288,574
インターバンク短期金融市場貸付金	76,968	—	76,968
企業向貸付金	422,295	523,896	946,191
貸付金合計	1,051,445	524,049	1,575,494
関連会社に対する貸付金	12,376	—	12,376
合計	1,063,821	524,049	1,587,870

(単位：百万円)			
2014年3月31日			
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	274,966	44	275,010
有担保短期顧客貸付金	421,809	—	421,809
インターバンク短期金融市場貸付金	42,885	—	42,885
企業向貸付金	284,259	303,912	588,171
貸付金合計	1,023,919	303,956	1,327,875
関連会社に対する貸付金	5,797	—	5,797
合計	1,029,716	303,956	1,333,672

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

2013年3月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

2014年3月期において、有担保企業向貸付金を92,760百万円購入いたしました。貸付金の売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間においてトレーディング資産に組み替えられた貸付金は重要な金額ではありません。

貸倒引当金

当社は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生の可能性のある損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できないと見込まれた場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての当社の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておられません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの総額を実効利子率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の貸倒実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

次の表は、2013年3月期および2014年3月期における、貸倒引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

	2013年3月期						貸付金以外の債権に対する引当金	合計
	貸付金に対する引当金							
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	インターバンク短期金融市場貸付金	企業向貸付金	関連会社に対する貸付金	小計		
期首残高	552	24	—	2,758	51	3,385	1,503	4,888
繰入	238	13	—	△ 2,630	△ 22	△ 2,401	△ 13	△ 2,414
貸倒償却	△ 1	△ 11	—	△ 26	—	△ 38	—	△ 38
その他(1)	—	0	—	△ 7	—	△ 7	△ 171	△ 178
期末残高	789	26	—	95	29	939	1,319	2,258

(単位：百万円)

	2014年3月期						貸付金以外の債権に対する引当金	合計
	貸付金に対する引当金							
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	インターバンク短期金融市場貸付金	企業向貸付金	関連会社に対する貸付金	小計		
期首残高	789	26	—	95	29	939	1,319	2,258
繰入	△ 109	61	—	△ 13	△ 28	△ 89	960	871
貸倒償却	△ 2	—	—	—	—	△ 2	△ 146	△ 148
その他(1)	△ 0	—	—	0	—	0	28	28
期末残高	678	87	—	82	1	848	2,161	3,009

(1) 外国為替の変動による影響を含んでおります。

次の表は、2013年3月31日および2014年3月31日現在における引当方法別の貸倒引当金残高および貸付金残高を、貸付金の種類別に表示しております。

(単位：百万円)

2013年3月31日						
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：						
個別引当	6	—	—	7	—	13
一般引当	783	26	—	88	29	926
合計	789	26	—	95	29	939
貸付金残高：						
個別引当	76	83,399	76,968	412,675	5,595	578,713
一般引当	263,532	205,175	—	9,620	6,781	485,108
合計	263,608	288,574	76,968	422,295	12,376	1,063,821

(単位：百万円)

2014年3月31日						
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	インターバンク 短期金融市場 貸付金	企業向 貸付金	関連会社 に対する貸付金	合計
貸倒引当金残高：						
個別引当	3	—	—	7	—	10
一般引当	675	87	—	75	1	838
合計	678	87	—	82	1	848
貸付金残高：						
個別引当	4,374	103,345	42,885	275,753	882	427,239
一般引当	270,592	318,464	—	8,506	4,915	602,477
合計	274,966	421,809	42,885	284,259	5,797	1,029,716

利息計上中止ならびに延滞貸付金

個別に減損を認識している貸付金については、野村所定の方針に従い、利息の計上中止に関する判定を行っております。判定の結果として利息の計上を中止した場合、既に計上されている未収利息については、その時点で振戻しを行います。利息の計上の再開は、原則延滞されている元利金が全額返済された時点など、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合になされます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元本および利息を合理的な期間内に全額回収できると判断できる相当の理由がある場合、もしくは債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

2013年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金は5,855百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。2014年3月31日現在、利息計上を中止している貸付金は6,022百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

貸付金の減損が認識され利息の計上中止された時点から、その後の利息収益の認識は現金主義によっております。

貸付金の減損および不良債権のリストラクチャリング

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を減損することがあり、また、これらについて債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。不良債権のリストラクチャリング (Troubled Debt Restructuring (以下「TDR」)) とは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

TDRに該当する貸付金は、通常すでに減損が認識され、貸倒引当金が計上されております。他の貸付金と合算して減損判定を行う場合などで減損が認識されていない貸付金も、TDRに該当する貸付金となった場合は、速やかに減損貸付金として認識されます。資産による貸付金の全額もしくは一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に対する減損金額は、他の減損貸付金と同様の方法で測定されます。TDRに際し、貸付金の全額もしくは一部として弁済された資産は公正価値で認識されます。

2013年3月31日および2014年3月31日において、貸倒引当金を計上していない減損貸付金の残高は重要な金額ではありません。貸倒引当金を計上している減損貸付金の帳簿価額、未回収元本およびこれに係る貸倒引当金は重要な金額ではありません。

2013年3月期および2014年3月期において発生したTDRは重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下あるいは破綻等によって貸付債権の価値が下落もしくは履行されないといった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件毎の綿密な審査と融資実行後の債務者信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。なお、有担保取引のうち、野村が受け入れた担保価値の管理を厳密に行うことで損失の発生を防止する措置を講じているものについては、内部格付の対象とはしておりません。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付もしくはそれに類する子会社の審査基準の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	2013年3月31日				合計
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	
有担保銀行業務貸付金	105,199	30,826	—	33,208	169,233
無担保銀行業務貸付金	93,266	1,103	6	—	94,375
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	288,574	288,574
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	1,968	—	—	—	1,968
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	75,000	—	—	—	75,000
有担保企業向貸付金	220,189	164,205	7,969	3,570	395,933
無担保企業向貸付金	—	26,362	—	—	26,362
関連会社に対する貸付金	6,781	527	—	5,068	12,376
合計	502,403	223,023	7,975	330,420	1,063,821

(単位：百万円)

	2014年3月31日				合計
	AAA-BBB	BB-CCC	CC-D	その他(1)	
有担保銀行業務貸付金	98,356	33,669	—	34,740	166,765
無担保銀行業務貸付金	108,199	—	2	—	108,201
有担保短期顧客貸付金	—	—	—	421,809	421,809
有担保インターバンク 短期金融市場貸付金	12,885	—	—	—	12,885
無担保インターバンク 短期金融市場貸付金	30,000	—	—	—	30,000
有担保企業向貸付金	136,302	107,141	5,719	1,938	251,100
無担保企業向貸付金	3,395	26,902	—	2,862	33,159
関連会社に対する貸付金	4,915	594	—	288	5,797
合計	394,052	168,306	5,721	461,637	1,029,716

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回社内格付の見直しを行っております。また、リスクが高いもしくは問題がある債務者についてはより頻繁に社内格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに社内格付の見直しを行うこととしております。

10 リース：

貸主側

野村は、オペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸に係る資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

これらの賃借料の一部は、関連会社である株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）から支払われております。なお、「注記22 関連会社およびその他の持分法投資先」に記載されている事項をご参照ください。

NRIに対する期末受入保証金残高および受取リース料は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2013年3月期	2014年3月期
	受入保証金	—
受取リース料	4,272	—

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	2014年3月31日		
	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)
不動産(1)	3,447	△ 1,334	2,113
航空機	8,269	△ 954	7,315
合計	11,716	△ 2,288	9,428

(1) 不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

野村は、オペレーティング・リースに係る資産の受取リース料として2013年3月期および2014年3月期にそれぞれ78,667百万円、1,579百万円を計上しており、これらは、連結損益計算書の収益—その他に含まれております。

2014年3月31日現在における解約不能オペレーティング・リースに係る将来受け取る最低受取リース料の金額は5,449百万円となっております。受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	受取年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低受取リース料	5,449	887	814	813	489	486	1,960

借主側

野村は、国内外でオフィスおよび特定の従業員用住宅、施設等を解約可能オペレーティング・リースにより賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また野村は、国内外で特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リースにより賃借しております。これらに係る支払リース料は、転貸収入を控除し、2013年3月期が46,975百万円、2014年3月期が46,600百万円となっております。

次の表は、2014年3月31日現在における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)

2014年3月31日	
最低支払リース料	149,942
控除：転貸収入	△ 8,424
最低支払リース料純額	141,518

2014年3月31日現在の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	149,942	18,310	16,461	12,456	11,707	10,931	80,077

また、野村は国内外で特定の器具備品および施設をキャピタル・リースにより賃借しております。キャピタル・リースの場合には、リース物件の公正価値または最低支払リース料の現在価値のいずれか低い価額をもってリース資産を認識します。野村のキャピタル・リース資産総額は、2013年3月31日および2014年3月31日時点で27,624百万円、33,294百万円であり、減価償却累計額はそれぞれ3,454百万円、4,579百万円であり、連結貸借対照表上のその他の資産—建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、2014年3月31日現在におけるキャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低支払リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)	
2014年3月31日	
最低支払リース料	64,100
控除：利息相当額	△ 34,131
最低支払リース料純額の現在価値	29,969

2014年3月31日現在の上記最低支払リース料の金額を支払年限別に集計すると、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	64,100	509	3,585	4,193	4,121	3,994	47,698

なお、特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

1.1 企業結合：

2012年3月期、野村は関連会社であった野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）の株式を追加取得し、子会社化いたしました。

2013年3月期の連結損益計算書における収益—その他には野村土地建物の子会社であった野村不動産ホールディングス株式会社（以下「野村不動産ホールディングス」）が計上する336,858百万円の不動産販売収入が含まれております。その収益は、不動産の引渡し完了し、買手の初期投資および継続投資額が不動産代金の全額を支払う確約を示すのに十分であり、野村が実質的に対象不動産に関与しなくなったときに認識されております。またこれに対応する不動産販売原価は306,570百万円であり、連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に含まれております。

2013年3月、野村は、野村不動産ホールディングスの株式を一部売却いたしました。これにより野村は支配財務持分をもたなくなったため、野村不動産ホールディングスは連結除外となり、持分法適用会社となりました。その結果、不動産販売収入、不動産販売原価は当連結会計期間からは連結損益計算書上計上されず、その損益は持分法損益として収益—その他に含まれております。詳細については「注記2.2 関連会社およびその他の持分法投資先」をご参照ください。

1.2 その他の資産—その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産—その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産—その他:		
受入担保有価証券	47,739	236,808
のれんおよびその他の無形資産	115,661	115,143
繰延税金資産	145,602	22,018
営業目的以外の投資持分証券 (1)	71,813	133,742
その他	221,344	276,463
合 計	602,159	784,174
連結貸借対照表上のその他の負債:		
受入担保有価証券返還義務	47,739	236,808
未払法人所得税	56,353	31,630
その他の未払費用	402,192	396,677
その他 (2)	471,879	476,635
合 計	978,163	1,141,750

- (1) その他の資産—その他には、トレーディングおよび営業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、2013年3月期にはそれぞれ50,930百万円および20,883百万円、2014年3月期にはそれぞれ114,582百万円および19,160百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益—その他で認識しております。
- (2) 野村の保険子会社の引き受けた保険契約のうち、投資契約に該当するものを含んでおります。投資契約に該当する保険負債の帳簿価額および見積公正価値はそれぞれ、2013年3月31日現在281,864百万円および285,914百万円、2014年3月31日現在270,950百万円および274,991百万円となります。見積公正価値は将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しており、一般的に公正価値階層のレベル3に分類される評価データを用いております。

のれんとは、企業結合に伴い、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんに対して償却は行われず、各事業年度の第4四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

連結貸借対照表上のその他の資産—その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2013年3月期							
	期首残高			期中増減		期末残高		
	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	減損(1)	その他(2)	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)
ホールセール	69,846	△ 1,128	68,718	△ 8,293	7,793	79,249	△ 11,031	68,218
その他	5,316	—	5,316	—	708	6,024	—	6,024
合計	75,162	△ 1,128	74,034	△ 8,293	8,501	85,273	△ 11,031	74,242

(単位：百万円)

	2014年3月期							
	期首残高			期中増減		期末残高		
	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	減損(1)	その他(2)	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)
ホールセール	79,249	△ 11,031	68,218	—	5,916	85,951	△ 11,817	74,134
その他	6,024	—	6,024	△ 2,840	419	6,549	△ 2,946	3,603
合計	85,273	△ 11,031	74,242	△ 2,840	6,335	92,500	△ 14,763	77,737

(1) 2013年3月期にホールセール部門に帰属するのれんの減損8,293百万円を認識しました。これは、ホールセール部門において長引く経済環境の悪化から公正価値が減少したレポーティング・ユニットが生じたことによるものです。また、2014年3月期に事業セグメント上その他に含まれているのれんの減損2,840百万円を認識しています。これは、経済環境の変化から想定したキャッシュフローを獲得できなくなり、公正価値の減少が起こったレポーティングユニットが生じたことによるものです。これらの減損損失は連結損益計算書上、金融費用以外の費用—その他に計上しております。なお、公正価値はDCF法により決定されています。

(2) 為替換算による増減であります。

2013年3月31日および2014年3月31日現在の償却無形資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2013年3月31日			2014年3月31日		
	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)
顧客関連無形資産	62,586	△ 30,187	32,399	64,214	△ 35,641	28,573
その他	644	△ 180	464	690	△ 237	453
合計	63,230	△ 30,367	32,863	64,904	△ 35,878	29,026

2013年3月期および2014年3月期の償却無形資産の償却額はそれぞれ9,976百万円、5,423百万円です。また翌連結会計年度以降5年間の見積償却額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結会計年度				
	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
見積償却額	5,375	4,856	4,550	4,474	3,342

のれんを除く非償却無形資産の金額は、2013年3月31日現在8,556百万円、2014年3月31日現在8,380百万円であります。のれんを除く非償却無形資産には主に商標権が含まれております。

1.3 借入：

野村の2013年3月31日現在および2014年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2013年3月31日	2014年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	296,656	246,866
銀行借入金	344,983	303,583
その他	96,806	51,682
計	738,445	602,131
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金(2)	2,631,019	2,787,729
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	1,303,757	1,432,388
日本円建以外	1,079,275	1,340,495
変動金利債務：		
日本円建	390,261	324,279
日本円建以外	69,286	85,805
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,296,966	1,367,051
日本円建以外	644,414	707,754
小計	7,414,978	8,045,501
譲渡取消による担保付借入	177,390	181,562
計	7,592,368	8,227,063

(1) 担保付借入（2013年3月31日現在13,779百万円、2014年3月31日現在10,715百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（2013年3月31日現在3,039百万円、2014年3月31日現在139,270百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（2013年3月31日現在458,342百万円、2014年3月31日現在423,994百万円）を含んでおります。

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
当社の借入債務残高	3,509,117	3,823,410
子会社の借入債務残高(当社が保証するもの)	2,207,268	2,372,412
子会社の借入債務残高(当社が保証しないもの)(1)	1,875,983	2,031,241
計	7,592,368	8,227,063

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

2013年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2013年～2042年、利率の範囲は0.00%～11.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は2013年～2052年、利率の範囲は0.00%～5.29%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2013年～2043年、利率の範囲は0.00%～42.50%となっております。

2014年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2014年～2043年、利率の範囲は0.00%～12.66%となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、満期の範囲は2014年～2052年、利率の範囲は0.00%～6.18%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2014年～2044年、利率の範囲は0.00%～28.50%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

野村は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、野村の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利(一部のものについてはヘッジ効果考慮後)は、以下のとおりであります。

	2013年3月31日	2014年3月31日
短期借入	0.61%	0.40%
長期借入	1.71%	1.69%
固定金利債務	2.39%	2.34%
変動金利債務	0.91%	0.86%
インデックス/エクイティ・リンク債務	1.72%	1.72%

長期借入の満期年限別金額

2014年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
2015年3月期	1,435,789
2016年3月期	1,123,769
2017年3月期	894,524
2018年3月期	847,564
2019年3月期	1,015,285
2020年3月期以降	2,728,570
小計	8,045,501
譲渡取消による担保付借入	181,562
合計	8,227,063

借入ファシリティ

野村の未使用借入枠は、2013年3月31日現在77,935百万円、2014年3月31日現在65,000百万円であります。

なお、この未使用借入枠については現状の借入金と比較して条件は大きく異なりません。

野村は年度毎に過度な満期日の集中を防ぐため、満期日が年間を通じて均一に分散されるように計画された、借入ファシリティを保有しております。これらのファシリティは、慣例的な貸付条件、条項に従っております。

劣後借入

劣後借入は、2013年3月31日現在562,137百万円、2014年3月31日現在509,210百万円であります。

1.4 1株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は当社株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益と同様に求められます。加えて、当社株主に帰属する当期純利益について連結子会社および関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)	
	2013年3月期	2014年3月期
基本—		
当社株主に帰属する当期純利益	107,234	213,591
加重平均株式数	3,692,795,953	3,709,830,989
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	29.04	57.57
希薄化後—		
当社株主に帰属する当期純利益	107,181	213,561
加重平均株式数	3,777,360,671	3,826,496,369
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	28.37	55.81

2013年3月期および2014年3月期の当社株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の利益の減少により生じます。

2013年3月期および2014年3月期の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

2013年3月31日および2014年3月31日現在で、それぞれ10,880,700株および8,967,300株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除いております。

決算日後に生じた事項

当社は、2014年5月19日から2014年5月30日の期間にわたり自己株式の取得を実施いたしました。詳細は、「注記20 株主資本」をご参照ください。

当社は、2014年5月15日、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。詳細は、「注記16 繰延報酬制度」をご参照ください。

1.5 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

当社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。2008年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プランを採用いたしました。キャッシュ・バランス・プランにおきましては、参加者はおの口の口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて毎年計算された金額が、その口座に加算されます。この制度変更により、国内会社の給付債務が減少いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。2013年3月31日および2014年3月31日現在で、退職給付に係る資産をそれぞれ9,067百万円、10,441百万円計上しております。

期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお野村は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
勤務費用	9,322	8,438
利息費用	4,302	3,441
年金資産の期待収益	△ 4,072	△ 4,971
年金数理上の損失の償却	3,630	2,767
過去勤務費用の償却	△ 1,545	△ 1,149
期間退職・年金費用（純額）	11,637	8,526

過去勤務費用の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間（15年）にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	2013年3月期 および 2013年3月31日	2014年3月期 および 2014年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	242,490	234,399
勤務費用	9,322	8,438
利息費用	4,302	3,441
年金数理上の損益	14,874	△ 2,697
支払給付	△ 9,805	△ 9,708
連結範囲の異動等 (1)	△ 26,784	12
予測給付債務期末残高	234,399	233,885
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	159,652	191,674
年金資産運用収益	20,915	14,317
事業主拠出	31,083	23,278
支払給付	△ 8,362	△ 8,396
連結範囲の異動 (1)	△ 11,614	—
年金資産の公正価値期末残高	191,674	220,873
制度の財政状況	△ 42,725	△ 13,012
連結貸借対照表で認識された金額	△ 42,725	△ 13,012

(1)2013年3月期において、主に連結除外により減少しております。

国内会社の制度における累積給付債務は、2013年3月31日現在231,321百万円および2014年3月31日現在233,885百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	234,399	27,160
累積給付債務	231,321	27,160
年金資産の公正価値	191,674	—
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	234,399	27,160
累積給付債務	231,321	27,160
年金資産の公正価値	191,674	—

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	2014年3月期
未認識年金数理上の損失	48,028
未認識過去勤務費用	△ 10,649
合計	37,379

2015年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	2015年3月期
未認識年金数理上の損失	2,191
未認識過去勤務費用	△ 1,165
合計	1,026

見積もり

次の表は、期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	2013年3月31日	2014年3月31日
割引率	1.5%	1.4%
昇給率	2.5%	2.5%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	2013年3月期	2014年3月期
割引率	1.5%	1.4%
昇給率	2.5%	2.5%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、野村は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じた調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

野村は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

野村は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にできるよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

野村の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）17%、負債証券45%、生保一般勘定20%、その他18%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるデータの3つのレベルの区分については、「注記2 公正価値測定」に記載しております。

次の表は国内制度の年金資産の公正価値について、2013年3月31日および2014年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

国内会社の制度

年金資産：

(単位：百万円)

	2013年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	30,568	—	—	30,568
プライベート・エクイティ	—	—	12,323	12,323
日本国債	74,243	—	—	74,243
銀行および事業会社の負債証券	—	3,667	—	3,667
受益証券等 (1)	—	19,586	15,035	34,621
生保一般勘定	—	26,448	—	26,448
その他	—	9,804	—	9,804
合計	104,811	59,505	27,358	191,674

年金資産：

(単位：百万円)

	2014年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
エクイティ	26,730	—	—	26,730
プライベート・エクイティ	—	—	12,235	12,235
日本国債	62,088	—	—	62,088
銀行および事業会社の負債証券	1,842	2,312	—	4,154
受益証券等 (1)	—	19,383	11,820	31,203
生保一般勘定	—	42,735	—	42,735
その他	—	41,728	—	41,728
合計	90,660	106,158	24,055	220,873

(1)主に、ヘッジファンドおよび不動産ファンドが含まれております。

海外制度における年金資産の2013年3月31日現在の公正価値は、レベル1が21百万円、レベル2が25,296百万円、レベル3が6,906百万円、2014年3月31日現在の公正価値は、レベル1が107百万円、レベル2が32,953百万円、レベル3が6,535百万円であります。

レベル1に該当する資産は、主に株式や国債で、測定日において取引可能な活発な市場における同一の資産に対する未調整の取引価格で評価しております。レベル2に該当する資産は、主に受益証券、社債および生保一般勘定であります。受益証券は、運用機関により計算された純資産価値により評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。

次の表は、レベル3に該当する年金資産の2013年3月期および2014年3月期の損益と推移を示しております。

国内会社の制度

(単位：百万円)

	2013年3月期			
	2013年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	2013年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	9,802	2,479	42	12,323
受益証券等	12,434	1,131	1,470	15,035
合計	22,236	3,610	1,512	27,358

(単位：百万円)

	2014年3月期			
	2014年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	2014年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	12,323	1,550	△ 1,638	12,235
受益証券等	15,035	33	△ 3,248	11,820
合計	27,358	1,583	△ 4,886	24,055

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは不動産ファンドおよび年金保険投資であり、2013年3月31日現在の残高は6,906百万円、2014年3月31日現在の残高は6,535百万円であります。2014年3月期において、レベル3に該当する資産を2,185百万円売却しております。2013年3月期および2014年3月期における当該資産に係る実現および未実現損益、上記以外の購入・売却、レベル1、2からレベル3間の移動で重要なものはありません。

キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、2015年3月期において7,455百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

国内会社の制度

(単位：百万円)

2015年3月期	10,277
2016年3月期	10,804
2017年3月期	11,391
2018年3月期	11,724
2019年3月期	12,037
2020年3月期～2024年3月期	57,548

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、当社、野村証券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2013年3月期が3,600百万円、2014年3月期が3,425百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2013年3月期が7,448百万円、2014年3月期が8,667百万円であります。

医療給付制度

当社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また当社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じるにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、当社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、2013年3月期が7,434百万円、2014年3月期が6,834百万円であります。

1.6 繰延報酬制度：

野村は役員もしくは従業員に対し、株式報酬を付与しております。これらの株式報酬の一部は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保するため、株価と連動しております。

株式報酬制度には、ストック・オプションAプラン、Bプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプラン、業績連動繰延報酬（マルチイヤー・パフォーマンス・デファラブルプラン）があります。ストック・オプションAプランは実質的にストック・オプションですが、ストック・オプションBプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは、リストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）に類似する報酬制度です。業績連動繰延報酬は、一定以上の職責につく役員向けに設定した野村の業績に連動する業績連動型報酬制度になります。また、その他の報酬制度として、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動するファントム・インデックスプランがあります。

2013年5月以降、新たに付与された特定の繰延報酬には、ある一定の職位と役務提供期間の条件を充たした場合、自己都合退職時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。

ストック・オプションAプラン

当社は、実質的にストック・オプションといえる普通株式の新株予約権を発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における当社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日のストック・オプションの公正価値は、ブラック＝ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。

- ・ 予想ボラティリティは、当社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。
- ・ 予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。
- ・ 付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。
- ・ 安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。

2013年3月期および2014年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均は、付与日時点でそれぞれ1株当たり78円および272円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	2013年3月期	2014年3月期
予想ボラティリティ	43.11%	45.97%
予想配当利回り	2.12%	1.00%
予想残存期間	7年	7年
安全利子率	0.45%	0.51%

次の表は、2014年3月期におけるストック・オプションAプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
2013年3月31日	16,545,500	848	3.8
付与	2,711,000	838	
行使	△ 1,537,700	410	
失効	△ 32,300	416	
行使期限満了	△ 1,727,000	1,741	
2014年3月31日	15,959,500	791	3.8
うち、行使可能なストック・オプション	10,414,600	913	2.5

2013年3月期および2014年3月期において行使された本源的価値の総額は、それぞれ2百万円および591百万円でした。

2014年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ2,170百万円および1,138百万円でした。

2014年3月期におけるストック・オプションAプランに関連する未認識報酬費用の合計額は648百万円でした。当該費用は1.5年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ0百万円および1,403百万円となっております。

ストック・オプションBプラン

当社は、実質的に株式報酬といえる新株予約権を発行しております。この株式報酬は、付与日の約1年後から5年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約6年から10年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

次の表は、2014年3月期におけるストック・オプションBプランの実施状況を示しております。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
2013年3月31日	117,543,400	419	5.7
付与	21,258,700	782	
行使	△ 43,152,100	477	
失効	△ 3,013,000	437	
行使期限満了	△ 15,900	2,471	
2014年3月31日	92,621,100	474	5.3
うち、行使可能なストック・オプション	15,553,400	587	3.5

2013年3月期の付与日における1株あたりの加重平均公正価値は298円でした。

2013年3月期、2014年3月期において行使された本源的価値の総額は、それぞれ15,299百万円、33,951百万円でした。

2014年3月期の期末残高における本源的価値および行使可能なストックオプションにおける本源的価値は、それぞれ61,223百万円および10,247百万円でした。

2014年3月期におけるストック・オプションBプランに関連する未認識報酬費用の合計額7,084百万円でした。当該費用は2.0年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ3,624百万円および34,943百万円となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるストック・オプションAプランおよびBプランにかかる費用の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ19,091百万円および19,458百万円となっております。

2014年3月期において、ストック・オプションAプランおよびBプランの行使によって受け取った現金は674百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は1,243百万円でした。

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプラン

ファントム・ストックプランおよびカラー付きファントム・ストックプランは株価に連動する現金決済型の報酬制度で、付与日から3年から5年にわたって受給権が確定します。ファントム・ストックプランは新株予約権で決済されるストック・オプションBプランと同じ特徴を持つ報酬制度です。カラー付ファントム・ストックプランはファントム・ストックプランと同様に株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの公正価値は当社の普通株式の市場価額に基づき決定されます。

次の表は、2014年3月期におけるファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの実施状況を示しております。

	ファントム・ストックプラン		カラー付ファントム・ストックプラン	
	残高 (単位数)	株価 (円)	残高 (単位数)	株価 (円)
2013年3月31日	62,531,576	583	70,736,824	316
付与	22,580,418	733 (1)	23,554,780	824 (1)
確定	△ 30,653,904	752 (2)	△ 41,108,841	435 (2)
失効	△ 2,762,879		△ 2,484,835	
2014年3月31日	51,695,211	652 (3)	50,697,928	429 (3)

(1) 付与数量を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(2) 現金決済金額を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(3) 2014年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用された当社普通株式の市場価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれる各ファントム・ストックプランにかかる費用の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ33,286百万円および37,396百万円となっております。

2014年3月31日におけるファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は4,858百万円で、当該費用は2.5年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ14,045百万円および23,066百万円となっております。

2014年3月31日におけるカラー付ファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は6,089百万円で、当該費用は2.8年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ10,959百万円および17,868万円となっております。

業績連動繰延報酬

2013年3月期において、野村は一定以上の職責につく役員に対し、新規に業績連動繰延報酬（マルチイヤー・パフォーマンス・デファラブルプラン）を導入いたしました。このプランにおいて、当社は対象者に野村グループ、あるいは、特定の事業セグメントの業績に数量が連動する繰延報酬の権利を付与し、2年間の業績測定期間終了の後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整した後、ストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランに転換いたします。

業績達成と継続的役務提供の双方が求められることから、業績連動繰延報酬にかかる費用は、報酬を受け取る従業員が要求される役務提供期間にわたって認識され、また業績目標の達成度合いにより調整されます。

次の表は、2014年3月期における業績連動繰延報酬の実施状況を示しております。

	発行済 (株式数) (1)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
2013年3月31日	27,154,950	298
失効	△ 1,388,700	298
2014年3月31日	25,766,250	298

(1) 業績測定期間終了後ストックオプションBプランに転換されると見込まれる数量を記載しております。

連結損益計算書上、2013年3月期および2014年3月期における金融費用以外の費用—人件費に含まれる業績連動繰延報酬にかかわる費用は、各期末時点の業績達成度合いを考慮し、それぞれ2,864百万円および1,633百万円となっております。また、2014年3月31日時点における未認識報酬費用の合計額は3,186百万円でした。当該費用は2.6年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

ストック・オプションAプラン、Bプランおよび業績連動繰延報酬にかかる費用に対して認識した税務ベネフィットの金額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ1,081百万円および1,992百万円でした。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。

ファントム・インデックスプラン

上述の株式報酬に加え、ファントム・インデックスプランがあります。Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つに連動する現金決済型の報酬制度となります。受給権は付与日から3年から5年にわたって確定します。

ファントム・インデックスプランの公正価値は参照株価指数に基づき決定されます。

次の表は、2014年3月期におけるファントム・インデックスプランの実施状況を示しております。

	残高 (単位数)	インデックス価格 (米ドル) (1)
2013年3月31日	49,760,941	3,674
付与	25,208,515	3,841 (2)
確定	△ 35,713,017	4,097 (3)
失効	△ 2,153,860	
2014年3月31日	37,102,579	4,354 (4)

(1) 単位価額はインデックス価格の1,000分の1を用いて決定しております。

(2) 付与数量を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。

(3) 現金決済金額を決定するために使用された加重平均インデックス価格となっております。

(4) 2014年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用されたインデックス価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれるファントム・インデックスプランにかかる費用の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ8,266百万円、15,388百万円となっております。2014年3月31日におけるファントム・インデックスプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は4,130百万円でした。当該費用は2.7年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ8,224百万円および14,651百万円となっております。

ファントム・ストックプラン、カラー付ファントム・ストックプラン、ファントム・インデックスプランにかかる費用に対して認識した税務ベネフィットの金額は、2013年3月期および2014年3月期において、それぞれ1,773百万円および1,767百万円でした。

決算日後に生じた事項

2014年5月15日、当社はストック・オプションの目的で2014年6月5日を割当日として、第56回から第61回新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対して発行することを決議いたしました。当該決議にもとづき発行された新株予約権の総数は443,399個で、その目的である普通株式は44,339,900株です。行使価額は1株当たり1円となっております。新株予約権は発行決議日より約1年間から約3年間権利行使を制限される繰延報酬です。なお、権利行使期間は、権利行使開始より5年間です。

2014年5月、野村は役員および従業員に対し、ファントム・ストックプラン、カラー付ファントム・ストックプラン、ファントム・インデックスプラン（総額40億円、支給までの期間は最長で3年間）を将来支給することを決定いたしました。

1.7 構造改革費用：

野村は、2012年3月期において、全社的な費用構造の見直しによる収益性の改善や市場環境に即したビジネスの取捨選択および経営資源の地域的配分の適正化をホールセール部門を中心に全社レベルで実施いたしました。当該費用構造の見直しは当連結会計年度をもって完了しております。

当該費用構造の見直しの結果、2013年3月期に372百万円、累計で12,769百万円の退職関連費用を計上しており、2014年3月期には追加費用は発生しておりません。当該退職関連費用は、主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれています。2013年3月期末での退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高は2,148百万円で、当連結会計年度において支払いがほぼ完了いたしました。

また、2013年3月期第2四半期より、ビジネスモデルと業務の効率性向上等による費用構造のさらなる見直しを、ホールセール部門を対象に実施いたしました。当該費用構造の見直しは、当連結会計年度中にほぼ完了しており、今後重要な金額が発生することは見込んでおりません。

当該費用構造の見直しの結果、2013年3月期に15,588百万円、2014年3月期に2,650百万円、累計で18,238百万円の退職関連費用を計上しております。当該退職関連費用は、主に連結損益計算書の金融費用以外の費用一人件費に含まれております。2013年3月期末および2014年3月期末における退職関連費用に係る為替換算調整後の負債残高はそれぞれ、8,165百万円、3,760百万円であり、当連結会計年度において6,610百万円の支払いが完了しております。

1.8 法人所得税等:

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位:百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
当年度分		
国内	71,918	21,558
海外	6,164	6,546
当年度分計	78,082	28,104
繰延分		
国内	55,257	109,037
海外	△ 1,300	8,024
繰延分計	53,957	117,061
法人所得税等計	132,039	145,165

2013年3月期および2014年3月期の法人所得税等(繰延分)の内、税務上の繰越欠損金に係る税務ベネフィットの認識額は、それぞれ△2,944百万円および△26,990百万円となりました。

当社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。2004年4月1日以降、国内の法定実効税率はおよそ41%となっておりますが、2011年および2014年税制改正により当社の法定実効税率は、2012年4月1日以降2014年3月31日までの間は38%、2014年4月1日以降は36%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益(損失)との関係は、様々な税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と当社の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	2013年3月期	2014年3月期
当社の法定実効税率	38.0%	38.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	△ 0.7	△ 9.8
益金に加算される項目	1.5	0.4
損金に算入されない費用項目	12.9	7.7
益金に算入されない収益項目	△ 9.3	△ 8.0
海外子会社からの配当	0.2	—
海外子会社の未分配所得の影響	0.2	3.5
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	10.0	6.3
国内の税制改正の影響	0.9	0.6
繰越欠損金の期限切れ	1.3	0.7
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	—	1.4
その他	0.5	△ 0.7
実効税率	55.5%	40.1%

連結貸借対照表のその他の資産—その他として記載されている2013年3月31日現在145,602百万円、2014年3月31日現在22,018百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている2013年3月31日現在34,082百万円、2014年3月31日現在34,739百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	10,043	12,604
子会社・関連会社株式投資	177,175	54,678
金融商品の評価差額	146,800	46,321
未払退職・年金費用	17,999	7,850
未払費用および引当金	106,436	102,922
繰越欠損金	341,177	437,899
その他	5,228	3,991
繰延税金資産小計	804,858	666,265
控除：評価性引当金	△ 522,220	△ 490,603
繰延税金資産合計	282,638	175,662
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	88,631	107,020
金融商品の評価差額	53,367	54,524
海外子会社の未分配所得	2,960	736
固定資産の評価	21,950	21,204
その他	4,210	4,899
繰延税金負債合計	171,118	188,383
繰延税金資産（負債）の純額	111,520	△ 12,721

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積しもしくは継続して発生しているため、野村の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性の方が高いと判断しております。繰延税金資産に対する評価性引当金は、将来の実現可能性の見直しに基づいて決定されます。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
期首残高	490,986	522,220
期中の純増減額	31,234 (1)	△ 31,617 (2)
期末残高	522,220	490,603

(1) 海外子会社では、主に繰越欠損金の増加による評価性引当金の計上により52,862百万円の増加となりました。国内子会社では、野村不動産ホールディングスが持分法に移行し連結除外となったことにより22,903百万円減少しました。また、当社及び国内子会社では将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が1,275百万円増加したため、全体で31,234百万円の増加となりました。

(2) 海外子会社では、主に繰越欠損金の増加による評価性引当金の計上により29,134百万円の増加となり、将来の実現可能性の見直しおよび海外子会社の清算等の影響により、評価性引当金が47,263百万円減少しました。また、当社及び国内子会社では将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が13,488百万円減少したため、全体で31,617百万円の減少となりました。

2014年3月31日現在、予見可能な将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額2,602百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

2014年3月31日現在、野村は、主に米国子会社、欧州子会社での営業活動から生じた1,760,459百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な871,928百万円を除き、2014年から2023年までに632,673百万円、2024年以降255,858百万円が税務上の効果を失うこととなります。野村は、評価性引当金控除後の当該繰

越欠損金に係る繰延税金資産は50%を超える可能性で実現すると判断しております。

2013年3月31日および2014年3月31日現在、重要な未認識税務ベネフィットはありません。また、2013年3月期および2014年3月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。なお未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税は、連結損益計算書の法人所得税等に表示されます。

野村は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。未認識税務ベネフィットに対する引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を状況に応じて計上します。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。次の表は、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。なお香港の税制上、繰越欠損金がある場合、当局による更正の期間制限がないため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	2009年 (1)
英国	2013年
米国	2011年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、2008年となります。

日本の税制改正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が2014年3月31日公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2014年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38%から36%になっております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,711百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

1.9 その他の包括利益：

2014年3月期における累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2014年3月期					
	期首残高	組替調整前その他の包括利益	累積的その他の包括利益からの組替調整額(1)	当期純変動額	期末残高
為替換算調整額	△ 38,875	66,707	△ 128	66,579	27,704
年金債務調整額	△ 28,518	8,708	1,001	9,709	△ 18,809
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	9,998	3,342	△ 1,599	1,743	11,741
累積的その他の包括利益	△ 57,395	78,757	△ 726	78,031	20,636

(1) 重要な累積的その他の包括利益からの組替調整額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2014年3月期		
	累積的その他の包括利益からの組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益：		
	4,220	投資持分証券関連損益
	△ 2,065	法人所得税等
	2,155	当期純利益
	△ 556	非支配持分に帰属する当期純利益
	1,599	当社株主に帰属する当期純利益

詳細は「注記7 トレーディング目的以外の有価証券」をご参照ください。

20 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	2013年3月期	2014年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	3,663,483,895	3,710,960,252
自己株式：		
取得	△ 19,209	△ 40,054,831
売却	601	1,920,457
従業員等に対する発行株式	47,335,900	44,689,800
その他の増減（純額）	159,065	114,784
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	3,710,960,252	3,717,630,462

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている当社の個別財務諸表に基づいており、2013年3月31日現在538,021百万円、2014年3月31日現在583,354百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する野村の持分が、2013年3月31日現在125,944百万円、2014年3月31日現在136,112百万円含まれております。

2013年3月期のその他の包括利益における為替換算調整額（税引後）には、海外子会社の事実上完全な清算によって生じた損失への組替調整額9,844百万円を含みます。この組替調整額に対する税効果額は2,985百万円であります。

1株当たり普通株式の配当金は、2013年3月期は8.0円、2014年3月期は17.0円であります。

自己株式の変動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取ることに含まれております。また、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式は、2013年3月31日現在1,257,966株、2,161百万円であり、2014年3月31日現在2,119,761株、1,143百万円であります。

決算日後に生じた事項

2014年4月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は100,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限70,000百万円、(c)期間は2014年5月19日から2014年7月25日まで、というものであります。

上記の取得枠設定に従い、2014年5月19日から2014年5月30日までの期間にわたり、当社は総数100,000,000株を取得価額総額65,189百万円で取得しております。これをもって、上記の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しております。

21 法的規制：

2011年4月から、当社は、金融商品取引業者の親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、川上連結告示に基づき、連結自己資本規制比率を計測しております。なお、川上連結告示はバーゼル2.5およびバーゼルⅢに対応した改定を行っており、2013年3月31日以降、当社はバーゼルⅢに基づく連結自己資本規制比率を算出しております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額、総自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。2013年3月31日および2014年3月31日現在、野村の連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率、連結総自己資本規制比率は、川上連結告示の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2014年3月31日現在、川上連結告示の定める要件は、連結普通株式等Tier1比率について4.0%、連結Tier1比率について5.5%、連結総自己資本規制比率について8%となっております。

金融商品取引法に基づき、野村証券株式会社および野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資

本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む)から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1)市場リスク、(2)取引先リスクおよび(3)基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村証券株式会社の自己資本規制比率は、2013年3月31日現在および2014年3月31日現在ともに120%を超えております。野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社の自己資本規制比率は2013年3月31日現在および2014年3月31日現在120%を超えております。

日本の金融商品取引業者は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。2013年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額459,037百万円の債券および市場価額7,861百万円の株式を分別しております。2014年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額456,070百万円の債券および市場価額7,656百万円の株式を分別しております。これらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. (以下「NSI」)は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会(以下「CFTC」)における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構(以下「FINRA」)およびシカゴ・マーカンタイル取引所(以下「CME Group」)の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制(ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1)および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該会社はCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000ドルのうちいずれか大きいほうの金額に維持することを要求しております。当該会社は米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。2013年3月31日および2014年3月31日現在、当該会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC (以下「NEHS」)は、その連結子会社を含む連結ベースで、英国ブルーデンス規制機構による監督下にあり、自己資本規制を受けております。NEHSの最も重要な連結子会社でありますノムラ・インターナショナル PLC (以下「NIP」)は、証券仲介・売買業務を行っており、英国ブルーデンス規制機構による規制を単体でも受けております。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC (以下「NBI」)も同様に英国ブルーデンス規制機構による規制を単体で受けております。これらの規制によって、NEHSおよびその連結子会社は、最低資本要件の充足が義務付けられております。2013年3月31日および2014年3月31日現在、NEHSは連結上、NIPおよびNBIは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED (以下「NIHK」)およびノムラ・シンガポール LIMITED (以下「NSL」)は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、証券取引、先物取引、証券・先物取引に関する助言業務、およびコーポレートファイナンスに関する認可を取得しております。2013年4月22日より、NIHKは兄弟会社であるノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)LIMITEDから香港証券取引所における取引参加者、及びオプション取引参加者、香港先物取引所における先物取次業者、香港証券清算機構、SEHK商品清算機構およびHKFE清算機構における清算参加者としての業務を引き継いでおります。NIHKは台湾に支店を有しており、支店もまた各国当局の規制を受けております。支店を含むNIHKの活動は、証券先物(ファイナンシャル・リソース)規制(以下「FRR規制」)により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることをない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を越える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁(以下「MAS」)の監督下にあるアジア通貨単位の認可を受けた投資銀行として、主に有価証券売買の仲介および証券取引等を行っております。当該規制はNSLに対し、最低15,000,000シンガポールドルの資本を維持することを要求しております。NSLはシンガポールにおいてMASにより規制されているため、単体として最低自己資本比率を課されております。2013年3月31日および2014年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

2.2 関連会社およびその他の持分法投資先:

野村の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ(以下「ジャフコ」)、NRI、野村不動産ホールディングスがあります。なお、2014年3月期において、従来野村の重要な持分法投資先であったフォートレス・インベストメント・グループ LLC (以下「フォートレス」)が、持分の減少により持分法適用対象ではなくなっております。

ジャフコ

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。

2014年3月、当社はジャフコの普通株式2,200,000株を売却しました。売出しの結果、野村のジャフコに対する持分は、2013年3月末の24.4%から19.4%に低下しました。野村は依然としてジャフコの営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持しているため、ジャフコを引き続き持分法にて会計処理しております。

2014年3月31日現在、野村のジャフコに対する持分は19.5%であり、ジャフコから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

NRI

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。野村は、NRIの主要顧客のひとつであります。

2014年3月31日現在、野村のNRIに対する持分は38.0%であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は56,473百万円であります。

フォートレス

フォートレスは世界的な資産運用会社であり、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。フォートレスへの投資は、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱われ、持分法が適用されておりました。

2014年2月13日、野村は保有するフォートレスに対する持分をすべてフォートレスに売却しました。持分の売却に伴い、フォートレスは野村の持分法適用対象ではなくなっております。

野村不動産ホールディングス

野村は連結子会社の野村不動産ホールディングスの普通株式を、2013年3月に32,040千株売却（以下「本株式売却」）いたしました。これにより野村の野村不動産ホールディングスに対する持分が34.0%に減少し、野村は支配財務持分を持たなくなったため、野村不動産ホールディングスは連結除外となり、持分法適用関連会社となりました。本株式売却に際して、残存する株式の時価評価損益38,468百万円を含む50,139百万円の利益が認識され、野村の連結損益計算書上、収益一その他に計上しております。野村不動産ホールディングスは、東京証券取引所第一部に上場しており、野村不動産ホールディングスの残余株式の公正価値測定は、市場取引価格に基づいております。

2014年3月31日現在、野村の野村不動産ホールディングスに対する持分は34.1%であり、野村不動産ホールディングスから発生する持分法によるのれんの未償却残高は11,012百万円であります。

要約財務情報

ジャフコ、NRI、野村不動産ホールディングスを合計した要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日(1)	2014年3月31日
資産合計	2,307,795	2,089,844
負債合計	1,551,699	1,247,768

	(単位：百万円)	
	2013年3月期(1)	2014年3月期
収益	143,193	947,213
金融費用以外の費用	69,899	779,690
当該会社に帰属する当期純利益	48,706	87,261

(1) 野村不動産ホールディングスは2013年3月に関連会社となりました。資産合計および負債合計の集計に含まれておりますが、収益、金融費用以外の費用および当該会社に帰属する当期純利益の集計には含まれておりません。

フォートレスの要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	2013年3月31日(1)
資産合計	203,332
負債合計	88,881

	(単位：百万円)	
	2013年3月期(1)	2014年3月期(1)
収益	95,356	144,349
金融費用以外の費用	73,956	89,338
当該会社に帰属する当期純利益(△損失)	6,487	20,071

(1) フォートレスの財務情報は2012年12月期、2013年12月期の年度決算数値を使用しております。野村は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

「注記10 リース」に開示されているNRIからのリース料の受取りを除く、関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
関連会社に対する投資	333,329	339,637
関連会社に対する貸付金	12,376	5,797
関連会社に対するその他の債権	8,856	6,919
関連会社に対するその他の債務	4,270	9,344

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
収益	7,418	411
金融費用以外の費用	48,755	57,687
ソフトウェア、有価証券および有形固定資産の購入	55,099	26,655

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
帳簿価額	322,747	330,983
公正価額	404,967	429,854

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、2013年3月期が18,597百万円の利益、2014年3月期が37,805百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、2013年3月期が5,594百万円、2014年3月期が8,306百万円となっております。

23 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

野村の連結変動持分事業体には、航空機の購入およびオペレーティング・リース事業に投資する特別目的事業体が含まれており、それらの中には、航空機を購入するコミットメント契約を結んでいるものがあります。この契約のもとでのコミットメント残高は航空機購入コミットメントに含まれております。

2013年3月31日および2014年3月31日において、上記の各コミットメントの残高は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
貸出コミットメント	369,988	479,634
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	29,974	18,460
航空機購入コミットメント	30,143	4,409

2014年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	契約金額	(単位：百万円)			
		満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	479,634	85,533	52,872	165,623	175,606
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	18,460	4,305	829	318	13,008
航空機購入コミットメント	4,409	4,409	—	—	—

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、2013年3月31日現在26,228百万円、2014年3月31日現在15,901百万円となっております。

野村は担保付契約、担保付調達および現先レポ取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2013年3月31日現在、売戻契約に対して4,103十億円および買戻契約に対して1,152十億円、2014年3月31日現在、売戻契約に対して2,365十億円および買戻契約に対して771十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、野村は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を2013年3月31日現在340十億円、2014年3月31日現在259十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような

保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金もしくは訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で訴訟手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上でそれら法的手続きならびに請求を個々の事案について定期的に評価を行い、それらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」(以下「編纂書450」)に従い、個々の法的手続き・請求について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまでは言えないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失の発生が合理的に可能な場合、当社はその法的手続き・請求の詳細を下記にて開示します。編纂書450において合理的に可能な場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまでは言えない場合であると定義されております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報によれば、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重要な影響を与えるものではないと当社は考えています。しかしながら、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに関しては、これらの紛争・係争案件の結果が重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

下記にて記載されている野村に対する主な訴訟および法的手続きで、相手方が特定の損失額を主張している場合、その金額を当社は、発生が合理的に可能な損失として見積もっています。それらの事案については、その主張されている金額を下記の事案の説明で記載しています(当社はそれらの金額を合理的に発生可能な最大損失の目安であると現時点で考えています)。その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生が可能な損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階であり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でない、②損害を相手方が明らかにしていない、③損害に根拠がない、または損害が誇張されている、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かである、⑤時効の適用などを含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていない、または⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われているなどです。

2008年1月、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナル PLC (以下「NIP」)は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約(1998年)に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服としその取り消しを求めております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド(共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」)が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC (米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」)を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、米国の連邦破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人(以下「Madoff管財人」)が米国の連邦破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものであり、約35百万米ドルが本件につき発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

2011年3月、インドネシアの銀行、ピーティアー・バンク・ムティアラ(以下「バンク・ムティアラ」)は、NIPが設立した特別目的事業体に対してスイス・チューリッヒ州裁判所に訴訟を提起しました。当該特別目的事業体はNIPの連結対象となっております。本件訴訟は、当該特別目的事業体による第三者(テルトップ・ホールディング・リミテッド(以下「テルトップ」))へのローンの担保権の帰属をめぐる係争であり、担保の対象は、スイスのある銀行口座の預金約156百万米ドル相当であります。テルトップは現在清算中であります。当該特別目的事業体は、バンク・ムティアラによる担保権主張には根拠がないと考えており、預金の引渡しを求めています。不確定な部分が存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある最大損失額を合理的に見積もることはできませんが、上記記載の金額より大幅に少ないと考えております。

2011年4月、ボストン連邦住宅貸付銀行は住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）の発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社など多数の者に対してマサチューセッツ州裁判所に訴訟を提起しました。その中にはノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション（以下「NAAC」）、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.（以下「NCCI」）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.（以下「NHA」）が含まれております。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。ボストン連邦住宅貸付銀行は州法に基づき購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。ボストン連邦住宅貸付銀行はNAACが発行した約356百万米ドルの証券を4回にわたる募集において購入したと主張しています。情報が欠如し不確定な部分が存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

2011年7月、ウェスタン・コーポレート連邦信用組合（Western Corporate Federal Credit Union（以下「WesCorp」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」））はRMBSの発行体、スポンサー、引受人などに対してカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNAACおよびノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.（以下「NHEL」）が含まれております。WesCorpは募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。WesCorpは2回にわたる募集において約83百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。裁判所はNHELに対するNCUAの請求を却下しましたが、NCUAは第9巡回区控訴裁判所において控訴しています。また、NAACに対するNCUAの請求については、訴訟が係属しています。法的に不確定な部分が多く存在し、証拠開示手続きが限定的である現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

2011年9月、連邦住宅抵当公庫（Federal National Mortgage Association）ならびに連邦住宅金融抵当金庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation）（以下総称して「政府系機関」）の財産管理人である米連邦住宅金融局（Federal Housing Finance Agency）は、RMBSの発行体、スポンサー、引受人ならびにそれらの親会社などに対してニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中には当社の米国子会社であるNAAC、NHEL、NCCI、NSIおよびNHAが含まれております。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。政府系機関は7回にわたる募集において約20億46百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消し、または損害賠償を請求しています。裁判所は当社の米国子会社による請求却下の申立てを棄却し、証拠開示手続きが行われています。専門家による証拠開示が行われておらず、法的に不確定な部分が存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

2011年10月、米国中央連邦信用組合（U.S. Central Federal Credit Union（以下「U.S. Central」））の清算人である米国信用組合管理機構（National Credit Union Administration Board）はRMBSの発行体、スポンサー、引受人などに対してカンザス地区連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。その中にはNHELが含まれております。U.S. CentralはNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張しています。U.S. Centralは1回の募集において約50百万米ドルの証券を購入したと主張し、購入の取り消しまたは損害賠償を請求しています。当社の米国子会社からの請求却下の申立ては、一審ならびに第10巡回区控訴裁判所において棄却され、上告していましたが、今般、連邦最高裁判所は控訴審判決を破棄し、同控訴裁判所に直近の最高裁判決を基に再考するよう、差し戻しました。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在する現時点で、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

2011年11月、NIPはBLMISの破産手続きのために、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所によって任命されたMadoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法ならびにニューヨーク州法に基づいて求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

2012年8月、米国プルデンシャル保険会社（The Prudential Insurance Company of America）およびその関連会社（以下総称して「プルデンシャル」）は、RMBSの発行体、スポンサーおよび引受人であるNHEL、NCCIおよびNSIに対して、ニュージャージー州裁判所に訴訟を提起しました（その後、訴訟は連邦裁判所に移送されています）。プルデンシャルは、RMBSを5回にわたる募集において約183百万米ドル購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているローンの貸付行為および質について重大かつ詐欺的な表明保証違反があったと主張しています。プルデンシャルは、詐欺的行為、不実表示および組織的犯罪処罰法違反があったと主張し、損害賠償等を求めています。これに対し、NHEL、NCCIおよびNSIは請求却下の申立てを行っています。情報が欠如し、不確定な部分が多く存在する現時点において、当社は本件に関連して発生する可能性のある損失を合理的に見積もることはできません。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、MPSの元役員2名およびNIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、元役員の違法行為につきNIPは、連帯して責任を負うと主張しています。また、その損害額は少なくとも700百万ユーロであると主張しています。2013年7月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは損害額を特定していません。2013年4月15日、イタリアのシエナ地方検察当局（以下「検察当局」）は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始しており、検察当局は、当該デリバティブ取引についてイタリア法上の違法行為があった可能性があるとして、NIPおよび英国銀行法人のノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）が、イタリア国内で管理する、または今後イタリア国内で受領する資産18億ユーロ超に関する資産凍結の命令を発令しました。しかしながら、イタリアの裁判所はこれまで当該資産凍結命令を有効と認めておらず、検察当局は上告していましたが、2014年3月25日にローマの最高裁判所での上告審が行われ、裁判所は当該申立ての一部を棄却し、一部については事実認定を下級裁判所が行うべきと判断しました。更に、2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引の下で受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しています。2014年6月、NIPはMPSの主張に対する反論書を提出し、これらの訴訟におけるNIPの主張が正当であると主張しています。本件に関する損失額を合理的に見積もるためには、長期にわたる証拠開示手続きや重要な事実関係の判断等を通じて多くの法的および事実関係に関する問題が解決される必要があり、また、本件にかかる新しいまたは未解決の法的論点について争う必要があります。そのため、これらの訴訟が初期段階にあり、巨額の損害賠償請求が行われている現時点において、当社は、本件がいつ、どのように解決するか、また本件に関連して発生する可能性のある損失額を合理的に見積もることはできません。

野村證券株式会社（以下「野村證券」）は日本を代表する証券会社であり、同社の顧客口座数は約514万口座に及びます。同社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失などをめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。その中には、2012年4月に野村證券に対して提起された、法人顧客からの損害賠償請求訴訟で、2003年から2008年にかけて購入した為替関連の仕組み債16銘柄を償還期限前に売却した際に発生した損失額等の5,102百万円の賠償を求めるもの、2013年4月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組み債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求めるものが含まれます。これらの訴訟の顧客は、取引契約時点における、野村證券による説明義務違反等を主張していますが、同社はこれらの顧客の主張には理由が無いと考えております。主張されている金額が本件に関して合理的に発生する可能性のある最大損失額だと現時点で当社は見積もっております。

上記に記載したいずれの訴訟においても、当社は、当社子会社による主張が正当に認められるものと確信しております。

上記以外の米国における不動産証券化商品に関する偶発債務

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンをRMBSとする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターから、ローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位などの情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、ならびにローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。当社では、個々の請求を精査することとしており、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、子会社が一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。子会社が買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもありますが、これらの訴訟は初期段階であり、法的に不確定な部分が多く存在します。

2014年6月10日において、既に提起されている買戻し請求訴訟も含め当社子会社が買戻し請求を受けているローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。ただし、2013年12月のニューヨーク州上訴裁判所などの時効に関する判断から、既に時効が成立しており、訴権が消滅しているとして当社子会社が買戻しに応じる必要がないと考えられるローンの元本金額1,816百万米ドルは上記元本合計額より除いております。現在、この時効に関する判断に対する申立てが原告により行われていますが、当社は、この時効に関する判断は認められると考えています。事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は、買戻し請求に応じないことにより提起される訴訟に関連して発生する損失を現時点では合理的に見積もることはできません。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

野村は、通常の業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

野村はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

	2013年3月31日		2014年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引(1)(2)	4,510,650	123,980,481	5,155,198	195,466,506
スタンバイ信用状および その他の債務保証(3)	277	9,084	276	11,509

- (1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。
- (2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。
- (3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は2013年3月31日においては6,374百万円でした。2014年3月31日現在においては6,487百万円となっております。

2014年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引およびスタンバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	5,155,198	195,466,506	75,949,799	48,551,110	16,872,972	54,092,625
スタンバイ信用状および その他の債務保証	276	11,509	334	2,668	2	8,505

24 セグメントおよび地域別情報：

【事業別セグメント】

野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。米国会計原則では税引前当期純利益（△損失）に含まれる営業目的で保有する投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておられません。

	(単位：百万円)				
	営業部門	アセット・マネジメント部門	ホールセール部門	その他(消去分を含む)	計
2013年3月期					
金融収益以外の収益	394,294	66,489	491,773	695,695	1,648,251
純金融収益	3,631	2,448	153,083	△ 31,467	127,695
収益合計（金融費用控除後）	397,925	68,937	644,856	664,228	1,775,946
金融費用以外の費用	297,297	47,768	573,199	657,637	1,575,901
税引前当期純利益（△損失）	100,628	21,169	71,657	6,591	200,045
2014年3月期					
金融収益以外の収益	505,911	77,354	637,987	183,514	1,404,766
純金融収益	6,005	3,126	127,110	5,335	141,576
収益合計（金融費用控除後）	511,916	80,480	765,097	188,849	1,546,342
金融費用以外の費用	319,915	53,373	653,299	168,869	1,195,456
税引前当期純利益（△損失）	192,001	27,107	111,798	19,980	350,886

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	989	17,403
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,001	4,428
関連会社損益の持分額	14,401	28,571
本社勘定	17,652	△ 38,772
その他(1)	△ 27,452	8,350
計	6,591	19,980

(1)その他には自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,775,946	1,546,342
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	37,685	10,728
連結収益合計（金融費用控除後）	1,813,631	1,557,070
金融費用以外の費用計	1,575,901	1,195,456
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	1,575,901	1,195,456
税引前当期純利益	200,045	350,886
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	37,685	10,728
連結税引前当期純利益	237,730	361,614

【地域別情報】

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに野村の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)	
	2013年3月期	2014年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米州	208,962	262,684
欧州	172,761	232,735
アジア・オセアニア	43,265	62,622
小計	424,988	558,041
日本	1,388,643	999,029
連結	1,813,631	1,557,070
税引前当期純利益（△損失）：		
米州	25,730	29,472
欧州	△ 93,099	△ 48,911
アジア・オセアニア	△ 12,063	△ 5,247
小計	△ 79,432	△ 24,686
日本	317,162	386,300
連結	237,730	361,614

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

	(単位：百万円)	
	2013年3月31日	2014年3月31日
長期性資産：		
米 州	118,302	133,147
欧 州	111,381	93,111
アジア・オセアニア	20,471	16,163
小 計	250,154	242,421
日 本	294,002	281,780
連 結	544,156	524,201

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

詳細につきましては、「注記13 借入」をご参照ください。

野村ホールディングス（単体）に係る主要な借入先等は以下のとおりです。

(単位：百万円)
(2013年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金の残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	320,000
	短期借入金	18,814
株式会社みずほコーポレート銀行	長期借入金	300,000
	短期借入金*	20,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	291,105
株式会社りそな銀行	長期借入金	70,000
	短期借入金*	20,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	100,000
	短期借入金*	10,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	60,000
	短期借入金*	40,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	30,000
	短期借入金*	10,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	30,000
農林中央金庫	短期借入金*	50,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	10,000
	短期借入金*	20,000

(注) 借入金の種類欄の*は1年以内返済期限到来の長期借入金です。

(2014年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金の残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	274,896
	短期借入金(注1)	101,440
株式会社みずほ銀行	長期借入金	295,000
	短期借入金(注2)	76,440
株式会社三井住友銀行	長期借入金	290,576
	短期借入金(注1)	80,864
株式会社りそな銀行	長期借入金	40,000
	短期借入金(注1)	30,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	120,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	70,000
	短期借入金(注1)	30,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	42,000
株式会社静岡銀行	長期借入金	10,000
	短期借入金(注1)	25,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	20,000
	短期借入金(注1)	10,000
第一生命保険株式会社	長期借入金	40,000
日本生命保険相互会社	長期借入金	30,432

(注)

1. 1年以内返済期限到来の長期借入金です。
2. 1年以内返済期限到来の長期借入金25,000百万円を含みます。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益
「注記2 公正価値測定」をご参照ください。
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益
「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。
5. 最終指定親会社及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産の額として算出したもの
「注記24 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。
6. 連結財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無
本説明書に記載の連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。なお、当社は、会社法第444条第4項の規定に基づき、会計監査人（新日本有限責任監査法人）の監査を受けております。

7. 連結自己資本規制比率及び経営の健全性の状況

(※)本章については、概要書等、他の官公庁提出資料との平仄を合わせるために、年号を和暦にて表記しております。

第1部 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	平成25年12月末		平成26年3月末		国際様式の該当番号
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,445,443	-	2,477,102	-	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,275,688	-	1,278,131	-	1a
うち、利益剰余金の額	1,243,515	-	1,271,061	-	2
うち、自己株式の額 (△)	73,761	-	72,090	-	1c
うち、社外流出予定額 (△)	-	-	-	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-	-
普通株式に係る新株予約権の額	-	-	-	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	18,037	1,779	7,116	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-	-	-	-	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-	-	-
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,445,443	18,037	2,478,881	7,116	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	216,274	42,104	168,415	8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	80,255	15,547	62,190	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	136,019	26,556	106,225	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	14,290	3,037	12,150	10
繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-	11
適格引当金不足額	-	54,439	6,234	24,935	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	22,495	4,495	17,981	14
前払年金費用の額	-	10,361	2,088	8,353	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	2,815	146	582	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	19
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	20
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	23
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	24
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	139,226	-	106,543	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	139,226	320,675	164,647	232,415	28

項目	平成25年12月末		平成26年3月末		国際様式の該 当番号
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
普通株式等Tier1 資本					
普通株式等Tier1 資本の額（（イ） - （ロ））	（ハ）	2,306,218		2,314,234	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額		-		-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額		-		-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額		-		-	
その他Tier1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額		-		-	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	33
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		-		-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		18,037		7,116	
うち、その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		18,037		7,116	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	（ニ）	18,037		7,116	36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		-	41,852	1,000	4,001
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		157,264		112,859	
うち、無形固定資産(のれんに係るものに限る)の額		80,255		62,190	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額		27,294		20,021	
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額		27,220		12,467	
うち、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		22,495		17,981	
Tier2 資本不足額		-		-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額	（ホ）	157,264	41,852	112,859	4,001
					43

項目	平成25年12月末		平成26年3月末		国際株式の該 当番号
		経過措置によ る不算入額		経過措置によ る不算入額	
その他Tier1 資本					
その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ)	(ヘ)	-	-	-	44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ)	(ト)	2,306,216		2,314,234	45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額		-	-	-	46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		-	-	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		167,997	168,956	-	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額		-	-	-	48-49
Tier2 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額		-	-	-	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		277,272	248,991	-	47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額		136,980	121,760	-	47
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		140,292	127,231	-	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計		-	-	-	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額		-	-	-	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額		-	-	-	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-	-	-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	445,269	417,947	-	51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額		-	22	86	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額		-	-	-	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		68,871	16,469	-	
うち、他の金融機関等の資本調達手段の額		41,652	4,001	-	
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額		27,220	12,467	-	
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)	68,871	16,490	-	57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額 (チ) - (リ)	(ヌ)	376,398		401,457	58
総自己資本					
総自己資本合計 (ト) + (ヌ)	(ル)	2,682,614		2,715,691	59

項目	平成25年12月末		平成26年3月末		国際様式の該当番号
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	136,191		107,374		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額	108,725		86,204		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	14,290		12,150		
うち、前払年金費用の額	10,361		8,353		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	2,815		582		
リスク・アセットの額の合計額 (7)	19,125,435		17,425,860		60
連結自己資本規制比率					
連結普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (7)	12.0%		13.2%		61
連結Tier1 比率 (ト) / (7)	12.0%		13.2%		62
連結総自己資本規制比率 (ル) / (7)	14.0%		15.5%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金・金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	190,009		158,012		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	122,021		102,115		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	77,617		61,453		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	-		-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算上限額					77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		78
適格引当金に係るTier2資本算上限額					79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算上限額					82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算上限額	280,187		249,055		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	12,305		35,555		85

第2部 定性的な開示事項

1. 連結の範囲

- (1) 連結自己資本規制比率告示第2条に規定する連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「当グループ」といいます。)に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲(以下、「会計連結範囲」といいます。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結保険子法人等について、連結自己資本規制比率告示第3条第3項に基づき、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いをしております。

また、連結変動持分事業体(以下、「VIE」といいます。)については、経済実態に即し、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いを行っております。具体的には、当グループ内エンティティとの間のカウンター・パーティ・リスクは内部消去を行わずにこれを信用リスク・アセットの額として算出し、同じく当グループ内エンティティによる当該VIEの運用する資産に対する投資については、信用リスク・アセットの額又はマーケット・リスク相当額を算出しております。

- (2) 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

平成26年3月末において、野村証券株式会社(日本・証券業)、ノムラ・インターナショナル PLC(英国・証券業)、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.(米国・証券業)、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED(香港・証券業)、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社(日本・証券業)など215社。

- (3) 連結自己資本規制比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

当グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものについては、該当ありません。

当グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものについては、平成26年3月末において、朝日火災海上保険株式会社(日本、保険業、総資産4,209億円、純資産484億円)、ノムラ・ラインシュアランス ICC Limited(ガーンジー、保険業、総資産0.5億円、純資産0.5億円)、ノムラ・ラインシュアランス 1 IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産11億円、純資産11億円)、US CBラインシュアランス 1IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産10億円、純資産8億円)、US CBラインシュアランス 2IC Limited(ガーンジー、保険業、総資産8億円、純資産6億円)、その他VIE594社が該当します。

- (5) 当グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

当グループの持株会社並びに子会社等に適用される法令の要件を適切に満たす自己資本の額が確保されること、また、各会社の業務の運営を損なうことなくかつ支払い能力・流動性・収益性に悪影響が及ばないこと等を十分考慮した上で適切に運営されております。

2. 当グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当グループは、自己資本充実度の評価を、連結自己資本規制比率に基づく規制資本の観点から、また、ストレス・テストにより実施しております。

規制資本に基づく自己資本充実度評価は、連結自己資本規制比率告示において規定されるリスク・アセットの合計額(信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額の和をいいます。)と自己資本の額から算定される連結自己資本規制比率、Tier1資本とリスク・アセットの合計額の比率、Tier1資本と米国会計基準に定められたレベル3資産の比率等により行っております。

ストレス・テストは、当グループのポートフォリオを包括的にカバーする前提(シナリオ)の元で定期的に実施しています。具体的には、2008年後半のグローバルな信用危機を参考とし、それが顕在化した場合に被りうるストレス損失がもたらす資本への影

響度を計測しております。計測の際には各ポートフォリオの特性(プロダクトや保有目的など)を踏まえ、ヘッジ効果の考慮の有無や、実際に損益が顕在化するまでの期間がどの程度か、などを考慮し、計測結果の蓋然性を高めるようにしております。また保有ポジションに対してのみでなく、オペレーショナル・リスクや、イベント発生後の手数料収入の減少を想定し、当グループに与える総合的なインパクトを加味した上で、自己資本充実度の確認を行っております。

3. リスク管理の概要

当グループの事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどの様々なリスクに晒されています。当グループでは、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリングし、報告するためのリスク管理体制を構築しています。

(1) リスク管理の基本理念

当グループでは、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク及び収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しています。

その上で、当グループでは、全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としています。

当グループでは、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アピタイトの範囲内に抑制するよう浸透に努めています。

当グループのリスク管理の枠組みはリスク・アピタイト、リスク管理のガバナンス及び監督、財務的経営資源の管理、全てのリスク・カテゴリーの管理、及びリスクの計測及び管理プロセスで構成されています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

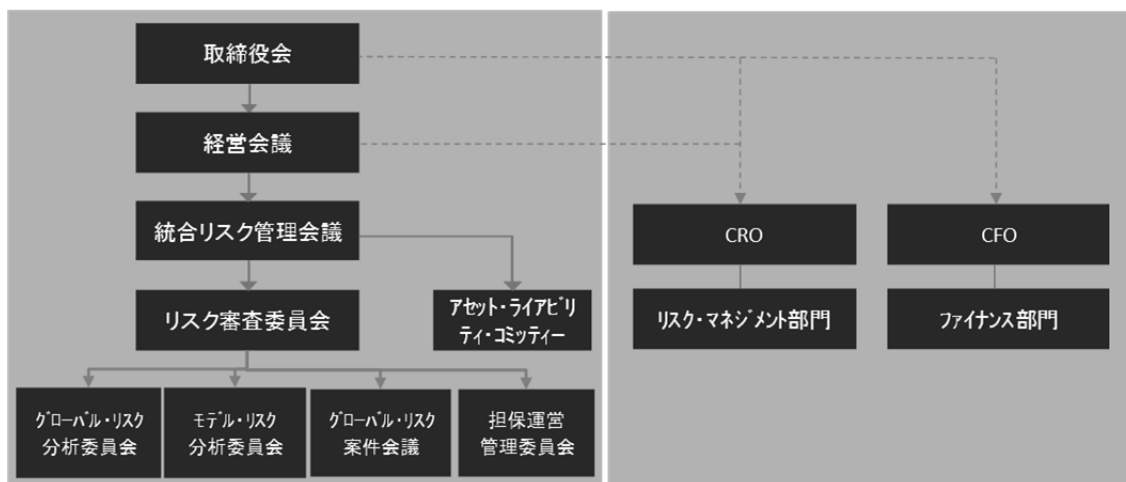
(2) リスク・アピタイト

当グループのリスク・アピタイトは、事業目標を達成するために許容するリスクの種類及びリスク量を定めるものです。リスク・マネジメント部門及びファイナンス部門は、共同してリスク・アピタイトの提案を行い、統合リスク管理会議の承認を以って決定されます。リスク・アピタイトは定量的項目及び定性的項目で構成され、リスク・カテゴリー全般にわたるリスクの全体像を表します。またリスク・アピタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないよう、適切に管理を行う必要があります。

当グループのリスク・アピタイトについては、統合リスク管理会議において年一回見直しが行なわれています。見直しは必要に応じて臨時で実施し、当グループの戦略に重大な変更があった場合には必ず見直しを行うことになっております。リスク・アピタイトは、当グループのリスク管理体制の基礎をなすものです。

(3) リスク管理の組織体制

当グループでは、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体が設置されています。リスク管理体制は以下のとおりです。



→ : 決定権限の委任
 ---> : 任命

取締役会

取締役会は、当グループの業務執行方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規則の採用、変更または廃止について決定する権限を有しております。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、当グループにおける経営戦略及び経営資源の配分並びに経営に係る重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限を統合リスク管理会議に委譲します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、当グループの統合リスク管理に係る重要事項の審議もしくは決定をします。統合リスク管理会議は、当グループのリスク・アピタイトを設定し、それに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて当グループのリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会及び経営会議に報告します。

加えて、統合リスク管理会議は、経営会議の委任を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む当グループのリスク管理の枠組みについて定めております。

リスク審査委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める当グループの戦略的なリスク配分、リスク・アピタイトに基づいて、当グループの市場リスク、信用リスク、レピュテーション・リスクに係る重要事項を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、統合リスク管理会議の委任を受け、統合リスク管理会議が定める当グループのリスク・アピタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・リスク分析委員会及びモデル・リスク分析委員会

グローバル・リスク分析委員会及びモデル・リスク分析委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、当グループにおけるリスク・モデル及び評価モデルの開発、管理及び方針に関する重要事項の審議・決定をします。両委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、リスク・モデルの管理における統制及び監督について責任を

有します。重要事項の審議や決定について、定期的にはリスク審査委員会に報告します。

グローバル・リスク案件会議

グローバル・リスク案件会議は、リスク審査委員会の委任を受け、当グループにおける健全かつ円滑な業務運営を目的として、リスク・アピタイトの範囲内で個別取引の審議・承認を行います。

担保運営管理委員会

担保運営管理委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミット及びストレス・テストを通じた担保リスク管理について審議または決定を行います。また当グループの担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー(以下、「CRO」といいます。)は、当グループのリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの実効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議又は報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者(以下、「CFO」といいます。)は、当グループの財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、財務的経営資源の配賦及び管理に関する業務、資金流動性管理に関する業務の執行権限と責任を有します。また、統合リスク管理会議により制定されたリスク・アピタイトに基づき、必要に応じて CRO と協議の上、財務的経営資源の管理を行います。

(4) リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された、リスク管理を担当する部署又は組織で構成されています。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に係るプロセスの構築と運用、方針及び規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員及び統合リスク管理会議等への報告や、行政当局への報告及びリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。

(5) リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールであるリスク・マネジメント部門の規程や実施手続きには当グループのリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されています。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程及び実施手続きを策定するための共通の枠組みとして基本原則、プロセス及び手続きを明確に規定したリスク・ポリシー管理の枠組みを定めております。リスク管理に関する規程及び実施手続はすべて当該枠組みに準拠し、適用除外事項については所定の手続に従うものとします。

(6) モニタリング、報告及びデータ管理

リスクに関する経営情報(以下、「マネジメント・インフォメーション」といいます。)の算出と集計、報告及びモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定及び対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門及びファイナンス部門は、リスク・アピタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定及び評価のための様々なリスク管理手法を使用して作成されます。リスク・マネジメント部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

(7) 財務的経営資源の管理

当グループは、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。経営会議は、期初に、各部門に財務的経営資源の配賦を行います。各営業部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイトド・アセット

リスク・ウェイトド・アセットは連結自己資本規制比率の計測に用いられるリスク相当額から算定された金額です。経営会議は、NHI 連結ベースでの健全性基準に基づき、各部門及び下位レベルの組織階層に対し、リスク・ウェイトド・アセットの配賦を行い、ファイナンス部門は、リスク・ウェイトド・アセットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

経済資本

当グループの経済資本である Nomura Capital Allocation Target (以下、「NCAT」といいます。)は、当グループがビジネスを行うにあたり必要となる資本に関する内部指標であり、当グループにとって深刻な不利益を被るシナリオにより1年間に発生しうる予期せぬ損失を吸収するために必要な資本として計測されます。この深刻な不利益を被るシナリオとは、信頼水準 99.95%で1年間に発生しうる損失として定量化されるものと定義されます。NCAT は、ポートフォリオ NCAT 及びノン・ポートフォリオ NCAT により構成されます。ポートフォリオ NCAT は、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、集中・流動性リスク、プリンシパル・ファイナンス/プライベート・エクイティに関するリスク及び投資有価証券に関するリスク等、当グループの資産価値に直接影響を及ぼすリスクを構成要素とし、ノン・ポートフォリオ NCAT は、ビジネス・リスク及びオペレーショナル・リスク等、特定の資産価値に直接的には影響を及ぼさないリスクを構成要素とします。NCAT リミットは経営会議の承認により設定され、各部門やそれ以下の階層に配賦されます。

社内資金

財務統括責任者は、部門等に無担保で提供される資金の上限を決定し、経営会議は部門への配賦額を決定します。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

当グループでは、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署又は組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター(金利、為替、有価証券の価格等)の変動により、保有する金融資産及び負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者又はカウンターパーティが、債務不履行、破産、又は法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクはオンバランス・オフバランスのエクスポージャー双方を含みます。また当該リスクは、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント(以下、「CVA」といいます。)により損失を被るリスクを含みます。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクをいいます。当該リスクには、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれませんが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する当グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。
モデル・リスク	モデルの誤謬、又はモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。モデル・リスクには、経済的損失、ビジネスや戦略における不適切な意思決定、開示上の修正、規制上のペナルティや会社の信用低下をもたらす虞があります。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下又は市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、又は通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化又は業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクをいいます。当グループの経営陣はビジネス・リスクを管理する責任を有します。

4. 市場リスク管理の概要

市場リスクは、市場のリスク・ファクター(金利、為替、有価証券等の価格)の変動により、保有する金融資産及び負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスクです。

(1) 市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。当グループでは市場リスクをモデル化し、計測し、集計するために多様な補完的手法を用いておりますが、継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段としては、バリュエーション・アット・リスク(以下、「VaR」といいます。)を利用しております。VaR リミットは、当グループの経済資本の枠組と整合的になるよう設定されます。また VaR に加えて、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しています。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、当グループから各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

(2) VaR

VaR は、特定の信頼水準の下で、予め定義された期間における市場の不利な動きにより発生するトレーディング・ポジションの損失額を計測するものです。VaR モデルにより計測される市場リスクは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含みます。

VaR メソッドロジーの前提

当グループは、グループ全体のトレーディングに関する VaR の計測にあたり、グローバルに実装された単一の VaR モデルを利用しています。当グループは、将来発生しうる利益あるいは損失を予測する VaR メソッドロジーとして、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しています。ヒストリカルな(過去の)市場の動きは、当グループの現在のエクスポージャーに繰り返し適用され、ポートフォリオ収益の分布を形成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準(確率)において推定することが出来ます。

当グループにおいて、VaR は信頼水準 99% で計算されます。保有期間1日の VaR はリスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間 10 日の VaR は規制資本の計算に利用されます。保有期間 10 日の VaR は、実際の 10 日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。

当グループは、同一の VaR モデルを、当グループ内におけるリスク管理と金融庁向け規制対応報告の双方に使用しています。VaR モデルは過去 2 年間(520 営業日)の市場変動のヒストリカル・データを利用します。当グループは、リスク管理ならびに VaR バック・テストにおいて重みを付けた VaR を利用しています。重みを付けた VaR とは、直近の市場変動の動きにより比重を置いて計測される VaR であり、古い時点で使用される比重は、より小さくなります。

当グループは、更に、バーゼル 2.5 規制のもとで VaR を補完するために必要な測定方法での計算を行っています。それらのひとつであるストレス VaR(以下、「SVaR」といいます。)はストレス下にある金融市場のある 1 年間のデータを利用して計測されます。この 1 年の期間は、当グループの現在のポートフォリオに基づいて、SVaR が最大となるよう設定されます。ただし SVaR に利用されるヒストリカル・データは、VaR の場合のように重みを付けていません。全ての VaR と SVaR は同様の前提に基づいて、同じシステムで計算されます。

当グループの VaR モデルは、可能な限り、個々のアンダーライティングのヒストリカル・データを利用します。ヒストリカル・データで個別のアンダーライティングが存在しない場合(例えば、最近発行された株式のオプション)、VaR モデルは代理変数ロジックに従って当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。VaR モデルで行われる代理変数の水準は内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR 計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaR バック・テスト

当グループの VaR モデルのパフォーマンスは、所期の目的に合致し続けるよう、継続的にモニタリングされております。VaR 検証に利用される主な方法は、1 日分の損益とそれに対応する VaR 値の比較です。信頼水準 99% の VaR では、1 年間に 2 回から 3 回の超過(VaR を上回る損失が発生すること)が想定されます。当グループは、VaR モデルのバック・テストを、グループ・レベルのみならず、更に下位の階層でも行っており、バック・テストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

VaR の限界と利点

リスク計測手法としての VaR の主な利点は、他のリスク計測手法ではセンシビリティをそのまま合算できないこととは対照的に、様々な資産区分のリスクの合算が可能であることです。当グループの異なる部門のリスクは、VaR を利用することにより、合算され、容易に比較することができます。

しかしながら、リスク計測手法としての VaR には、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。将来の損益を推測するために過去の市場の動きを利用することは、実際に発生した事象のみがポートフォリオのリスクの分析に関係していることを意味します。

また、VaRは上述の信頼水準99%の損失を推定するのみであり、VaRを超える損失が発生する際にどの程度の損失が発生しえるのかを推定するものではありません。

リスク計測手法としてのVaRは流動性のある市場のリスクの把握に最も適していますが、これまで発生したことがないような深刻な金融事象のもとで、市場流動性が期待し得なくなった場合の影響は過小評価する可能性があります。特に市場の極端な動きにより、過去データに基づく商品間の相関が崩れることで、VaRの計測上、過去データでは互いに相殺していたポジションが同じ方向に動いてしまい、損失が大きくなる可能性があります。

当グループはVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。VaRを補う目的で利用されるその他の指標としては、ストレス・テストや感応度分析が挙げられます。

(3) 追加的リスク

追加的リスク(インクリメンタル・リスク・チャージ、以下「IRC」といいます。)として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、クレジット感応度の高いポジションに関するデフォルトや格付遷移のリスクを捕捉するものです。IRCは、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における非証券化商品のデフォルトやクレジット低下を推定するものです。

(4) 包括的リスク

包括的リスク(コンプリヘンシブ・リスク・メジャー、以下「CRM」といいます。)として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、コリレーション・ポートフォリオのデフォルトやプライシングのリスクを捕捉するもので、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における包括的リスクを推定するものです。

(5) ストレス・テスト

当グループは、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉出来ないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは、日次や週次で行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。当グループでは、デスク・レベルのみならず、市場変動が当グループ全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っています。

5. 証券化エクスポージャー管理の概要

(1) リスク管理の概要

4. 市場リスク管理の概要で述べたリスク管理の枠組みを有しており、市場リスクを適切に管理するための、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力は証券化エクスポージャーにおいても有効と考えております。当グループでは、VaR、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて市場リスクを評価し管理しています。

(2) 体制の整備及びその運用状況最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制

最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制を整備しております。また、最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制を整備しております。それらは、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握することや、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握することを可能としております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化商品を信用リスク削減手法として用いておりません。

- (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
該当ありません。
- (5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
外部格付準拠方式
- (6) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。
- (7) 証券化取引に関する会計方針
日々時価評価を行っております。
- (8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ、およびフィッチレーティングスリミテッドの 5 社の格付を使用しています。
- (9) 内部評価方式を用いている場合には、当該内部モデルの概要
内部評価方式は用いておりません。
- (10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
定量的な情報に重要な変更もございません。

6. 信用リスク管理の概要

信用リスクとは、債務者又はカウンターパーティが、債務不履行、破産、又は法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映した CVA により損失を被るリスクを含みます。なお、当グループでは、グローバル及びリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

(1) 信用リスク管理体制

当グループにおける信用リスクの計測、モニタリング及び管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャの実装及び維持、管理に責任を負います。信用リスク管理の基本方針を定めたこれらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミティ(以下、「GRSC」といいます。)の承認を受けて制定され、それに基づき所定の承認権限を付与されたクレジット・オフィサーの承認により、カウンターパーティに対するクレジット・リミットを設定しています。

信用リスク・エクスポージャーは、クレジット・リスク・マネジメント部門並びに、グローバル及び地域の各種リスク・コミティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認やシニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

(2) 信用リスク管理プロセス

クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CRO に報告します。当グループにおける信用リスク管理プロセスには、以下を含みます。

- ・ カウンターパーティの債務不履行の可能性の評価
- ・ 全てのアクティブなカウンターパーティに対する内部格付の付与
- ・ 与信の供与及びクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・ 時価及び将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリング及び管理
- ・ 契約書における信用リスクに関する条件の設定(担保条件を含む)

- ・ 一括清算、担保徴求及びヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、債券や株式、さらにローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる取引や商品を含みます。

カウンターパーティの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、当グループの組織体制や、直接又は間接の信用補完も考慮します。なお、クレジット・リスク・マネジメント部門は、カウンターパーティのみでなく、カウンターパーティ・グループ単位でも信用リスクを評価します。

クレジット・リスク・マネジメント部門は、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティ又は債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。当グループの内部格付制度では、様々な格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、当グループにおけるカウンターパーティの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のように活用されています。

- ・ 個々のカウンターパーティ又はカウンターパーティ・グループに対して当グループが許容するカウンターパーティ・クレジット・リスクの上限額の設定(クレジット・リミットの設定)
- ・ クレジット・リミット設定の承認権限の委譲に係る基準額の決定(テナーを含む)
- ・ クレジット・レビュー(クレジット・リミットの見直し)の頻度の決定
- ・ カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する当グループのシニア・マネジメント向けの報告
- ・ カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する当グループ以外の関係者向けの報告

信用リスク管理部署(以下、「CRCU」といいます。)は、クレジット・リスク・マネジメント部門から独立した立場で、当グループの内部格付制度に関する検証が適切に実施され、問題の速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告する態勢を確保しています。CRCU は、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して報告を行います。

当グループは、クレジット・リスクを評価するための統一的、網羅的、かつ客観的な枠組みとして、内部格付制度を設置しています。内部格付は、債務者格付、案件格付、特定貸付債権格付に区分され、それぞれの格付は、デフォルト確率、資本構成に基づく回収率の水準、又は特定貸付債権の条件に基づく債務履行の可能性を適切に示す指標として使用されています。

当グループでは、自己資本規制比率算出における信用リスク・アセット額の算出手法として、平成23年3月末より基礎的内部格付手法を採用しています。但し、信用リスク・アセット額の算出において重要度が低いと認められた一部の事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用しています。

(3) クレジット・リミット / リスク計測

内部格付は、カウンターパーティに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、当グループのクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アピタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティ・グループに対して設定できるクレジット・リミット及びテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

当グループでは、カウンターパーティ・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引(以下、総称して「デリバティブ等取引」といいます。)により発生しています。カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティの信用力の分析に基づき設定するクレジット・リミットにより管理しています。信用リスクは、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で管理しています。特定のカウンターパーティ、セクター、産業又は国に対する当グループのリスク・アピタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付

やクレジット・リミットの変更を行います。

当グループのグローバル・クレジット・マネジメント・システムには、カウンターパーティに対する全てのクレジット・リミット及びクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、クレジット・リスク・マネジメント部門は、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。当グループでは、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。

信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、平成 24 年 12 月末より、期待エクスポージャー方式による自己資本規制比率算出に係る与信相当額の算出にも使用されています。

なお、ローン及びローン・コミットメントは、使用分及び未使用分の双方について、計測及びモニタリングを行っています。

(4) ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。当グループは、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルなポリシーを設置しています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

(5) ストレス・テスト

ストレス・テストは、当グループの信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的実施するストレス・テストにより、カウンターパーティ、セクター、及び地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率又は格付遷移に一定のストレスを与えることでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

(6) リスク削減手法

当グループでは、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。当グループは、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会(以下、「ISDA」といいます。)の基本契約書、又はそれに準ずる契約書(以下、総称として「マスター・ネットティング契約」といいます。)を締結しています。マスター・ネットティング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクを更に削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、又はエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

7. オペレーショナル・リスク管理の概要

当グループはオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれませんが、法令や規制等の違反に係るリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する当グループ各社のレピュテーションの悪化に係るリスクを含みます。

(1) 三段階管理

当グループは、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしています。

- 1) 第一段階:ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。
- 2) 第二段階:オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の中長期的方針と枠組みを策定し、その運用を推進します。
- 3) 第三段階:内部監査及び外部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

(2) 当グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

当グループは、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備するためにオペレーショナル・リスク管理のフレームワークを構築しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。オペレーショナル・リスク・アピタイトは、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの主要項目を用いた定性的リスク・アピタイトおよび定量的リスク・アピタイトにより定義されます。オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

管理の枠組みの基盤

- ポリシー・フレームワークの構築と維持: オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。
- 研修および理解の促進: オペレーショナル・リスク管理について、当グループ内の認識を高めるための取り組みです。

主要な管理活動の実施

- Risk & Control Self Assessment (リスクとコントロールの自己評価、以下、「RCSA」といいます。): 自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。
- シナリオ分析: 低頻度であるが大規模な損失をもたらす、いわゆる「テイル・リスク」を特定、分析するプロセスです。
- 損失事象等の報告: 当グループ内で発生した事象および他社で発生した事象を収集し、業務改善に資する情報を得るプロセスです。将来における同様な事象の発生を防止または低減するために、適正な対応策を策定する重要なステップとなります。
- Key Risk Indicator (リスク指標、以下、「KRI」といいます。): オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。

管理活動結果の活用

- 分析及び報告: オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について、事実確認や原因分析を行った上で経営陣等へ報告を行います。
- 所要資本の計算と配賦: オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算し、各ビジネスに配賦することによりリスク対比で効率的な事業活動を促進します。

(3) オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算

当グループでは、連結自己資本規制比率告示における粗利益配分手法に基づいてオペレーショナル・リスクに係る

所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁により定められた一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

当グループでは、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。この金融費用控除後の収益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分及び適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済に係る業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

(6) オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- 各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛け目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

8. モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用から生じるリスクをいいます。モデル・リスクは、経済的損失、ビジネスや戦略における不適切な意思決定、社内報告や社外報告の修正、規制上のペナルティや当社の信用低下をもたらす虞があります。

モデルの誤謬は、前提条件を設定し実装するまでのいかなる時点においても、発生する可能性があります。また、モデルの出力結果は入力データの質に依拠しているため、入力データにも注意を払う必要があります。さらに、基本的には妥当なモデルであり、モデルの設計目的に合った正確な出力がされる場合であっても、不適切に使用又は誤って適用された場合、高いモデル・リスクを生じる可能性があります。

(1) モデル管理の枠組み

当社のモデル管理の枠組みの下では、モデルは以下のどちらかに該当するものとして定義されます。

- 評価モデル、すなわち、当社が保有するポジションの価格及びリスク感応度を算出するためのモデル
- リスク・モデル、すなわち、リスク・マネジメント部門において、特定のタイプのリスクにより被る潜在的損失を算出しポートフォリオのリスクを定量化するために、また、規制資本及び経済資本算出、リミットのモニタリング、取引承認又は経営陣への報告を行うために使用されるモデル

モデルの公式使用に先立ち、モデル検証グループは、モデルの健全性及び包括性について、モデルの開発者

から独立した立場で検証を行う責任を有しております。この検証手続きの一環として、グローバル・モデル検証グループは複数の分析を通しモデルの適合性を評価し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リザーブや資本調整を適用することにより、モデル・リスクは軽減されることがあります。評価モデルはビジネス部門により、また、リスク・モデルはリスク・マネジメント部門内のリスク・メソドロジー・グループにより開発され、維持管理されます。またある種のモデルは、外部業者により開発されることもあります。リスク・メソドロジー・グループはリスク・モデルと当該グループにおけるリスク計測メソドロジーの継続的な改良や改善に対して、一義的な責任を担っております。全てのモデルはまた、適切性を保つためモデル検証グループによる年次再承認手続きを受けなければなりません。リスク審査委員会からの権限委譲に基づき、モデル・リスク分析委員会とグローバル・リスク分析委員会は、それぞれ評価モデルとリスク・モデルに関するモデル管理の統制、監督に責任を有します。

(2) 評価モデルとリスク・モデルの変更

当グループは統合リスク会議管理委員会、GRSC リスク審査委員会のいずれか、または双方により承認された各種規程類と実施手続を文書化しており、評価モデルまたリスク・モデルの変更時の手続や検証の必要性について規定しております。モデル変更により重要度に関する閾値を超える影響が生じる場合には、モデル承認が必要となります。

この重要度に関する閾値は、モデル検証グループが管理する実施手続において定義され、また当グループのモデル・リスク・アピタイトに反映されます。リスク・モデルに対するある種の重要な変更に対しては、新旧モデルの同時運用と新しいモデルのバック・テストとストレステストがモデル承認に先立ち必要とされます。

9. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャー

トレーディング業務に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーについては、投資時点における判断及び期中管理の実施を組み合わせたリスク管理を行っています。投資時点においては、当グループもしくは当グループ内の各社が定める稟議規程に基づいて、出資形態・金額等により定められた回覧者並びに決裁者による稟議又は CRO が議長を務めるリスク審査委員会等による審議及び議決を必要とする等、透明性の高い承認手続きを構築し、運営しています。

また、期中においては、投資対象の属性、保有の形態等に応じ、VaR 方式または残高ベースにより、個別投資額や株式等総額のリスク量を認識し、シニア・マネジメント、フロント・オフィス、ミドル・オフィス、バック・オフィスで共有化することで、タイムリーなリスク管理を実施しています。

プライベート・エクイティ投資においては、基礎的内部格付手法に基づき算出する株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を定期的に算出するとともに、連結自己資本規制比率告示に定める自己資本の額との比率をモニタリングし、投資残高の管理を行っています。

10. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク管理に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、資産、負債ともにトレーディング業務以外では金利リスクは極めて限定的と認識しています。

11. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に用いる適格格付機関は、全てのエクスポージャーについて、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス、およびフィッチレーティングスリミテッドの5社の格付を使用しています。

12. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成した場合における連結貸借対照表（連結規制貸借対照表）の各項目の額

（単位：百万円）

	連結規制貸借対照表の 各項目の額		第2部の対応項目 (国際様式の該当項目)
	平成25年12月末	平成26年3月末	
資産			
現金・預金	2,050,641	2,180,164	
貸付金および受取債権	2,589,661	2,527,679	
担保付契約	16,481,279	17,347,001	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	19,630,321	18,714,204	
その他の資産	2,463,203	2,338,189	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	80,255	77,737	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	147,643	144,007	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの額	-	-	20, 24
資産合計	43,215,103	43,107,237	
負債			
借入金、支払債務および受入預金	11,559,246	11,664,712	
担保付調達	17,934,466	17,111,999	
トレーディング負債	10,350,094	11,047,081	
その他の負債	884,705	770,370	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額に係る繰延税金負債	-	-	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	11,624	11,225	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの額に係る繰延税金負債	-	-	20, 24
負債合計	40,728,511	40,594,161	
資本			
資本金及び資本剰余金の額	1,275,688	1,278,131	1a
利益剰余金	1,243,515	1,271,061	2
累積的其他の包括利益	18,037	8,895	3
自己株式	-	72,090	1c
資本合計	2,463,480	2,485,997	

第3部 定量的な開示事項

1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本

その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額については、該当ありません。

2. 連結自己資本規制比率に関する事項

		平成25年3月末	平成26年3月末	(十億円)
連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	2,092.9	2,314.2	
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,092.9	2,314.2	
連結における総自己資本の額	(C)	2,452.1	2,715.7	
リスク・アセット	(D)=(E)+(F)+(G)	17,546.7	17,425.9	
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	9,529.1	8,034.8	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(F)	5,846.1	6,999.7	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(G)	2,171.4	2,391.4	
連結普通株式等Tier1比率(%)	(A)/(D)×100	11.9%	13.2%	
連結Tier1比率	(B)/(D)×100	11.9%	13.2%	
連結総自己資本規制比率(%)	(C)/(D)×100	13.9%	15.5%	

3. 自己資本の充実度に関する事項

(1) リスク区分別所要自己資本額

	平成25年3月末		平成26年3月末		(十億円)
	EAD	所要自己資本額	EAD	所要自己資本額	
信用リスク	45,163.8	983.0	39,186.8	808.4	
内部格付手法	27,169.5	694.2	24,018.7	546.4	
金融機関等向けエクスポージャー	13,740.3	116.7	11,493.4	97.4	
ソブリン向けエクスポージャー	2,317.8	11.4	3,794.5	11.1	
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く)	9,609.3	196.6	7,331.3	131.2	
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権)	44.6	7.8	97.5	7.4	
株式等エクスポージャー	581.4	149.4	549.3	93.9	
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	330.5	128.0	278.9	70.9	
経過措置適用分	250.9	21.3	270.4	23.0	
その他	758.3	171.2	666.8	174.3	
信用リスク・アセットのみなし計算	117.8	41.1	85.9	31.2	
標準的手法	799.9	41.4	861.8	37.1	
中央清算機関関連エクスポージャー	17,194.3	29.1	14,306.3	30.5	
CVARリスク	-	218.2	-	194.4	
マーケット・リスク	-	467.7	-	560.0	
内部モデル方式および外部格付準拠方式	-	467.7	-	560.0	
オペレーショナル・リスク	-	173.7	-	191.3	
租利益配分手法	-	173.7	-	191.3	
連結総所要自己資本額	-	1,403.7	-	1,394.1	

- EAD: デフォルト時エクスポージャー
- 所要自己資本額(信用リスク): 信用リスク・アセットの額(内部格付手法対象エクスポージャーについては乗数1.06を勘案後)×8%+上記リスク区分にかかる調整項目(期待損失額を含む)
- 所要自己資本額(マーケット・リスク): マーケット・リスク相当額
- 所要自己資本額(オペレーショナル・リスク): オペレーショナル・リスク相当額
- 連結総所要自己資本額: (信用リスク・アセットの額 + マーケット・リスク相当額 ÷ 8% + オペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8%) × 8%
- エクスポージャー分類は、連結自己資本規制比率告示の規定に従っております。また、算出手法は、当グループの選択した手法に基づき開示しております。
- マーケット・ベース方式の簡易手法適用分とは、上場株式等についてはリスク・ウェイト300%、非上場株式等については同400%を適用するエクスポージャーを指します。ただし、金融機関等向け出資で資本控除されず、リスクアセット計算対象となったものについては、リスク・ウェイト250%が適用されております。
- 経過措置適用分とは、平成16年9月30日以前より継続的に保有する株式等エクスポージャーとして算出するエクスポージャーを指します。
- その他には、未決済取引、現金及びその他資産を含みます。
- 信用リスク・アセットのみなし計算とは、連結自己資本規制比率告示に基づき、投資信託、ファンド等に適用される手法を指します。
- 標準的手法とは、内部格付を適用しない事業単位及び資産区分を指します。
- 内部モデル方式とは、内部モデルによりマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 外部格付準拠方式とは、証券化エクスポージャーに外部格付を用いてマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 租利益配分手法とは、金融費用控除後利益を業務区分に配分した上で、区分ごとに異なる乗数を適用することにより、オペレーショナル・リスク相当額を算出する手法を指します。

- (2) 証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。
- (3) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーのうち、内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。
- (4) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。
- (5) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが標準的方式を使用する対象は該当ありません。
- (6) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額のうち、当グループが基礎的手法及び先進的計測手法を使用する対象は該当ありません。

4. 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー

①地域別内訳

	平成25年3月末			平成26年3月末			(十億円)
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	
国内	944.0	811.4	1,885.5	800.1	651.0	2,190.5	
海外	2,710.8	19,074.5	1,625.7	2,787.6	15,852.2	1,651.4	
欧州	1,829.7	1,898.3	909.6	2,091.1	1,969.2	974.7	
北米	471.9	16,362.7	553.2	316.1	13,231.0	503.6	
アジア	409.1	813.5	162.8	380.4	652.0	173.2	
合計	3,654.7	19,885.8	3,511.2	3,587.7	16,503.2	3,841.9	
標準的手法適用分			799.9			861.8	

②業種別内訳

	平成25年3月末			平成26年3月末			(十億円)
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	
銀行	1,766.6	5,332.1	1,564.0	1,714.5	4,590.5	1,124.1	
ブローカー/ディーラー	269.3	4,030.4	70.8	314.0	2,827.4	76.2	
その他金融・保険	1,041.6	8,055.9	304.8	924.3	5,909.1	360.3	
国・地方公共団体等	313.1	2,305.7	215.8	338.9	3,110.2	1,019.9	
消費関連産業	50.1	0.3	35.6	54.9	6.3	40.3	
その他	214.0	161.4	1,320.2	241.2	59.7	1,221.2	
合計	3,654.7	19,885.8	3,511.2	3,587.7	16,503.2	3,841.9	
標準的手法適用分			799.9			861.8	

③残存期間別内訳

	平成25年3月末			平成26年3月末			(十億円)
	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	デリバティブ	レポ形式の取引	その他	
1年未満	256.2	19,203.9	223.8	348.4	15,321.2	408.3	
1年以上3年未満	261.0	70.7	1,313.9	334.0	673.5	1,676.1	
3年以上5年未満	99.5	106.5	23.0	73.5	199.6	35.6	
5年以上	3,037.3	418.2	32.3	2,831.7	308.6	22.9	
期間の定めのないもの	0.7	86.5	1,918.2	0.2	0.3	1,699.1	
合計	3,654.7	19,885.8	3,511.2	3,587.7	16,503.2	3,841.9	
標準的手法適用分			799.9			861.8	

- 1 エクスポージャーの額については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 2 地域および業種は、当グループの内部管理上の区分を用いております。
- 3 消費関連産業とは、商業、レジャー産業、小売業、飲食業、航空会社、流通、ヘルスクエア、自動車、住宅関連等を指します。
- 4 期間の定めのないものには、算出上の上限を使用したものを含まず。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額、及び業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金については、連結自己資本規制比率告示において、自己資本額として取り扱われることが認められていますが、当該引当金の金額的重要性を勘案し、規制上の自己資本額として算入しておりません。

(3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1%未満である場合には、区分を要しない。)並びに連結自己資本規制比率告示第55条第2項第2号、第101条、第155条第2項第2号及び第225条(連結自己資本規制比率告示第103条及び第112条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

	平成25年3月末	平成26年3月末	(十億円)
	信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の エクスポージャーの額	信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の エクスポージャーの額	
リスク・ウェイト			
0%	40.5	102.4	
10%	-	-	
20%	35.2	37.5	
35%	0.0	0.0	
50%	119.1	24.8	
100%	363.1	345.3	
150%	3.0	2.6	
350%	8.5	12.7	
625%	-	-	
937.5%	-	-	
1,250%	-	-	
合計	569.4	525.4	

- (4) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第 129 条第3項及び第5項並びに第 143 条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- 1) スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

	平成25年3月末	平成26年3月末	(十億円)
リスク・ウェイト			
50%	0.6	22.1	
70%	25.1	58.7	
90%	4.2	10.3	
95%	-	-	
115%	-	-	
120%	-	-	
140%	-	-	
250%	7.2	6.5	
0%	7.5	-	
合計	44.6	97.5	

- 2) マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについては、合計 2,789 億円のうち、リスク・ウェイト 300%適用分が 2,314 億円、同 400%適用分が 475 億円となっております。

(5) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

1) 内部格付手法が適用されるエクスポートの状況(エクスポート別)

平成25年3月末								(十億円)
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
事業法人向け	2.13%	15.37%	-	19.32%	278.2	9,331.1	0.4	75.00%
AAA~AA-	0.03%	42.98%	-	10.78%	32.5	1,009.5	-	-
A+~BBB-	0.24%	15.47%	-	11.95%	180.5	4,367.7	-	-
BB+~CCC	4.71%	8.05%	-	29.92%	65.1	3,949.3	0.4	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.6	-	-
金融機関等向け	0.25%	14.90%	-	9.41%	1,453.4	12,286.9	-	-
AAA~AA-	0.03%	7.35%	-	1.66%	142.5	5,267.4	-	-
A+~BBB-	0.10%	20.56%	-	13.30%	1,278.4	6,405.1	-	-
BB+~CCC	2.85%	10.58%	-	28.51%	32.1	607.5	-	-
CC~D	100.00%	39.62%	39.62%	0.00%	0.3	7.0	-	-
ソブリン向け	0.64%	22.61%	-	3.11%	177.0	2,140.8	-	-
AAA~AA-	0.02%	23.72%	-	1.23%	177.0	1,681.9	-	-
A+~BBB-	0.14%	16.16%	-	7.90%	0.0	412.7	-	-
BB+~CCC	8.15%	32.99%	-	47.18%	-	35.1	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	11.1	-	-
合計	0.99%	15.77%	-	12.55%	1,908.6	23,758.8	0.4	75.00%
AAA~AA-	0.03%	15.48%	-	2.70%	352.0	7,958.7	-	-
A+~BBB-	0.15%	18.58%	-	12.64%	1,458.9	11,185.5	-	-
BB+~CCC	4.48%	8.58%	-	29.85%	97.2	4,591.9	0.4	75.00%
CC~D	100.00%	43.31%	43.31%	0.00%	0.5	22.7	-	-

平成26年3月末								(十億円)
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
事業法人向け	1.46%	17.08%	-	17.78%	317.3	7,014.1	1.0	75.00%
AAA~AA-	0.03%	42.20%	-	9.78%	121.6	896.3	-	-
A+~BBB-	0.24%	16.28%	-	11.26%	75.8	3,294.8	-	-
BB+~CCC	3.21%	9.24%	-	28.05%	119.8	2,818.8	1.0	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.2	-	-
金融機関等向け	0.26%	17.53%	-	9.54%	1,137.0	10,356.4	-	-
AAA~AA-	0.03%	11.35%	-	2.37%	195.5	4,414.3	-	-
A+~BBB-	0.11%	22.79%	-	12.42%	902.4	5,272.1	-	-
BB+~CCC	2.97%	12.00%	-	31.05%	39.2	669.7	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	0.3	-	-
ソブリン向け	0.32%	32.28%	-	1.81%	997.9	2,796.6	-	-
AAA~AA-	0.01%	34.72%	-	0.41%	997.7	2,290.2	-	-
A+~BBB-	0.12%	14.49%	-	7.70%	0.1	465.7	-	-
BB+~CCC	2.70%	37.41%	-	64.02%	0.1	30.2	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	10.5	-	-
合計	0.66%	19.86%	-	10.91%	2,452.2	20,167.1	1.0	75.00%
AAA~AA-	0.02%	23.49%	-	2.49%	1,314.8	7,600.8	-	-
A+~BBB-	0.16%	20.21%	-	11.81%	978.3	9,032.6	-	-
BB+~CCC	3.16%	10.01%	-	28.93%	159.0	3,518.7	1.0	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	15.0	-	-

2) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況(地域別)

平成25年3月末								
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
国内	0.44%	43.36%	-	24.93%	568.0	1,879.4	0.2	75.00%
AAA~AA-	0.02%	44.87%	-	6.03%	166.5	711.3	-	-
A+~BBB-	0.15%	42.72%	-	32.39%	387.0	1,111.6	-	-
BB+~CCC	5.54%	37.72%	-	108.15%	14.4	52.1	0.2	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.5	-	-
欧州	2.16%	37.89%	-	38.70%	714.9	3,820.0	0.2	75.00%
AAA~AA-	0.03%	43.45%	-	9.57%	120.8	943.3	-	-
A+~BBB-	0.14%	40.79%	-	29.63%	537.9	1,913.6	-	-
BB+~CCC	7.57%	24.79%	-	92.61%	55.9	944.9	0.2	75.00%
CC~D	100.00%	42.88%	42.88%	0.00%	0.3	18.2	-	-
北米	0.76%	5.81%	-	3.18%	484.7	16,836.1	-	-
AAA~AA-	0.03%	6.28%	-	0.93%	45.8	6,164.6	-	-
A+~BBB-	0.16%	6.96%	-	3.49%	422.8	7,191.3	-	-
BB+~CCC	3.36%	2.47%	-	6.49%	16.1	3,480.1	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	-	0.0	-	-
アジア	1.05%	19.24%	-	22.48%	141.1	1,223.3	-	-
AAA~AA-	0.03%	25.22%	-	7.63%	18.9	139.5	-	-
A+~BBB-	0.10%	16.66%	-	11.12%	111.3	969.0	-	-
BB+~CCC	10.50%	33.95%	-	138.85%	10.9	114.8	-	-
CC~D	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0.99%	15.77%	-	12.55%	1,908.6	23,758.8	0.4	75.00%
AAA~AA-	0.03%	15.48%	-	2.70%	352.0	7,958.7	-	-
A+~BBB-	0.15%	18.58%	-	12.64%	1,458.9	11,185.5	-	-
BB+~CCC	4.48%	8.58%	-	29.85%	97.2	4,591.9	0.4	75.00%
CC~D	100.00%	43.31%	43.31%	0.00%	0.5	22.7	-	-

平成26年3月末								
	EAD加重平均 PD (%)	EAD加重平均 LGD (%)	EAD加重平均 ELdefault (%)	EAD加重平均 リスク・ウェイト (%)	EAD (オン・バランス)	EAD (オフ・バランス)	コミットメントの未 引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 (%)
国内	0.52%	42.87%	-	16.06%	1,111.1	1,489.9	0.2	75.00%
AAA~AA-	0.01%	44.64%	-	3.32%	913.2	668.9	-	-
A+~BBB-	0.16%	40.28%	-	28.67%	183.5	771.1	-	-
BB+~CCC	12.84%	37.46%	-	152.04%	14.3	45.8	0.2	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	4.0	-	-
欧州	1.16%	37.38%	-	28.32%	802.4	4,079.8	0.1	75.00%
AAA~AA-	0.03%	44.84%	-	7.92%	240.3	1,037.0	-	-
A+~BBB-	0.15%	37.60%	-	22.13%	438.8	2,211.4	-	-
BB+~CCC	4.35%	26.58%	-	73.66%	123.3	820.4	0.1	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	11.0	-	-
北米	0.47%	9.05%	-	2.85%	385.1	13,564.4	-	-
AAA~AA-	0.03%	12.86%	-	0.94%	123.6	5,748.1	-	-
A+~BBB-	0.16%	8.19%	-	3.87%	250.6	5,285.1	-	-
BB+~CCC	2.18%	2.15%	-	5.02%	10.9	2,531.2	-	-
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	0.0	-	-
アジア	1.15%	24.37%	-	22.85%	153.6	1,033.0	0.6	75.00%
AAA~AA-	0.03%	32.63%	-	7.34%	37.8	146.8	-	-
A+~BBB-	0.15%	21.74%	-	12.41%	105.3	764.9	-	-
BB+~CCC	9.30%	30.22%	-	113.49%	10.5	121.3	0.6	75.00%
CC~D	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0.66%	19.86%	-	10.91%	2,452.2	20,167.1	1.0	75.00%
AAA~AA-	0.02%	23.49%	-	2.49%	1,314.8	7,600.8	-	-
A+~BBB-	0.16%	20.21%	-	11.81%	978.3	9,032.6	-	-
BB+~CCC	3.16%	10.01%	-	28.93%	159.0	3,518.7	1.0	75.00%
CC~D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.2	15.0	-	-

- 1 PDは、向こう1年間にデフォルトが発生する確率の推計値、LGDは、EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合を示しております。
- 2 エクスポージャーの類(EAD)については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 3 信用リスク・アセット算出上に使用した内部格付で分類しているため、一部実際のエクスポージャーに付与された内部格付に比べて保守的な区分となっております。
- 4 連結自己資本規制比率算出上のデフォルト区分はCC、C及びDとしております。
- 5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、未決済取引、株式等エクスポージャー、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、現金及びその他資産は除外しております。
- 6 地域は、当グループの内部管理上の区分を用いております。

3) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャーにおける債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高については該当ありません。

4) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

- i) プール単位での PD の推計値、LGD の推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default}を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD の推計値、オフ・バランス資産項目の EAD の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

当グループにおいて、リスク・アセットベースにおけるリテール関連の信用リスク・アセットの額は僅少であり、算出上はリテール・プールを作成せず、事業法人等エクスポージャー又は適用除外資産として取り扱っていることから、該当ありません。

- (6) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの、直前期における損失の実績値、当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析、及び長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当グループでは、市場性のある取引またはそれに裏付けられた取引がビジネスの中心になっており、金融資産の公正価値の把握およびその変動リスクの把握が重要となっています。内部格付手法を適用しているエクスポージャーは、デリバティブ等取引に係るカウンターパーティ向けの与信が大半であり、これらの与信に係る損失は公正価値の見直し(評価損益)、又はポジション解消(売却損益)を通じて実現されるケースも多数存在します。当該損失は、信用リスクに起因する部分と市場リスクに起因する部分が混在し、両者を判別することが困難であることから、信用リスクに起因する損失実績値の集計は行っておりません。

また当グループにおいて、内部格付手法の適用対象となるエクスポージャーについては、過去長期間にわたり、実際に発生したデフォルト件数が少ない中、PD 推計値は、過去長期間の実績値との対比では相当保守的な水準になっております。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

内部格付手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

	平成25年3月末				(十億円)
	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
内部格付手法	16,675.5	-	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	9,194.3	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,153.0	-	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	6,328.2	-	-	-	-

	平成26年3月末				(十億円)
	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	
内部格付手法	12,685.0	-	-	-	-
金融機関等向けエクスポージャー	7,063.3	-	-	-	-
ソブリン向けエクスポージャー	1,072.3	-	-	-	-
事業法人向けエクスポージャー	4,549.4	-	-	-	-

- 1 金融資産担保とは、現金や有価証券等のうち、連結自己資本規制比率告示にて適格なものとして定められたものを指します。
- 2 信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、金融資産担保の額は、期待エクスポージャー方式が適用されなかったエクスポージャーに対して充当された額を示しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクの状況

	(A)	平成25年3月末		与信相当額 (担保勘案前)
		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	
派生商品取引		1,116.4	743.1	1,859.5
外国為替関連取引および金関連取引		186.2	159.8	346.0
金利関連取引		599.6	41.7	641.3
株式関連取引		83.7	172.9	256.6
貴金属関連取引(金を除く)		-	-	-
その他のコモディティ関連取引		1.2	2.4	3.6
クレジット・デリバティブ取引		245.7	366.3	612.0
長期決済期間取引	(B)	121.3	0.0	121.3
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)			925.4
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)			1,055.4
担保の額	(E)			306.3
金融資産担保				306.3
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)			749.1

	(A)	平成26年3月末		与信相当額 (担保勘案前)
		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	
派生商品取引		1,904.0	2,146.5	4,050.5
外国為替関連取引および金関連取引		228.8	156.3	385.1
金利関連取引		777.1	79.4	856.5
株式関連取引		735.0	1,593.8	2,328.8
貴金属関連取引(金を除く)		0.0	1.1	1.1
その他のコモディティ関連取引		3.2	34.9	38.1
クレジット・デリバティブ取引		159.9	281.0	440.8
長期決済期間取引	(B)	2.9	0.0	3.2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	(C)			2,480.9
ネットの与信相当額	(D)=(A)+(B)-(C)			1,572.8
担保の額	(E)			321.9
金融資産担保				321.9
与信相当額(担保勘案後)	(D)-(E)			1,250.9

1 カレント・エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出している部分につき集計しております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	提供	購入	提供	購入
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	24,657.9	24,173.3	21,069.5	20,498.5
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	12,722.3	13,309.4	9,081.8	9,129.8
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	2,586.2	3,380.4	1,574.4	1,535.3
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション	51.2	33.5	676.3	364.6
合計	40,017.7	40,896.6	32,402.0	31,528.1

7. 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

(1) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の額及び主な原資産の種類別の内訳

	平成25年3月末			(十億円)
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	(うち100%のリスク・ウェイト適用分)	
RMBS	143.8	3.6	105.1	
CMBS	135.1	7.3	36.9	
CDO/CLO	20.6	0.6	8.9	
Consumer	41.5	-	0.8	
Commercial	4.4	-	1.2	
その他	26.0	-	5.4	
合計	371.3	11.4	158.3	

	平成26年3月末		
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	(うち100%のリスク・ウェイト適用分)
RMBS	205.8	13.1	113.3
CMBS	231.1	0.7	89.7
CDO/CLO	88.3	0.0	46.2
Consumer	51.6	-	2.1
Commercial	2.5	-	0.0
その他	42.8	0.0	19.0
合計	622.2	13.8	270.4

1 平成26年3月末においては、ロング及びショート・ポジションの絶対額を合計し、エクスポージャーの額を算出しております。

- (2) 保有する証券化エクスポージャー(包括的リスクの計測対象は除く)の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

	平成25年3月末				(十億円)
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	所要自己資本の額	(うち再証券化エクスポージャー)	
1.6%以下	80.4	-	0.5	-	
1.6%超 4%以下	67.9	0.1	1.4	0.0	
4%超 8%以下	23.0	1.0	1.2	0.1	
8%超 20%以下	8.5	-	0.7	-	
20%超 100%未満	33.1	-	12.5	-	
100%	158.3	10.3	158.3	10.3	
合計	371.3	11.4	174.5	10.4	

	平成26年3月末			
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	所要自己資本の額	(うち再証券化エクスポージャー)
1.6%以下	155.0	-	1.0	-
1.6%超 4%以下	96.9	1.3	2.1	0.0
4%超 8%以下	33.0	-	1.7	-
8%超 20%以下	42.8	1.0	5.1	0.1
20%超 100%未満	24.1	-	10.5	-
100%	270.4	11.4	218.9	11.4
合計	622.2	13.8	239.3	11.6

1 リスク・ウェイトの区分は、マーケット・リスクの個別リスクにおいて使用される表記を用いております。

2 平成26年3月末においては、ロング及びショート・ポジションの絶対額を合計し、エクスポージャーの額及び所要自己資本の額を算出しております。

- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに適切なリスクの種類別の包括的リスクの期末値の内訳及びその総額

	平成25年3月末	平成26年3月末	(十億円)
エクスポージャーの総額			
ヘッジ込み	1,096.1	204.4	
ヘッジ除外	957.5	167.6	
所要自己資本			
デフォルト	11.2	10.8	
相関	-1.0	-1.9	
クレジットスプレッド	1.2	1.7	
その他	12.3	0.4	
包括的リスクの額	23.6	11.0	

8. マーケット・リスクに関する事項

(1) 期末のVaRの値並びに開示期間におけるVaRの最高、平均及び最低の値

	平成24年4月1日～平成25年3月31日				平成25年4月1日～平成26年3月31日				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成25年 3月末	日次平均	最高	最低	平成26年 3月末	
VaR(10day)	20.6	30.3	14.2	15.2	17.0	29.3	11.0	14.9	

VaR(10day)の前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(2) 期末のストレス VaR の値並びに開示期間におけるストレス VaR の最高、平均及び最低の値

	平成24年4月1日～平成25年3月31日				平成25年4月1日～平成26年3月31日				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成25年 3月末	日次平均	最高	最低	平成26年 3月末	
ストレスVaR	37.2	72.8	21.6	29.1	41.4	80.8	17.2	48.0	

ストレス VaR の前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(3) 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における所要自己資本の最高、平均及び最低の額

	平成24年4月1日～平成25年3月31日				平成25年4月1日～平成26年3月31日				(十億円)
	日次平均	最高	最低	平成25年 3月末	日次平均	最高	最低	平成26年 3月末	
追加的リスク	95.1	125.7	77.7	108.4	109.3	139.8	89.6	103.9	
包括的リスク	18.9	27.0	14.3	23.9	16.2	28.1	10.3	11.0	

(4) バック・テストの結果及び損益の実績値が VaR の値から大幅に下方乖離した場合についての説明

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間において、バックテスト超過は 1 回ありましたが、これは損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離したものではありません。

9. トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額

	平成25年3月末		平成26年3月末		(十億円)
	連結貸借対照表 計上額	時価	連結貸借対照表 計上額	時価	
経過措置適用分	250.9	250.9	270.4	270.4	
上場株式等エクスポージャー	178.9	178.9	231.4	328.5	
上記以外の株式等エクスポージャー	151.6	151.6	47.5	47.5	
合計	581.4	581.4	549.3	646.4	

(2) 株式等エクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの額

	平成25年3月末	平成26年3月末	(十億円)
PD/LGD方式	-	-	
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	330.5	278.9	
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	-	-	
経過措置適用分	250.9	270.4	
合計	581.4	549.3	

尚、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額及び連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ありません。

10. トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減に関する事項

当グループは、トレーディング業務を主たる業務としており、金利リスクは市場リスク管理の枠組みで管理しています。また、当グループは、預金預入業務を主たる業務とはしておらず、トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクの損益、経済的価値に対する影響は極めて限定的であると認識しています。

第4部 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	株主資本
	連結貸借対照表	株主資本
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	劣後債務
36	非充足資本要件の有無（23）	無
37	非充足資本要件の内容（23）	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260ABC4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	153,756百万円
9	額面総額(4)	154,300百万円
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日(6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でない判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフアード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合：</p> <p>①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BBC2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3) 連結自己資本規制比率	15,200百万円
9	額面総額 (4)	15,700百万円
10	表示される科目の区分 (5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日 (6)	平成23年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成33年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	初回償還可能日:平成28年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がバーゼルIII基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合 (発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	固定から変動
18	配当率又は利率 (11)	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで: 年2.24パーセント 平成28年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオファード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	<p>①または②の事由が生じた場合:</p> <p>①本社債及び発行者のTier2資本として扱われる発行者の他の債務（本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。）にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>②公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	31,600百万円
9	額面総額 (4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3) 連結自己資本規制比率	45,360百万円
9	額面総額 (4)	57,700百万円
10	表示される科目の区分 (5) 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日 (6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円 無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日 (毎年5月26日および11月26日 (当該日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

6. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	4,800百万円
9	額面総額 (4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	平成22年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日 (毎年5月26日および11月26日 (当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	変動
18	配当率又は利率 (11)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	40,000百万円
9	額面総額 (4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	平成22年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成37年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	初回償還可能日:平成32年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	平成32年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日 (毎年5月26日および11月26日 (当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。

8. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段 (劣後債)

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376261B834
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い (1)	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村証券株式会社第3回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本規制比率	39,231百万円
9	額面総額 (4)	49,200百万円
10	表示される科目の区分 (5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日 (6)	平成20年3月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年3月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	固定
18	配当率又は利率 (11)	年2.28パーセント
19	配当等停止条項の有無 (12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約（1）①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約（1）①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

⑤自己資本規制比率を充足しない場合

発行者が本社債の元利金の支払いを行うことにより金融商品取引法第46条の6第2項の規定（金融商品取引法に定める金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する規定が改正された場合には、改正後の規定を指すものとする。以下同じ。）に違反することになる場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者が当該元利金の支払いを行っても金融商品取引法第46条の6第2項に違反しなくなること。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約（1）①ないし⑤に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

9. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本規制比率	80,000百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日（6）	平成20年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類別（10）	変動
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 平成26年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い（1）	
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3） 連結自己資本規制比率	8,000百万円
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5） 連結貸借対照表	負債 負債
11	発行日（6）	平成20年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	平成30年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額（7） 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	固定
18	配当率又は利率（11）	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無（12）	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	
26	転換の比率（16）	
27	転換に係る発行者の裁量の有無（17）	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無（18）	無
31	元本の削減が生じる場合（19）	
32	元本の削減が生じる範囲（20）	
33	元本回復特約の有無（21）	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類（22）	一般債務
36	非充足資本要件の有無（23）	有
37	非充足資本要件の内容（23）	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 平成26年3月末時点の劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

V. 報酬等に関する事項

本章は、金融商品取引業に関する内閣府令第208条の26第5号及び金融庁告示24号（2012年3月29日）に規定する報酬等に関する事項に関し、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき開示を行うものです。

対象役員（18名）：

当社の取締役（社外取締役を含む）および執行役

対象従業者等（104名）：

当社および国内外の連結子会社の役職員のうち、担当または管理する取引や業務が当グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与え得る者であり、かつ原則として上記対象役員の報酬平均額程度以上の報酬を得ている者を「対象従業者等」とします。具体的には下記(1)～(7)のいずれかに該当する者です。

- (1) シニア・マネージング・ディレクター（SMD：当グループのビジネスにおいて、グローバルな一体経営を推進する主要な職責者で、持株会社の経営会議が任命する業務執行責任者。当グループの役職員のうち66名（2014年6月30日現在）で、連結子会社の役員等を兼務する者を含む。）
- (2) 野村証券株式会社の取締役、執行役、執行役員
- (3) 海外の証券関連業務主要子会社の取締役
- (4) 野村アセットマネジメント株式会社の取締役、執行役、執行役員
- (5) 野村信託銀行株式会社の取締役、執行役
- (6) 野村バブコックアンドブラウン株式会社の取締役
- (7) 上記以外の主要な連結子会社の業務の運営または財産の状況に重大な影響を与える国内外の役職員

1. 報酬の決定に関する主要な機関等

対象役員の報酬制度および個別の報酬は、当社（委員会設置会社）の法定の「報酬委員会」で決定されます。報酬委員会（3名）は、執行役を兼務しない取締役を委員長とし、過半数が社外取締役からなる極めて独立性の高い機関です。

報酬委員会は、「野村グループの報酬の基本方針」を決定し、報酬制度と事業戦略との一致を図っております。

「野村グループの報酬の基本方針」

当グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上等に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めております。当該方針は以下の6つの内容から構成されます。

- (1) 野村が重視する価値および戦略との合致
- (2) 会社、部門、個人の業績の反映
- (3) リスクを重視した適切な業績測定
- (4) 株主との利益の一致
- (5) 適切な報酬体系
- (6) ガバナンスとコントロール

なお、「野村グループの報酬の基本方針」は、野村ホールディングスのインターネットサイト上に公開しております。

対象従業者等に適用される報酬制度およびその運営に関する主要な事項については、「野村グループの報酬の基本方針」のもと、当社の「人事委員会」によって審議、決定されます。

人事委員会の現在のメンバーは、当社のグループCEO、グループCOO、財務統括責任者（CFO）、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、コーポレート統括執行役および人事担当執行役員であり、グループCEOが委員長を務めております。

また、人事委員会は外部コンサルタント（Towers Watson社およびMcLagan社）に対し、以下のような報酬等に関する助言、情報提供の依頼、委託を行っております。

- ・当グループが業務を行っている主要な地域における競合他社の報酬水準の調査
- ・競合他社における報酬制度、繰延報酬の内容等に関する調査

2014年3月期において当社の報酬委員会は3回、人事委員会は10回開催されました。

2. 報酬の体系

当グループの報酬の枠組みは、上記「野村グループの報酬の基本方針」に基づき、Financial Stability Board（金融安定理事会、以下「FSB」）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」における指針に沿った形で以下の通り構成されております。

報酬項目	目的	具体的な内容例
固定報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自の知識、スキル、能力、経験に応じて支給 ・ 各国・地域の労働市場における水準を反映 	ベースサラリー
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国・地域の労働市場の慣行を反映し、固定報酬の一部として支給 	住宅関連手当 時間外労働手当
変動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームおよび個人の業績と事業戦略や将来の付加価値への貢献に対する報酬 ・ 社内および外部市場との適切な比較に基づき決定 ・ 個人業績、リスクへの対処、コンプライアンス、部門間の協力等の幅広い観点に基づき決定 	現金賞与 繰延報酬

なお、上記の他、社員については各国・地域の労働市場の慣行を反映した退職金制度があります。

上記のうち、変動報酬については以下の通りとなっております。

現金賞与

変動報酬の一定部分は事業年度終了後に現金で支給されますが、報酬水準が高いほど現金賞与の比率が低くなります。これは規制当局の指針に沿ったものであり、グローバルに適用される方針ですが、各国・地域ごとに個別の規制がある場合は、現金賞与比率の決定に際し、当該規制が遵守されます。

繰延報酬

一定以上の年間報酬総額を受け取る役職員に対しては、変動報酬の一部が繰延報酬の形で支給されます。報酬の経済的価値を当社の株価にリンクすることや一定の受給資格確定期間を置くことによって、以下の効果を期待できます。

- ・ 株主との利害の一致
- ・ 付与から受給資格確定までの一定の期間に個人資産増大の機会を与えることによるリテンション
- ・ 中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門や地域を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、繰延報酬については、FSB が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」において、繰延期間を3年以上とすることが推奨されています。そこで当グループにおいても原則として繰延期間を3年以上としております。

また、下記的事象が発生した場合には、繰延報酬は減額または没収とすることが定められております。

- ・ 自己都合での退職
- ・ 財務諸表の重大な修正
- ・ グループの規程に対する重大な違反
- ・ グループの事業やレピュテーションに対する重大な損害

さらに、2013年3月期に対応する繰延報酬から、役員等の経営幹部および一定以上の報酬を受け取る社員については、今後グループの業績が大幅に悪化した場合やリスク管理に重大な欠陥が発生した場合には、当該繰延報酬を減額または没収できることといたしました。また、欧州における金融機関の報酬規制に対応し、欧州の従業員に付与する2014年3月期に対応する繰延報酬においては、当該繰延報酬の減額や没収に関する条件をより厳格に定めております。

現在の繰延報酬の種類は（1）基本繰延報酬、（2）追加繰延報酬、（3）業績連動繰延報酬に大別されます。

(1) 基本繰延報酬

①ストック・オプション

下記の2種類のストック・オプションを発行しております。

・ スtock・オプション A プラン

権利を付与する時点での当社株式の時価を上回る権利行使価額のストック・オプションが付与されます。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。日本では税制適格型オプションとなるため、主として日本国内の従業員に対して付与しています。

・ スtock・オプション B プラン

欧米で一般的なリストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。

ストック・オプションは、Bプランを中心に発行済株式総数に対する割合で約2.0%、年間7,500万株を発行の上限に、未行使の潜在株式の残高累計が発行済株式総数の10%程度を超えることがないように運営いたします（ただし、当該年度内に自己株式を取得した場合は、当該株式数を年間の発行株数から控除して算出）。

2014年6月末日時点のストック・オプションの未行使残高は約1億3,445万株で、発行済株式総数に対する割合は約3.5%です。

②ファントム・ストックプラン

同プランはストック・オプションBプランと主要な点で同一となるように設計されています。税制等の理由でストック・オプションの利用が不利な国においてもファントム・ストックプランは利用可能です。

(2) 追加繰延報酬

2011年3月期の繰延報酬付与時から、下記の繰延報酬を導入しました。これらのプランは、一定の役員員に対して基本繰延報酬とは別に付与されます。これにより、競争の激しいマーケットにおいて、優秀な人材を維持し、動機づけることに役立つと考えております。

①カラー付ファントム・ストックプラン

同プランは当社の株価に連動します（連動幅が一定の範囲に限定されます）。

②ファントム・インデックスプラン

同プランは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つ（主要先進国の株価を反映）に連動します。繰延期間や受給資格など他の主要な条件はカラー付ファントム・ストックプランと同じです。

(3) 業績連動繰延報酬

2012年3月期に対応する繰延報酬の一部として、一定以上の職責につく役員員に対して導入いたしました。同プランは、FSBが推奨する長期インセンティブプラン（インセンティブプラン付与時以降の将来の業績に応じて、株式報酬等の付与数量が増減する）に準じた繰延報酬で、2年間の業績測定期間終了後に当該業績目標の達成度合いに応じて数量を調整したストック・オプションBプランまたはファントム・ストックプランを付与するというものです。なお、当該業績測定期間の業績が一定基準を下回った場合は付与されません。

3. リスク管理との整合性及び業績との連動性

報酬総額の決定にあたっては、FSBが公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の指針に沿って現在および将来のリスクを勘案し業績との連動性を考慮しております。具体的には、定量的に評価したリスクを総体的に捉えた経済資本に、一定の比率を乗じた金額をそれぞれの部門に賦課（収入より控除）した業績を測定し、当該リスク調整後の税引前・人件費控除前の利益額に対する人件費の比率等を参考にしております。

なお、当該経済資本には、市場リスク、信用リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクが反映されております。

また、報酬総額がグループ全体の財務の健全性の現状及び将来見通しとの整合性を保っており、かつ将来の自己資本の十分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しております。

4. 当期の報酬の種類及び支払総額

当期報酬	人数	当期支給			繰延支給				合計
		固定報酬	(変動報酬)現金賞与	小計	ストック・オプション等		(変動報酬)追加繰延報酬等	小計	
					固定報酬	(変動報酬)基本繰延報酬			
対象役員	18	億円 8.6	億円 2.7	億円 11.3	億円 0.8	億円 2.7	億円 2.6	億円 6.1	億円 17.4
対象従業者等	104	51.6	23.3	74.9	0.4	35.5	39.9	75.8	150.7

(注)

- 1) 当期報酬は、2014年3月期に対応する報酬額です（過去の繰延報酬等は含みません）。
- 2) 人数には、当期中に退任した対象役員3名および対象従業者等2名を含みます。
- 3) 上記の他、会社都合の退職者への支給分1.0億円があります。
- 4) 上記の他、前期以前の繰延報酬のうち①当期中に権利行使可能となったストック・オプション等503.4万株相当、追加繰延報酬で当期に支給したもの29.5億円、②権利行使開始期間が未到来のストック・オプション等の残高1,276.2万株相当、割当数量が未確定の業績連動繰延報酬の残高は376.2万株、追加繰延報酬で支給時期が未到来の残高60.9億円相当があります。

5. その他

当グループでは、賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合にのみ行うこととし、複数年の保証は原則として行わないようにしております。また、対象従業者等に対する特別または高額な退職金ないし退職（セバランス）パッケージの保証は行わないようにしております。

野村ホールディングス株式会社